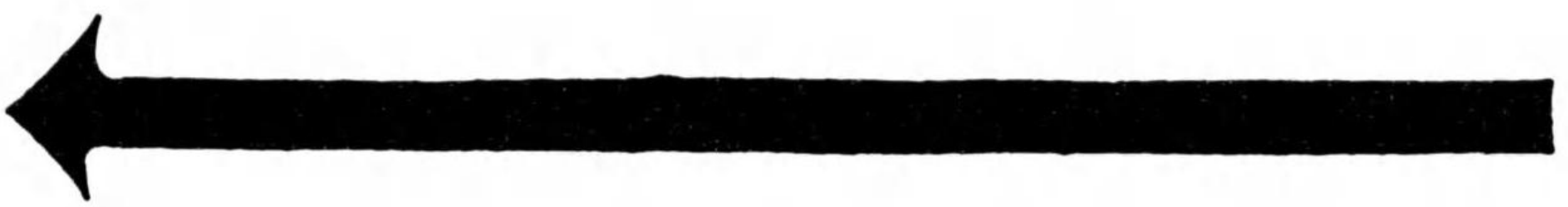
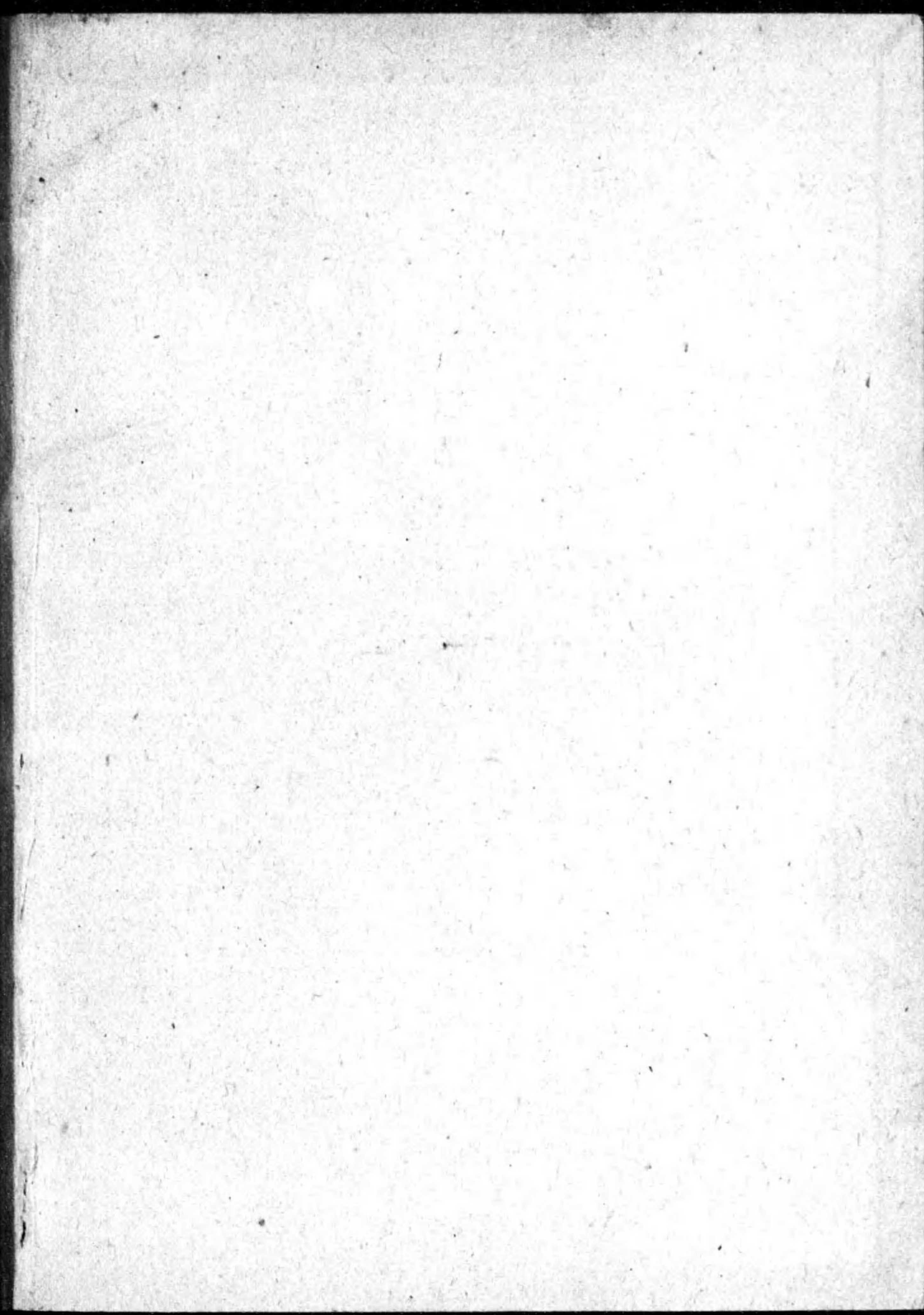
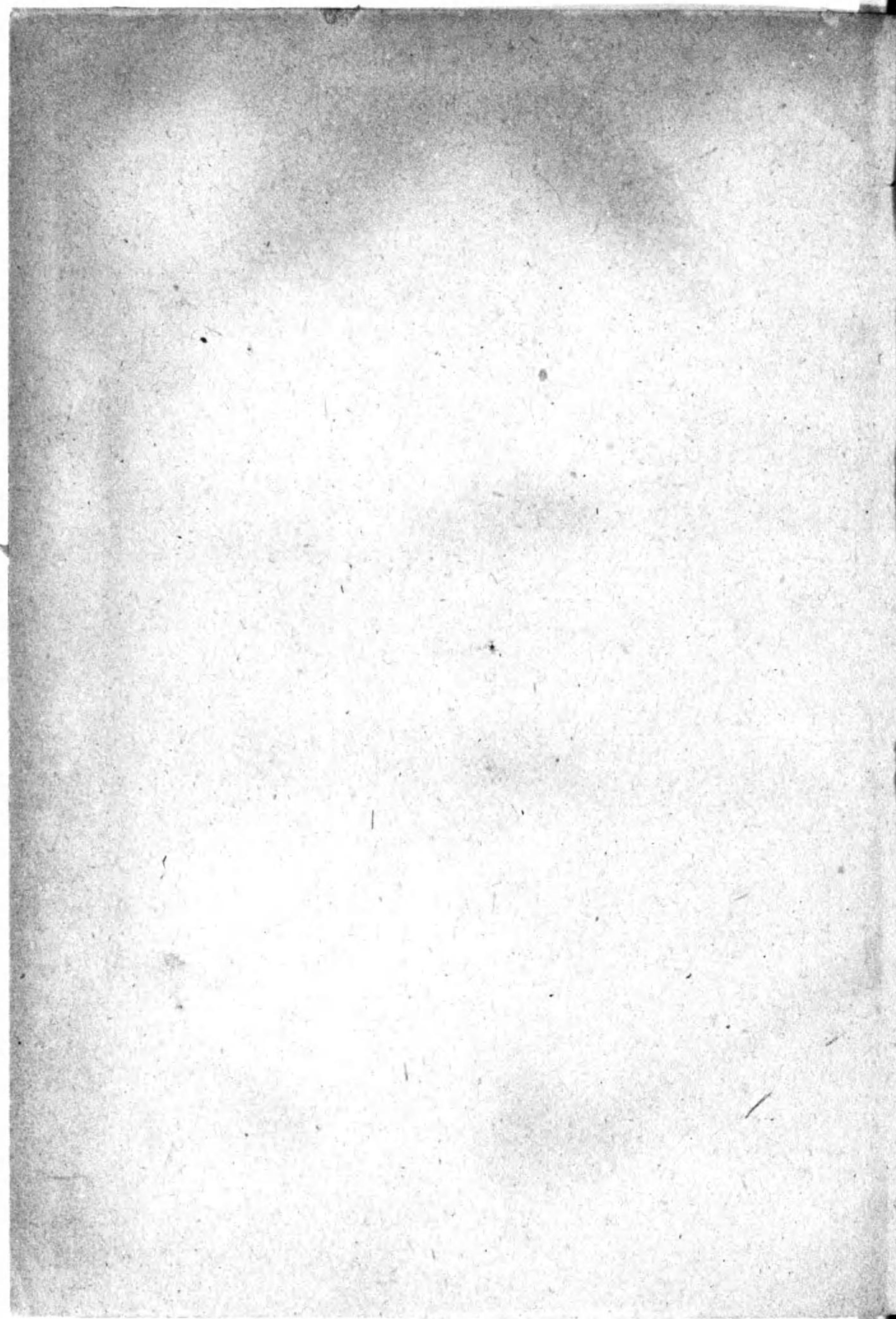


316
a
22

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4

始





昭和二十三年三月

戦後のソ連外交

執務参考用

外務省調査局第三課

316
a 22



10769

はしがき

戦後のソ連外交

巻頭

九四七年末までの推移を執務報告の形式で
たものである。ただし、必要に応じて右期
が、今後の訂正に俟つこととしたい。

調査局第三課長

316
a 22



10769

はしがき

今般當課においては、主管事項につき終戦後（一九四五年八月以降）一九四七年末までの推移を執務報告の形式で
總括して、今後の執務に便ならしめることとした。

本稿はその第二部に該當するもので、右期間におけるソ連外交を概観したものである。たゞし、必要に応じて右期
間の前後に及んだ箇所もある。

なお資料不足のため、實情不明の部分が多く、また誤謬なきを保し難いが、今後の訂正に俟つこととしたい。

昭和二十三年三月

調査局第三課長

最近のソ連外交

目次

序 説……………一

第一編 國際連合におけるソ連の外交……………一

第一章 國際平和機構設立問題……………四

第一節 國際機構設立問題にたいするソ連の態度……………四

第二節 國際機構とソ連……………六

第二章 サンフランシスコ會議……………七

第一節 概 説……………七

第二節 ソ連の態度……………八

第三節 大國の權限擴張にたいするソ連の支持……………九

第四節 安全保障理事會の管轄權擴張に關するソ連の主張……………一〇

第五節 票決手續におけるソ連の劣勢打破の努力……………一二

第六章 第一回前期總會（ロンドン）……………一三

第一節 概 説……………一三

第二節 前期總會におけるソ連の態度……………一三

第三節 機構整備におけるソ連およびそのプロック諸國の態度……………一三

第四節 前期總會上程の重要問題にたいするソ連の態度……………一四

第七章 暫定取極による國連組織準備委員會……………一六

第一節 サンフランシスコ會議後の情勢……………一六

第二節 準備委員會とソ連の態度……………一七

第三節 ソ連の國連機構早急整備の主張……………一八

第四節 民族政策を基調とするソ連の主張……………一九

第五節 ソ連の國連本部アメリカ設置案支持……………一九

第六節 結 語……………二〇

第八章 第一回前期總會（ニューヨーク）……………二七

第一節 概 説……………二七

第二節 後期總會におけるソ連の態度……………二七

第三節 重要諸問題とソ連の態度……………二九

第四節 軍備縮小問題……………二九

第五節 兵力報告問題……………三〇

第六節 拒否權問題……………三二

第七節 スペイン問題……………三三

第八節 加入問題……………三三

第九節 難民救濟機關憲章可決……………三四

第十節 世界労働組合連盟の經濟社會理事會への参加問題……………三五

第十一節 信託統治理事會の成立……………三五

第十二節 信託統治協定……………三六

第九章 第二回總會……………三六

第一節 概 説……………三六

第二節 總會におけるソ連の協調とその成果……………三六

第三節 西南アフリカ併合問題……………三七

第四節 南阿連邦在住インド人待遇問題……………三七

第五節 非自治地域民族會議開催問題……………三七

第六節 中歐における小數民族壓迫問題……………三七

第七節 白ロシアの經濟社會理事會選任……………三六

第八節 本部所在問題……………三六

第九節 總會におけるソ連の協調とその成果……………三六

第十章 第二回總會……………三九

第一節 概 説……………三九

第二節 第二回總會におけるソ連側態度……………四〇

第三節 ソ連側東歐諸國の態度……………四三

第四節 役員の選舉……………四四

第五節 暫定常設安全保障委員會（小總會）設置問題……………四五

第六節 拒否權問題……………四七

第七節 戰爭挑發宣傳禁止問題……………四八

第八節 加入問題……………五〇

第九節 ギリシャ問題……………五三

戦争犯罪人にたいする死刑反對問題……………三五

スペイン問題……………三五

國連豫算問題……………三五

前期總會中の國際情勢……………三六

第一章 第一回後期總會（ニューヨーク）……………三七

第一節 概 説……………三七

第二節 後期總會におけるソ連の態度……………三七

第三節 重要諸問題とソ連の態度……………二九

第四節 軍備縮小問題……………二九

第五節 兵力報告問題……………三〇

第六節 拒否權問題……………三二

第七節 スペイン問題……………三三

第八節 加入問題……………三三

第九節 難民救濟機關憲章可決……………三四

第十節 世界労働組合連盟の經濟社會理事會への参加問題……………三五

第十一節 信託統治理事會の成立……………三五

第十二節 信託統治協定……………三六

西南アフリカ併合問題……………三七

南阿連邦在住インド人待遇問題……………三七

非自治地域民族會議開催問題……………三七

中歐における小數民族壓迫問題……………三七

白ロシアの經濟社會理事會選任……………三六

本部所在問題……………三六

總會におけるソ連の協調とその成果……………三六

第二回總會……………三九

第一節 概 説……………三九

第二節 第二回總會におけるソ連側態度……………四〇

第三節 ソ連側東歐諸國の態度……………四三

第四節 役員の選舉……………四四

第五節 暫定常設安全保障委員會（小總會）設置問題……………四五

第六節 拒否權問題……………四七

第七節 戰爭挑發宣傳禁止問題……………四八

第八節 加入問題……………五〇

第九節 ギリシャ問題……………五三

第十節 朝鮮問題	五	つ刊行物取締りに關する問題	七
第十一節 ス페인問題	七	第二十三節 非自治地域情報審査委員會設置問題	七
第十二節 イタリア講和條約改訂問題	七	第二十四節 西南アフリカ信託統治問題	六
第十三節 經濟社會理事會理事國數增加問題	六	第二十五節 非自治地域の信託統治移管問題	六
第十四節 戰災國の經濟復興援助問題およびマ	六	第二十六節 非自治地域に關する政治的情報の報告問題	六
第十五節 アンラ活動終了後の經濟援助問題の審議打切り問題	六	第二十七節 ナウル島信託統治協定案	七
第十六節 専門機關との協定承認問題	六	第二十八節 戰爭犯罪人引渡問題	七
第十七節 アジア・極東經濟委員會構成國の擴大問題	六	第二十九節 國際司法裁判所の活用問題	七
第十八節 イタリアおよびオーストリアの國際民間航空機構參加問題	三	第三十節 パレスチナ問題	三
第十九節 國際關係を傷ける報道の傳播防止問題	三	第三十一節 ソ連側論調	三
第二十節 難民問題	三	第三十二節 結語	七
第二十一節 労働組合の權利義務に關する問題	六	第七章 特別總會(パレスチナ問題)	六
第二十二節 婦女および兒童賣買禁止とわいせ	六	第一節 概説	六
		第二節 ソ連側諸國の態度	六

第八章 安全保障理事會(本會議)	五	第三節 加入審査委員會	二八
第一節 概説	五	第四節 一般軍縮委員會	二三
第二節 イラン問題	六	第十章 經濟社會理事會	二五
第三節 ギリシャ問題	六	第一節 概説	二五
第四節 インドネシア問題	六	第二節 第一會期	二六
第五節 シリア・レバノン問題	七	第三節 第二會期	二六
第六節 亡命派ポーランド軍のイタリア駐屯問題	九	第四節 第三會期	二六
第七節 ス페인問題	九	第五節 第四會期	三〇
第八節 在外兵力調査問題	八	第六節 第五會期	三三
第九節 コルフ海峡觸雷事件	二〇	第七節 分科委員會におけるソ連と米英との對立	三三
第十節 舊日本委任統治領に關する信託統治案	二〇	第十一章 信託統治理事會	三九
第十一節 エジプト問題	二〇	第十二章 國連關係諸機關とソ連側諸國	四一
第十二節 拒否權問題	二四	第一節 概説	四一
第十三節 トリエスト總督選任問題	二五	第二節 専門機關	四一
第九章 安全保障理事會(各委員會)	二六	第三節 非政府専門機關	四八
第一節 原子力管理問題	二六	第四節 専門機關でない非政府機關	四九
第二節 軍事參謀委員會	二五	付録	

一、一九四三年十月モスクワ三國外相會議におけるソ連代表部顔ぶれ……………一五〇

二、ダンバートン・オークス、ソ米英三國會談におけるソ連代表部顔ぶれ……………一五三

三、ヤルタ(クリミア)會談におけるソ連代表部顔ぶれ……………一五五

四、サンフランシスコ會議におけるソ連側諸國代表部顔ぶれ……………一五五

五、國連第一回前期總會におけるソ連側諸國代表部顔ぶれ……………一五五

六、國連特別總會におけるソ連代表……………一五五

七、國連第一回後期總會におけるソ連側諸國代表部顔ぶれ……………一五五

八、國連第二回總會におけるソ連側諸國代表部顔ぶれ……………一五五

九、國連第二回總會各委員會議擔任ソ連側諸國代表者名……………一五五

十、ソ連側諸國の國連憲章の批准および批准書寄託の年月日……………一五五

十一、國連および關係各機關におけるソ連側諸國の參加狀況表……………一五五

第二編 一般外交……………一六三

第一章 講和問題にたいするソ連の態度(外相會議および歐州平和會議)……………一六三

第一節 概 説……………一六三

第二節 第一回外相會議……………一六三

第三節 第二回外相會議……………一六三

第四節 第三回外相會議……………一六三

第五節 歐州平和會議……………一六三

第六節 第四回外相會議……………一六三

第七節 第五回外相會議……………一六三

第一款 ドイツ問題……………一六三

第二款 オーストリア問題……………一六三

第八節 第六回外相會議……………一六三

第二章 一般國際會議にたいするソ連の態度……………一六三

第一節 政治的會議……………一六三

第二節 經濟的會議……………一六三

第三節 社會文化的會議……………一六三

第三章 東歐諸國……………一六〇

第一節 ポーランド……………一六〇

第一款 親ソ統一政府の樹立助成……………一六〇

第二款 統一政府樹立後の政策……………一六〇

第三款 兩國間基本問題の調整……………一六〇

第四款 兩國經濟關係の緊密化……………一六〇

第五款 軍事上の對ポーランド援助……………一六〇

第六款 文化關係……………一六〇

第二節 チェコスロヴァキア……………一六〇

第一款 亡命政府本國復歸までのソ連・チェコ關係……………一六〇

第二款 亡命政府の本國復歸後の兩國關係……………一六〇

第三款 兩國間基本問題の調整……………一六〇

第四款 兩國經濟關係の緊密化……………一六〇

第五款 軍事上の對チェコ援助……………一六〇

第六款 文化關係……………一六〇

第三節 ユーゴスラヴィア……………一六〇

第一款 統一政府樹立までのソ連・ユーゴ關係……………一六〇

保……………一六〇

第二款 統一政府樹立後の兩國關係……………一六〇

第三款 兩國間基本問題の調整……………一六〇

第四款 經濟關係……………一六〇

第五款 軍事上の對ユーゴ援助……………一六〇

第四節 ブルガリア……………一六〇

第一款 休戰協定成立までのソ連・ブルガリア關係……………一六〇

第二款 休戰協定成立後の兩國關係……………一六〇

第三款 ソ連の對ブルガリア政策の變遷……………一六〇

第四款 經濟關係……………一六〇

第五款 軍事關係……………一六〇

第六款 文化關係……………一六〇

第五節 ルーマニア……………一六〇

第一款 休戰協定成立前のソ連・ルーマニア關係……………一六〇

第二款 休戰協定成立後の兩國關係……………一六〇

第三款 ソ連の對ルーマニア政策の變遷……………一六〇

第四款 經濟關係……………三三

第五款 軍事關係……………三四

第六款 文化關係……………三四

第六節 ハンガリー……………三五

第一款 休戦協定成立までのソ連・ハンガリー關係……………三五

第二款 休戦協定成立後の兩國關係……………三六

第三款 ソ連の對ハンガリー政策の變遷……………三六

第四款 經濟關係……………三七

第五款 軍事關係……………三九

第六款 文化關係……………三九

第七節 フィンランド……………三〇

第一款 休戦協定成立前のソ連・フィンランド關係……………三〇

第二款 休戦協定成立後の兩國關係……………三一

第三款 領土の割讓および租借地の提供にともなう境界の割定……………三三

第四款 賠償問題……………三三

第五款 在フィンランド・舊ドイツ資産の處分問題……………三四

第六款 經濟關係……………三五

第七款 軍事關係……………三六

第八款 文化關係……………三七

第八節 アルバニア……………三八

第一款 ユーゴを介するソ連とアルバニアとの關係……………三八

第二款 兩國の直接關係……………三九

第九節 ドイツ……………三九

第一款 ソ連のドイツ占領地區にたいする施策……………三九

第二款 ソ連占領地區と諸外國との通商關係……………三九

第三款 ドイツ處理問題にたいするソ連の態度……………三九

第十節 オーストリア……………三九

第一款 オーストリアをめぐるソ連と米英と……………三九

の對立……………三二

第二款 在旧ドイツ資産の接收問題……………三三

第三款 在ソ、オーストリア人捕虜の送還……………三四

第四款 オーストリア救済協定にたいするソ連の抗議……………三四

第四章 對西歐關係……………三五

第一節 イギリス……………三五

第一款 イギリス要人の反ソ言動とソ連の反駁……………三五

第二款 英ソ同盟延長問題……………三六

第三款 英佛同盟條約にたいするソ連の態度……………三七

第四款 英ソ通商交渉……………三八

第五款 英ソの親善交歡……………三九

第二節 フランス……………四〇

第一款 ソ佛關係の増進……………四〇

第二款 フランスの西歐ブロック加入とソ佛關係の冷却……………四二

第三款 ド・ゴールの反ソ言動……………四三

第四款 在佛ソ連人の引揚およびソ連人收容所手入れ問題……………四三

第五款 フランス共産黨のコミンフォルム參加……………四四

第六款 ソ佛通商關係……………四四

第七款 アメリカの對佛基地要求説とソ連……………四五

第三節 イタリア……………四六

第一款 イタリアをめぐる米英對ソ連の對立……………四六

第二款 イタリア左翼團體との交歡……………四七

第三款 ソ伊通商關係……………四七

第四節 スウェーデン……………四七

第一款 北歐ブロック案にたいするソ連の態度……………四七

第二款 金融および通商協定……………四八

第三款 定期航空協定……………四九

第四款 その他の協定……………四九

第五款 兩國の大使交換……………四九

第五節 ノールウェイ……………三〇

第一款 ソ軍のノールウェイ撤兵……………三〇

第二款 兩國國境劃定……………三〇

第三款 通商協定……………三〇

第四款 ソ連のスピッツベルゲン諸島における軍事基地要求問題……………三〇

第六節 デンマーク……………三三

第一款 ソ連軍のボルンホルム島撤兵……………三三

第二款 兩國通商關係……………三三

第三款 グリーンランド島におけるアメリカ空軍基地問題にたいするソ連の態度……………三三

第七節 スイス……………三五

第一款 スイス抑留ソ連人の送還……………三五

第二款 兩國間外交關係復活……………三五

第三款 兩國通商關係……………三五

第八節 ギリシヤ……………三六

第一款 ギリシヤをめぐる英ソの對立……………三六

第二款 ギリシヤとの外交關係設立……………三六

第三款 内戦にたいするソ連の態度……………三五

第九節 その他諸國……………三五

第一款 オランダ……………三五

第二款 ベルギー……………三五

第三款 スペイン……………三五

第四款 ポルトガル……………三五

第五章 對米州關係……………三五

第一節 アメリカ合衆國……………三五

第一款 米ソの對立に關するスターリンの言説……………三五

第二款 原子爆彈にたいするソ連の態度……………三五

第三款 トルーマン・ドクトリン・マーシャル・プランにたいするソ連の態度……………三五

第四款 アチソン國務次官のいわゆるソ連誹謗事件……………三五

第五款 ソ連新聞のトルーマン大統領およびマーシャル國務長官中傷事件……………三五

第六款 兩國通商關係……………三五

第七款 アメリカの對ソ露語放送開始……………三六

第八款 報道取締問題……………三六

第九款 兩國文化交流問題……………三六

第十款 米議員團入ソ拒否事件……………三六

第二節 カナダ……………三七

第一款 ソ運武官の原子カスパイ事件……………三七

第二款 ペッツァモ地區カナダ人利權補償問題……………三七

第三款 北極圈氣象情報交換……………三七

第三節 中南米諸國……………三七

第一款 概 説……………三七

第二款 アルゼンチン……………三七

第三款 ウルグワイ……………三七

第四款 ブラジル……………三七

第五款 チリ……………三七

第六章 對西亞およびアフリカ關係……………三八

第一節 トルコ……………三八

第一款 戰時中におけるソ連の對トルコ態

度……………三八

第二款 ソ連のカルス、アルダハン兩地方恢復要求……………三八

第三款 海峽にたいするソ連の要求……………三八

第二節 イラン……………三八

第一款 戰時中におけるソ連の對イラン態度……………三八

第二款 アゼルバイジャン獨立問題……………三八

第三款 石油利權問題……………三八

第三節 アフガニスタン……………三八

第四節 エジプト……………三八

第一款 英埃關係にたいするソ連論調……………三八

第二款 對英埃關係不干涉の態度表明……………三八

第三款 對埃醫療援助……………三八

第七章 對東亞關係……………三八

第一節 中華民國……………三八

第一款 國共合作にたいするソ連の態度……………三八

第二款 アメリカの對華援助にたいするソ

連の非難	二六七	第四款 ソ連科學者の訪印	三〇二
第三款 國民政府とソ連との關係の惡化	二六八	第五節 その他の諸國	三〇三
第四款 對日講和問題にたいするソ華の同調	二六九	第一款 シナム	三〇三
第五款 滿洲問題	二七〇	第二款 フィリピン	三〇四
第六款 旅順および大連の問題	二七一	第三款 マライ	三〇四
第七款 新疆問題	二七三	第四款 インドネシア	三〇五
第二節 朝鮮	二七五	付録	
第三節 蒙古人民共和國	二七九	ソ連の在外使節一覽表(一九四七年末現在)	三〇四
第一款 中國による獨立承認	二八九		
第二款 ソ蒙關係の増進	二九〇		
第三款 國連および對日處理參加問題	三〇〇		
第四節 インド	三〇〇		
第一款 外交關係の設定	三〇〇		
第二款 南阿インド人問題をめぐるソ連とインドとの關係	三〇一		
第三款 ソ連邦共和國代表の全アジア會議參加	三〇三		

序 說

獨ソ開戦以來ソ連は全力を對獨作戰に傾注し、ドイツ打倒のためには一切の行きがかりを捨てて全面的に米英と協力し、その障害となる危険のあるものは擧げてこれを排除、コミンテルンをさえ解散して米英の意を迎えるところがあつた。しかし、戦局の進展につれ、ソ連と米英との間には漸く利害對立の兆が見え、さらに對獨戦勝の見透しが殆ど確實となるに及び、ソ連の外交が戦後の資本主義諸國との必然的對立に備えて、その本来のラインを守つていゝことが愈々明確となつた。すなわち、ソ連は米英にたいしては機會ある毎に、今次戦争におけるソ連の決定的役割りとその供した犠牲を強調し、諸般の問題につき米英側の讓歩を要求してモスクワ、テヘラン、ヤルタ、ポツダム各會議において極めて有利な諸決議を獲得したが、その目指すところは戦勝の結果を確保するとともに、その國際的地位の強大化を計り、ソ連のいわゆる世界政策へ飛躍するにあつた。

ソ連戦後の對外政策には互に表裏をなす消極と積極の兩活動面がある。消極面に屬するものはソ連が戦後可急的に迅速に解決を要するもので、國力の復興に關連するものと、安全防禦の強化を目標とするものに大別できる。一九四六年より開始された國民經濟復興開發五カ年計畫は、差當り戦前の國力回復を目標としたものであるが、窮極の狙いは最少限三次にわたり、五カ年計畫を反覆して資本主義の包圍による脅威に堪える強大な國力を培養するにあること

は、一九四六年二月のスターリン首相の選挙演説により明かであり、戦敗國にたいするソ連の苛酷な賠償政策、占領地よりの工業施設の撤去、いわゆるモロトフ・プラン、一般通商政策等は、この復興計畫上の要請にもとづく外交活動といえる。また安全防禦体制の確立を目指す具體的方策としては、ドイツ處理に關するソ連の主張、失地の回復、新規領土の獲得ならびに、戦略的要衝および重要資源地域の支配を目標とする策動等を擧げることが出来るが、東歐ソ連圏の創成はその最も顯著なものといえる。すなわち、東部ドイツ、オーストリア、ハンガリー、ポーランドおよびギリシヤを除くバルカンのほとんど全部を長期にわたり事實上占領したソ連は、これら諸國においていわゆる民主化の名の下にソ連の實力を背景として左翼勢力の支配體制を確立し、これを一丸とする強固な政治的經濟的勢力圏を形成して自己の傘下に置き、西歐と完全に隔絶させた。次にソ連外交活動の積極面を見るに、今次戦争の結果、日獨の没落により、ソ連は偶然にも、多年にわたり存在した東西の脅威を一舉に除去することをえたばかりでなく、イギリスの衰退によつて地中海、西亞地域等に生じた空白に乘じ、その勢力伸長の好機會を與えられた。イラン、ギリシヤに起つた事態、海峽問題に關する對トルコ要求、信託統治および植民地解放にたいするソ連の主張は此の間に處するソ連の態度を示すものである。

これらの外交活動は主として國連および一般の外交手段を通じて行われてゐるが、他面ソ連は世界勞連、國際民主婦人連盟、民主青年連盟等の國際團體はもちろん、各國における對ソ親善協會、スポーツその他の文化機關、スラヴ民族團體等をも利用しており、殊に一九四七年九月にはソ連圏に佛伊を加え、九カ國共產黨よりなるコミンフォルムを結成、コミンテルンを事實上復活させて往時の活動の再現を自論んでゐることを窺わせた。

なほ、國際連合にたいするソ連の態度は、戦後のソ連外交上重要視すべきものであるが、ソ連はこれに加入するに際し、政策遂行上これを積極的に利用できることを期待したわけではなく、むしろその反ソ機關化することを防止するという消極的な目的を持していたものと見られる。しかしてウクライナ、白ロシアを別個に加入させることに成功し、これに東歐諸國を配して一應その勢力の擴張を計つたが、最後の利器として拒否權を濫用し、國連機構の圓滑な運用を阻害するとのそしりを招いた。殊に經濟方面の活動についてはソ連は獨自の見解からほとんど全面的に國際間の協力を拒んでゐる。元來ソ連の對外通商政策はバーター協定を基調とするものであり、多角協定による通商増進を目標とすアメリカと全く反對の立場にある。その結果ソ連およびその勢力圏は戦前世界貿易總額の僅かに一割程度を占めるに過ぎなかつたといえ、すでに隨所において通商上の困難が發生してゐる。

ソ連のこのような政策が表面化するにつれ、國連を中心としてソ連と西歐諸國との間に激烈な論戰が展開されるに至つたが、ソ連の意圖に危ぐの念を抱く米英においては武器規格統一、參謀會議の存続、空軍基地の強化等一連の防禦措置を講じ、一九四七年に入つてからは、アメリカは積極策に轉じ、ソ連進出の直接の目標とみられるギリシヤ、トルコ、イランの各國に軍事援助を與え、歐洲復興に關するマーシャル計畫を樹立した。ソ連はマーシャル計畫をボイコットするとともに東歐圏の經濟自立を目標とするいわゆるモロトフ計畫およびコミンフォルムの結成をもつてこれに報い、ここに東西兩體制の對立は決定的となつた。かくて一九四七年末に至るもなお、ドイツおよび日本との講和會議は開催の見透しさえつかず、今後ソ連外交方針に相當の轉換のない限り事態の收拾はかなり困難なものといえよう。

第一編 國際連合におけるソ連の外交

第一章 國際平和機構設立問題

第一節 國際機構設立問題にたいするソ連の態度

大西洋憲章成立（一九四一年八月十四日）以來、戦後國際機構問題の研究にたいして米英兩國が異常な熱意を示したのに反し、ソ連の態度は極めて消極的なものであった。

(1) 戦争初期。戦局がソ連にとつて極めて困難であつた初期の時代においては、ソ連は第二戦線の即時結成を要求するに急であつて、本問題については全く冷淡であつた。その後、戦局が好轉するに伴つて、ソ連は漸くその關心を高めたが、い然、その態度は消極的で、僅かに、他國における論議にたいする論評において戦後問題におけるソ連の發言權を留保しようとするに止まり、なんら具體的意見を述べるところがなかつた。

(2) モスクワ三國外相會議。一九四三年十月のモスクワ三國外相會議は戦後問題に關する四國（中國を含めて）の協力關係を始めて明文化した。これによつて戦後國際機構において演すべきソ連の役割も確定されるに至つたが、ここにおいてソ連はさらに一步を進めて、その役割の強化擴大を主張することとなつた。當時、米英兩國の一部には戦後

における兩國だけの提携強化説が行われていたが、これについては、ソ連側は論駁に値しない謬論であると斷じ、國際連盟の失敗の原因の一是正にソ米兩國の不參加にあつたことを想起した（「戦争と労働階級」誌以下「戦勞」誌と稱す）第十號、四三・一〇・一五社説「モスクワ會議」。また、戦後機構における全會一致原則の主張にたいしては、これまた同じく國際連盟失敗の原因の一であつたことを指摘して、『決議事項に關係を有しない小國が重要決議を左右する』という極めて不合理な結果を招いたと論じた（「戦勞」誌、第十四號、四三・一二・一五「國際連盟について」ベシヤトロフ）。

(3) ダンバートン・オークス三國會談。ダンバートン・オークスにおけるソ米英三國會談は國連憲章草案の作成検討に當つたが、ソ連は同會談を重要視し、きわめて慎重な態度をとつた。一九四四年七月二十日ソ連各紙は同會談の八月一日開催を報じておきながら、ソ連は準備未了を理由に開催延期を申入れ、充分の準備を整え、對策を練つたのである。たゞ、同會談に先立つて、米英兩國の提携強化説が再燃するや、ソ連側はその言論機關を擧げて、ソ連を除外するいかなる戦後機構にも反對であり、特定國家（群）を對象とするブロックの結成にも反對する旨を表明した。八月二十一日に至つて開催された同會談で、ソ連代表グロムイコ駐米大使は戦後の國際平和維持に關する三國の責務を重ねて強調した。

會談の結果、中國を加えた四國の地位がさらに明確にされ、國連憲章の草案として「一般的國際機構設立に關する提案」——いわゆるダンバートン・オークス案が採擇された。同案中、安全保障理事會における票決權問題の解決はクリミヤ（ヤルタ）會談に持越されたが、新機構が將來反ソ機關化することに大きな危惧の念を抱いていたソ連では

イズヴェスチャ紙(四四・一〇・一〇)、ブラヴダ紙(四四・一〇・一一)、「戰勞」誌(第二十號、四四・一〇・一五)、講演(法律研究所、コロヴィン博士四四・一〇・二七)等一切の言論機關が擧つて、常任理事國の全員一致の原則が安全保障の前提であるとのソ連側見解を強調し、常任理事國が紛争當事國である場合にも、票決に際して當該紛争國を除外することに反対した。

このようにソ連は常任理事國間の全員一致、換言すれば拒否権の必要性を頑強に主張したが、その理由の一として當時、なおソ連と外交關係を設定していない國が約二十カ國あつたこと、およびこれらの諸國が將來、新機構に参加する可能性があること、そしてその場合、ソ連としては過半数による決定の客観性に信を置き難いことを指摘した。

④ クリミヤ會談。票決權問題についてこのように強硬な態度を持っていたソ連は、一九四五年二月のクリミヤ會談で幾分讓歩し、制裁規定の適用以外については紛争當事國である常任理事國は票決に参加しないことに諒解が成立した。これと同時に各般の未解決問題も解決し、三國間に基本的な意見の一致を見たので、サンフランシスコ會議開催の運びとなつたのである。

第二節 國際機構とソ連

この頃、ソ連を直接脅威し、攻撃を加えた舊樞軸諸國はすでに崩壊に瀕し、英佛兩國また疲弊するに至つた。戦後の國際政治において強大な發言權を主張できる國家はアメリカについてソ連である。ソ連が常に悩み續けた「資本主義による圍繞」は一應解體されようとした。しかし英米兩國の一部反ソ勢力はい然強大であり、従つて殘存資本主義

諸國を糾合して資本主義による圍繞」を再現する可能性も全然消滅したわけではない。このような状況の下にあつてかつてのソ連の加入しない國際連盟が「公然反ソ政策遂行の具」となつた苦い經驗を有するソ連は、恒久的平和機構の設立を希望する世界の輿論に直面するに及び、當初の消極的態度を一擲してむしろ右機構の設立を支持する途を選び、その設立に進んで参劃するに至つたが、ソ連がこのような機構にたいして有する最小限の要求はその反ソ機關化の防止にあつた。ソ連が全會一致の原則にも、多數決の原則にも反対して、限定された大國間の全員一致を主張し、固執するゆえんは正しくここに根底を有している。しかも、このソ連の主張が貫徹されたのは一に戰爭遂行過程において連合諸國、とくにソ米英華等の大國間に形成された連帶感によるのである。

第二章 サンフランシスコ會議

第一節 概 説

ダンバートン・オークス案を基礎として戦後の一般的國際機構に關する憲章(國連憲章)を審議決定する連合國の正式全體會議はクリミヤ會議の決定に従い、一九四五年四月二十五日サンフランシスコに開かれ、同年六月二十六日閉會した。

新機構の準備が四大國だけの手で運ばれ、中小諸國には意見を開陳する機會が全く與えられなかつたことは、それ

ら諸國の不滿を招いた。しかし、この會議が對獨戰遂行中に行われたことは、四大國の協力を一段と強固にして、よく大國の「集團的獨裁」にたいする中小諸國の不滿を抑え、策動を封じ、ダンバートン・オークス案の基本的原則を成文化するのに好都合な客觀條件を醸成した。一方、國際機構の票決の客觀性に無條件的信頼を寄せえないとするソ連は、會議中從來あらゆる機會を捉えて（ダンバートン・オークス會談、クリミヤ會談）確保してきた大國（従つてソ連）の權限を擁護、強化、擴大することに努め、また、票決に際するソ連側の劣勢條件を除去することに努めた。

第二節 ソ連の態度

ソ連代表モロトフ外務人民委員は、四月二十六日全體會議で、國際平和機構において不可缺の要件となつてゐるのは、平和維持の機能を發揮するに足る實力を具えた大國の團結である、との從來の見解を再確認した。また、會議に先立つて「戰勞」誌（第六號、四五・三・一五、「サンフランシスコ會議とフランス」、エム・ニコラエフ）は、ダンバートン・オークス案をもつて事實上四カ國協定となすソ連側の見解の一端を表明し、『四カ國は今回の會議で同案を實現する義務を負つてゐる』と述べ、『その變更もしくは弱体化が企てられるならば、ダンバートン・オークスで費された四カ國の努力は全くの徒勞に歸し、會議は不成功に終るであろう』と論じた。このようにソ連側はダンバートン・オークス案の弱体化に反對するとともに、四大國の協力を強調した。従つて、モロトフ代表が四月二十六日の發言に先立つて同日記者會見の席上原案になんらの改訂を加えることも許されぬものとするれば、今次會議の開催は無意味であると語つたことは、大國の態度にたいして中小國側が抱く不滿を緩和しようとした單なるジェスチアに過ぎないものと見られる。

第三節 大國の權限擴張にたいするソ連の支持

ダンバートン・オークス案では、機能發揮の有効性の見地から、五大國が安全保障理事會の指導權を握ることになつており、中小諸國に振り當てられる非常任理事國の數も限定されていた。従つて中小諸國に與えられる權限は舊國際連盟の場合に比べると、著しく縮小されることになつてゐた。これにたいする中小諸國の不滿は著しく大で、今次會議におけるこれら諸國の努力は、舊國際連盟に比して著しく縮減された總會の機能ならびに權限を擴大することに、より、その發言權を大きくし、強大な權限を與えられた安全保障理事會において大國が行使できる拒否權をなるべく制限、もしくは廢止し、かつ理事會の非常任理事國數を増加することに集中された。しかし、大國（従つてソ連）の地位、權限の強化を主張してきたソ連は、ダンバートン・オークスおよびヤルタ（クリミヤ）における誓約を盾に大國側の協力を促して、中小諸國のこの種の努力を抑制するに努めた。

(4) 總會の審議權擴大にたいするソ連の反對。大國側はダンバートン・オークス案通り、總會の審議權を國際平和および安全保障を目的とする協力の一般的原則に關する諸問題に限定することを主張した。これにたいし、右案では、安全保障理事會において低い地位を振り當てられるに過ぎなかつた中小諸國は、その不利な條件を補うため、總會の審議權の擴大を主張して譲らず、結局、二十七對十一、棄權二で中小諸國の勝利に歸し、原案を幾分改めて憲章第十條が採擇された。

ちなみに反対十一票は五大國およびソ連ブロックの白ロシア、ウクライナ兩共和國、ユーゴスラヴィア、チェコスロヴァキア等の投じたものであつた。

(4) 安全保障理事會常任理事國の有する権限擁護に關するソ連の主張。ダンバートン・オークス案の安全保障理事會の構成、機能、権限規定にたいし、中小諸國は多數の修正案をもつていたが、大國側は前述のように、その構成については、機能發揮の有効性に重きを置いて原案を固執し、五月二十一日議事委員會は理事國數を十一カ國に限定することに決定した。しかし、票決手續に關しては、ヤルタ協定による原案にたいする補遺中、拒否權行使の範圍につき語義が不明瞭であつたことから、拒否權の最大限行使を希望するソ連と、その行使に消極的立場をとる英米その他の諸國との間に意見の對立を招來した。この間、拒否權をもつて大國の獨占的権限であるとする中小諸國は拒否權制限のため各種の提案を行つた。このため會議は一時停頓するに至つたが、六月八日ソ連側の讓歩によつて大國間の見解の相違が解消し、十五日議事委員會は三十對二、棄權十五をもつて大國によるヤルタ方式の解釋を採擇し、憲章第二十七條第二項、第三項が決定された。なお、拒否權の討議にあつて、ウクライナ代表マヌイリスキーは拒否權は權利であると同時に、その行使は大國の義務であると述べ、ソ連の主張を支持した。

第四節 安全保障理事會の管轄權擴張に關するソ連の主張

前節に述べたように、ソ連は他の大國と提携して、權利の平等に藉口して大國の獨占的権限を縮小しようとする中小諸國の主張の抑壓に努めたが、ソ連はさらに、安全保障理事會の責務の重大性を強調して、地域的取極ないし機關

および戰略地區にたいする同理事會の管轄權を主張した。これは、ソ連がこの種の取極、機關、戰略地區にたいして他の大國が主張する排他的権限を排除することを目的としたことはいふまでもない。

(1) 地域的取極ないし機關に關するソ連の見解

ソ連一九四四年末すでに「戰勞」誌(第二十四號、四四・一二・一五、「國際安全保障機構問題」、ユヌ・マニリーン)で本問題に關するその見解を發表した。その趣旨は、從來の型のブロック、あるいは勢力範圍に反對するとも、もし地域的取極ないし機關が許されるとすれば、それは安全保障地帯のようなもの設定を目的とし、主權平等の原則に立ち、一般的國際機構と有機的に結合する場合に限るといふにある。この見解に立つソ連は、今次會議に臨んで、舊敵國(會議當時の敵國)を對象とする取極(たとえばソ連フランス間同盟、相互援助條約、ソ連チェコ間相互援助條約)については、安全保障理事會の承認をへないで武力を行使できると主張したが、チャプルベテック條約については、それはヤルタ方式に反するとの建前をとり、これを安全保障理事會の管轄下におくことを要求した。これに關連してソ連紙イズヴェスチヤ(四五・五・一五、ジュトコフの論文)も、西半球を安全保障理事會の管轄權より除外しようとする米州諸國の提案は、ダンバートン・オークス案を逸脱するものであり、平和不可分の原則に背反し、かつ、侵略國に乗ずる間隙をあたえるおそれがあるとて、これに反對した。

かくて、ソ連は舊敵國を目標とする地域的機關以外の機關に、ある程度の自主的権限をあたえようとする米州諸國の主張に徹底的に反對した。とくに、ソ連代表ダロムイコはチャプルベテック條約のような汎米制度を國際機構内に導入することは安全保障理事會の紛争解決を阻害し、それは安全保障理事會の實效性にたいする世界機構の不信を示

すことを意味すると、極言するに至つたが、結局妥協が成り、憲章第三十三條、第五十一條、第五十二條が採擇された。

(9) 戦略地區にたいする安全保障理事會の管轄權主張

ソ連は戦略地區を安全保障理事會の管轄下に置き、かつ、その設定につき常任理事國の拒否權の留保を主張した。ソ連の見解によれば、戦略地區が航空機および艦船と同様の重要性を有する以上、その處分につき、國際平和の維持の任に當る安全保障理事會の常任理事國が、參劃を主張することは極めて當然のこととされる。このソ連の主張は安全保障理事會の戦略地區にたいする監督を部分的に限ろうとするアメリカ側主張と對立したが、結局、ソ連側主張は他の各國の支持を得て、憲章第八十三條が採擇された。

第五節 票決手續におけるソ連の劣勢打破の努力

「資本主義の圍繞」に絶えず不安を抱きながら、國際機構に加入したソ連は、右機構の反ソ化を防止し、自國の對外政策の圓滑な實現を圖るために、つねにあらゆる機會を捉えて、多數決の原則に束縛される危険を回避、除去することに努力した。ソ連のこのような努力は安全保障理事會の常任理事國の全員一致原則に關するその執拗な主張に見られるが、また、票決手續上の劣勢打破を目的とした次のような場合にも見られる。

(1) 白ロシア、ウクライナ兩共和國にたいする原締盟國の地位の付與要求。四月二十六日モロトフ代表は記者團會見において、兩共和國の本會議參加は對獨戰における兩國の直接的貢獻にもとづくもので、ソ連としては最少限の要求であると言明した。兩共和國にたいして國際連合の原締盟國の地位を付與することについては、すでにクリミヤ(ヤ

ルタ)會談でソ連より提議があり、米英兩國より支持の内諾があつたもので、四月二十八日の全體會議は全會一致、これを可決した。ちなみに、これに先だちソ連政府は、兩共和國の國際機構參加の準備として、建國以來中央に集めていた外交權を一九四四年二月一日連邦構成各共和國にも付與した。

(2) ポーランドにたいする原締盟國の地位の付與に關する主張。本會議の開催にあたり、在ロンドン・ポーランド亡命政權およびワルシャワ政權はそれぞれ、ポーランドを代表し、招請方を要請していたが、本問題に關して、ソ連はワルシャワ政權を支持し、米英兩國は、クリミヤ會議で決定を見た方式に則つた新政權に限るとの態度を固執して對立した。しかし、この對立もポーランド統一政權問題解決の協定が成立したため、六月二十四日四主催國(ソ英米華)の間に意見の一致をみ、議事委員會はポーランドにたいし、第五十一番目の原締盟國として憲章に署名する機會を與える旨の勧告を可決した。なお、六月二十六日の憲章署名に當つては、ポーランドが後日署名できるよう空白が残された。

(3) アルゼンチンの會議參加にたいする反對。ソ連は本問題をポーランドの參加問題に關連させ、連合國の有力な與國であるポーランドを招請しないで、終始敵國を援助したアルゼンチンを招請することは本會議の威信を損うものであるとて、ラテン・アメリカ諸國および米英のアルゼンチン招請支持に反對を表明した。しかし、四月三十日の議事委員會ならびに全體會議は票決の結果、ソ連、チェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィアその他の反對投票にかかわらず、アルゼンチンの招請を可決した。

(4) フランコ政權にたいする決議。フランコ政權の下にあるスペインに關しては、ヤルタ會談において、國際機構よ

り除外する旨が宣言されていたが、本會議は五月二十日右のスペインにたいしては、憲章第四條第一項の規定を適用しない旨決議を行つた。

(6) 本會議の議決に關する手續問題。今回の會議の議決に關し、アメリカは單純過半数制を主張したが、中小諸國が大國の態度にたいして多大の不滿を抱いていることを察知したソ連は、今次會議における手續問題を重視し、議決はすべて三分の二の多數決によることを主張した。五月九日議事委員はオーストラリアの妥協案を採擇し、實質的事項の議決は三分の二の多數決制によることとし、その他の場合には過半数制を採ることと決定した。

第六節 民族政策を基調とするソ連の主張

植民地、非獨立國はソ連の民族政策の對象であり、對外政策の重要な目標である。ソ連は本會議の開催に先立つて「戰勞」誌(第六號、四五・三一五、「現段階における植民地問題」エ・ジョーコフ)で植民地の壓制は社會發展途上における危険な障礙物であると同時に、世界反動勢力の支柱となつてしていると述べ、植民地制度の撤廢を主張したが、本會議においても非自治地域および國際信託統治制度の討議に際して、また、インドの獨立支持表明において、ソヴェト政權確立以來堅持してきた植民地に對する政策を宣揚するところがあつた。

(7) 非自治地域の統治ならびにその型態に關する討議におけるソ連の態度。領土の信託制度に關しては、ヤルタ會談ではその原則の決定を見たにすぎず、具體的細目についてならん觸れるところがなかつた。そのため、本會議においては植民地保有國と非保有國との主張の相違が露呈した。ソ連代表は五月十二日、アメリカ提案にたいする修正案と

して、植民地保有の如何にかかわらず、安全保障理事會の常任理事國は信託統治地域にたいする行政および監督委員會の委員國とすることを主張し、かつ、植民地の獨立を支持し、非獨立民族の獨立、自治、委任統治廢止を唱導した。各國の提案を調整するため設けられた小委員會は五月十六日基準文書を發表したが、ソ連はこれにたいし、非獨立民族の獨立委任統治の廢止に關する宣言を挿入するよう提案した。しかし、六月九日ソ連はこれを撤回し、信託統治制の施行される地域に將來獨立を與えること、および信託統治協定締結まで委任統治を繼續することに同意した。

(8) インド獨立にたいする支持。本會議開催中サンフランシスコにあつたインド會議領袖ネルの實妹パンディット夫人は四月二十七日『會議のインド代表はイギリス政府の傀儡であり、彼等の發言および投票はインドの民衆を束縛しない』と述べ、イギリス帝國主義を攻撃したが、ソ連代表モロトフは同三十日、アルゼンチンの會議招請に關する討議の際、『獨立インド代表が出席する日の必ずや近く到來することは萬人の等しく認めるところである』と述べ、インドの獨立支持を表明した。

第七節 結 語

ソ連は今次大戰に勝残つた大國として、戦後の國際機構に超然たる立場をとることは不可能であつた。しかし、資本主義の圍繞をい然危惧するソ連が、資本主義國家が多數を占める國際機構に参加するには一定の條件を必要とする。すなわち、ソ連が他の大國とならんで同機構の運営、活動に強力な發言を持つことである。従つて、一たん加入を決定したソ連は、國連設立の準備期においては、資本主義大國における矛盾暴露というその基本的對外政策上の要求を

暫く犠牲にしても、大國間の協力を阻害する恐れのある活動を避けて、この條件を造り出すことに努めた。また、對獨戰を通じて生じた大國間の連帯感と、對獨戰遂行という客觀條件はソ連の右條件形成努力を容易にし、效果あるものとするに役立つた。しかしながら、憲章が採擇され、國連におけるソ連の地位が確立した後においては、ソ連の外交活動の重點は漸くその本來の基本政策の線に復歸する傾向を辿つた。また一方、戰爭終了により、社會主義と資本主義との提携を維持する要因が消滅すると、兩者の協力は崩壊し、對立が漸次擴大される兆候を示した。

第三章 暫定取極による國連組織準備委員會

第一節 サンフランシスコ會議後の情勢

會議後、いくばくもなくして今次大戰は原子爆彈の出現によつて終結した。その結果、二つの異つた世界を結びつける要因は消滅した。歐洲問題ならびに日本管理問題に關するソ連と英米側との基本的見解の相違は、ロンドン五カ國外相會議を不成功に終らせた。ソ連の對東歐政策の一方的遂行、ならびにその鎖國主義の固執は、英米側の對ソ感情を漸次冷却に導き、イラン北部のアゼルバイジャン民族運動の擴大は英米側のソ連にたいする猜疑心を喚起した。また、一方、原子爆彈の出現、英米加三國の原子力秘密獨占は資本主義の圍繞にたいするソ連の恐怖心を新にした。原子爆彈の國際管理、ならびに科學界における國際協力を主張したソ連は、「新時代」誌「戰勞」誌戦後の改名――

第七號、四五・九・一)、やがて原子爆彈の秘密の三國による獨占を公然非難するとともに、原子プロックの形成にたいする危惧を表明するに至つた(「新時代」誌第十一號、四五・一一・一、および革命二十八周年記念日におけるモロトフの演説)。アメリカ大統領はソ連のこのような危惧、不安を緩和し、除去するための努力をおしまなかつたが(四五・一〇・四、原子力管理に關する特別教書、四五・一一・一一の原子力管理に關する米英加三國會談、および同會談後に發表された國連原子力管理委員會の設置に關する四五・一一・一五の三國共同コミュニケ)、それはかえつてソ連の猜疑心を刺戟する結果となつたようである。かくて、ソ連側は、原子爆彈は世界全反動者にたいする反ソ宣傳開始の合圖となつたと述べ、原子爆彈による世界制覇の野望が企てられていると論じ、「新時代」誌第十二號四五・一一・一五)、あるいは、ソ連の孤立化を目的とする米、英、プロックの形成が計畫されていると論ずるに至つた(ブラッダ紙、四五・一一・一五)。その後における米英兩國要人の言動が、原子力管理問題と拒否權廢止問題とを相關連させたこと(四五・一一・二二のバーンズ米國務長官、同一一・二三のイーデン英前外相、同一一・二四のトルーマン大統領、同一一・二五の米上院議員スタッセン等の言明)は、ソ連の不安、猜疑心を一層掻き立てるに充分であつた。しかし、モスクワの三國外相會議(四五・一二・一六―一六)は諸種の問題をめぐるソ連と英米との對立を緩和するに役立ち、原子力管理に關する三國共同コミュニケ發表により(四五・一二・二八)、國連第一回總會開催に關する懸念が一掃された。

第二節 準備委員會とソ連の態度

サンフランシスコ會議終了直後、同地に開かれた國連組織準備委員會は本部をロンドンに持ち、十四カ國からなる執行委員會にその任務を移譲した。ロンドン執行委員會は豫定より遅れて、一九四五年八月二十七日開かれ、十種に分科委員會を設けて事項別に勸告案を作成し、十一月二十四日召集された準備委員會全體會議の審議に付託した。國連全體會議は年末までに諸般の問題の審議を終り、總會開催の技術的準備を一應完了した。一方、原子力管理、歐洲、その他に關する問題についても、十二月のモスクワ・ソ英米三國外相會議(四五・一二・一六―二六)において三國間に諒解が成立し、第一回總會は一九四六年一月十日ロンドンに開かれることになった。

右準備委員會の活動に際して、ソ連は戦争以來の大國間の協力を前面に押し進め、大國による討議の運営指導をい然固執し、かつ、憲章規定の遵奉を強調しつつ、その主張の貫徹に努力した。この間、ソ連代表は重要問題の決定に當つてはその都度、本國政府に請訓し、また、會議の公開に反対した(四五・一一・二四召集の準備委員會全體會議は同二十六日ソ連の讓歩により公開に決定)。このようなソ連代表の態度は著しく議事を停滞させ、各國代表の不滿を招いた。

第三節 ソ連の國連機構早急整備に關する主張

ソ連は國連機構の早急整備の見地から、創立事務の遂行を任務とする創立總會の早急開催方を主張して、九月十一日アメリカが提案した十一月中旬總會開催案を支持するとともに、紛糾が漸く表面化し始めた政治、經濟、社會諸般の問題の審議を次回總會に繰延べ、第一回總會は専ら機構整備を目的とする創立事務に充てるよう提案した。しかし

イギリス、カナダ、オーストラリア等が準備時間の不足を理由として反対したため、右アメリカ案は十三日否決された。また、ソ連は五大國の協力關係維持の見地より、五大國の指導下に小規模の委員會を設置して總會の開催準備に當らせることを提案したが、同提案は十月二十六日執行委員會第一委員會において否決された。

第四節 民族政策を基調とするソ連の主張

世界各地の被壓迫民族運動にたいし、漸次鬪争支持ないし援助の旗幟を明かにしてきたソ連は、十一月二十九日準備委員會全體會議の第三専門委員會において、憲章に規定のないことを理由に、アメリカの臨時信託統治理事會設置案に反対し、同日、アメリカ提案を却下させた。また、十二月六日、同第四委員會における「非獨立國の理事會にたいする訴願形式の制限」に關する勸告案の審議にあたり、ソ連は植民地保有國側の主張に論難を加え、勸告案の撤回を要求した。右勸告案はソ連の主張通り撤回された。

第五節 ソ連の國連本部アメリカ設置案支持

本部所在地の選定については、イギリスが歐洲に本部を設置することは、歐洲再建に有益かつ必要であるとしたのにたいして、歐洲再建問題をめぐつてイギリスと對立していたソ連は、國連機構を單に歐洲問題審議の地域的組織とさせるおそれがあるとして反対し、アメリカ設置案を支持した。なお、十二月十五日委員會はアメリカ設置案を可決し、本部所在地小委員會は一九四六年一月上旬、ユーゴスラヴィア代表ストヤン・ガヴリロヴィチ博士を團長とする調査

團をアメリカへ派遣した。

第六節 結 語

ソ連と米英兩國との間の感情が前述のように冷却の一途を辿る裡にあつて、ソ連は、あるいは五大國の協力關係保持に努め（五大國の指導下に小規模の總會準備委員會を設置することを提議したソ連案に見られる）、あるいは、國連機構の整備を急いで、紛糾を加えつつあつた政治、經濟、その他の問題の審議を後廻しにするよう主張したが、時にアメリカと同調することにより、同時に英米二カ國と對立することを回避するに努めた。もつとも、植民地問題のような、ソ連對外政策の重要な對象については、漸く、その本來の主張に立ち返り、徐々に強硬な態度を示すに至つたことは準備委員會におけるソ連の活動上注目されたところである。

なお、チエコスロヴァキア代表マサリックは九月十五日、サンフランシスコ會議で提唱された國連情報局の設置問題について新案を行い、また、ウクライナ代表マヌイリスキーは十一月二十四日招集された準備委員會全體會議の副議長となつた。

第四章 第一回前期總會（ロンドン）

第一節 概 説

國連の第一回總會はロンドンにおける準備委員會、モスクワにおけるソ英米三國外相會議による下準備の後、參加國五十一カ國によつて一九四六年一月十日ロンドンで開催された。本總會は前期と後期に分れ、前期總會は國連の組織と運用方法を決定することを目的とするもので、信託統治理事會および國連本部所在地の問題が未決に了つたが、主要機關はほとんど全部整備を見、二月十六日閉會した。後期總會は同年十月二十三日からニューヨークで開催され各般の重要問題を審議して十二月十六日閉會した。

第二節 前期總會におけるソ連の態度

スターリンは一九四五年十月アメリカ上院議員クロード・ペーパーとの會見において連合國との協力方針を説いたが、それにもかかわらず、ソ連と英米との間の世界再建をめぐる基本的意見の對立はいたる所において日一日とその深刻を加えていつた。折柄「新時代」誌（第二號、四六・一・一五）は今次總會の任務に言及して、國連がその目的を達成するには、宣言だけでは、たとえ、それが如何に高邁なものであつても、充分ではなく、一個の組織による作

用が必要であると論じ、紛糾化しつつある政治的経済的諸問題の審議よりも、まずこのような問題の具體的處理にあたる國連機構整備の必要を強調した。ソ連代表グロムイコは一月十八日總會の席上、總會に臨むソ連の具體的態度を辯じ、國連憲章、とくに安全保障理事會（主として拒否権）の規定を改訂しようとすることは「危険な主張」であるとして、憲章の忠實な遵守とその實施を強調するとともに、大國に對抗して小國のブロックを組織しようとする傾向を排撃し、また植民地問題については、國際信託制は右地域の終局的獨立を目標とすべきであるとして、ソ連の基本政策に基つく見解を表明した。さらに、原子力の管理問題については、管理が安全保障理事會の統制下に立つ限りにおいて、これを支持する旨を表明した。

第三節 機構整備におけるソ連およびそのブロック諸國の態度

- (イ) 總會議長選舉におけるソ連側の敗退。一月十一日總會議長の選舉にあたり、ソ連はノールエイ代表トリグヴェ・リー外相を推したが、投票の結果ベルギー代表スパーク外相が當選した。
- (ロ) ソ連側二國の委員會議長選出。一月十一日總會は六つの基幹委員會を選出、第一（政治安全保障）委員會議長にウクライナ代表マヌリスキーが、又第二（經濟財政）委員會議長にポランド代表コンデルスキーがそれぞれ選出された。
- (ハ) 安全保障理事會非常任理事國の選出。一月十二日安全保障理事會非常任國の選舉が行われ、ソ連ブロックよりポランドが二年任期理事國に選出された。右選舉直前、ソ連代表グロムイコは本國政府と打合せのためとて、次週まで選舉の延期を提議したが、アメリカ代表は危険な先例を残すおそれがあるとして反対し、總會は二十四對九でソ連の

右提議を否決し、ただちに選舉に入った。なお、右選舉において第六番目の非常任國はカナダとオーストラリアとの間に四回にわたつて争われたが、その際、ソ連は安全保障理事會内に原子力ブロックが生ずるおそれがあるとして、カナダの選出に反対した。

(ニ) 經濟社會理事會理事國の選出。一月十二日、同十四日の二日間にわたつて、經濟社會理事國の選出が行われたが、ソ連ブロックより、二年任期國にはソ連、チェコスロヴァキアが十二日、また、一年任期國には十二日、ウクライナが、十四日、ユーゴスラヴィアがそれぞれ選出された。ユーゴスラヴィアの選出に際しては同國とニュージーランドとが、それぞれソ連とイギリスとの支持を受けて争い、決定は十四日に持越されたが、結局、ニュージーランドの立候補断念によりユーゴスラヴィアが理事國に決定した。

(ホ) 原子力委員會の設置。原子力委員會は總會の決定に従い一月十四日、安全保障理事會メンバー十一カ國とカナダとをもつて構成された。

(ヘ) 信託統治理事會の不成立。一月十一日信託統治委員會は信託統治實施に當つていたが、本總會では信託統治實施の對象となつた國際連盟の全委任統治領の信託化をしる統治領保有國（英、佛、南阿連邦等）は即時信託化を主張するソ連と對立し、かつ、暫定的信託統治手續に關する提案（英米）がソ連の反對に會つたため、委員會は理事會の設立延期を決議し、總會はこれ採擇した。なほ、右に關して「新時代」誌（第三號、四六・二・一）は信託統治理事會の設立遅延は若干國の後押しにより、植民地諸國に向けられた危険極まる反動勢力が強化されたことの證左であり、かつ、國連の主要権限を侵犯するものであると述べ、また、英、佛、南阿連邦等は委任統治領の現状變更を

意圖していないかの観があると論じた。

(4) 國際司法裁判所裁判官の選出。二月六日、七日の兩日總會および安全保障理事會は國際司法裁判所裁判官十五名の選舉を行い、内十三名については六日投票の結果、ソ連よりセルゲイ・ポリソヴィチ・クルイロフ教授が六年任期、ユーゴスラヴィアおよびポーランドよりミロヴァン・ゼリツィチおよびボグダン・ウイニアルスキーがそれぞれ三年任期の裁判官に選出された。

(5) 國連事務總長の選出。ソ連代表は本部がアメリカ設置に決定したことを取り上げ、事務總長は歐洲より選出されるべきであると主張し、駐米ユーゴスラヴィア大使スタノエ・シミチを支持したが、一月二十九日米ソ兩國の妥協により、安全保障理事會は結局ノールエイ代表トリグヴェ・リー外相を推薦し、總會はこれを採擇した。トリグヴェ・リーは二月二日正式に事務總長に就任し、國連事務局の第一回人事を發表したが、安全保障理事會關係事務次長にソ連のアルカディ・ソイボレフ（元駐英大使館參事官、前ドイツ軍政府政治部長）を任命した。

第四節 前期總會上程の重要問題にたいするソ連の態度

(1) 世界労働組合連盟の國連参加

ソ連は一九四五年十月組織された世界労働組合連盟を國連に参加させ、これに總會の諮問機關としての資格を付與し、かつ、票決権を持つ理事會構成員として經濟社會理事會に参加する地位を與えようと努力したが、運営委員は一月三十日、右連盟を諮問機關として經濟社會理事會に参加させる決議案を採擇、二月十四日日本會議は右決議案を採擇

した。なお、アメリカ代表は、右連盟の國連参加に關連して、アメリカ労働組合總同盟の國連参加を提案し、二月十日第一委員會および同十四日總會の決議をへて、總同盟は世界労働組合連盟と同等の資格を與えられることとなつた。

(2) 亡命者の政治活動抑止問題

二月十一日總會においてソ連代表ヴィンスキーは亡命者の個人的政治活動の抑止方を提案したが、アメリカ代表は言論の自由を理由として、これに反對し、票決の結果、ソ連提案は十七對十で否決された。

(3) 戦争犯罪人にたいする死刑反對問題

二月五日運営委員會はウルグァイ代表の戦争犯罪人死刑反對に關する提案を審議したが、ソ連およびウクライナが強硬に反對したため、右提案は否決された。

(4) スペイン問題

二月六日日本會議は敵國の武力援助により政權を獲得した政府を持つ國家には國連加入資格を認めない旨のサンフランシスコ會議決議およびポツダム會談決定を確認し、國連加盟國にたいし將來の對スペイン關係を右決定に従つて調整する勸告を採擇した。

(5) 國連豫算問題

二月二日豫算委員會において、ソ連代表は國際連盟の豫算が年額二〇〇萬ポンドを超えることのなかつたことを指摘して、年額六二五萬ポンド（二、四九五萬八千ドル）豫算案に反對した。

第五節 前期總會中の國際情勢

總會會期中、政治問題は取扱われないであろうとの當初の豫想に反し、安全保障理事會におけるイラン問題の提訴に引續いて、ギリシヤ問題、インドネシア問題、シリア、レバノン問題が提訴されるや、英ソ兩國の歐洲再建をめぐる利害の對立關係は中近東、アジアにも及ぶに至つた。ソ連がその對外政策の基調とする植民地諸國獨立の原則を終始一貫強調したことは、植民地保有國であるイギリスを苦境に追い込むこととなつて、兩國の對立は俄然表面化し、かつ、尖鋭化した。かくて、イギリスがソ連の攻勢に悩まされている折柄、總會終了の前日である二月十五日カナダ首相が突如原子爆彈の秘密洩洩事件を發表するや、すでに滿洲問題（撤兵問題）をめぐつてソ連に對する不信を抱き始めたアメリカは、右事件をもつて米英兩國の國防上の安全を脅かすものとして重視し、果然、英ソの調停役の地位を捨て、漸く對ソ宥和政策を改めるに至つた。従つて二月十六日をもつて終了した總會ならびに安全保障理事會は英ソの對立に終始したが、三月二十五日より開始されたニューヨークにおける安全保障理事會では、むしろ米ソの對立が醸成された。なお、カナダの原子爆彈秘密洩洩事件發表に關して、二月二十日のモスクワ・放送および同二十一日ブラヴダ紙の社説「ベヴィンを援助するキング」は右事件の發表をもつて、反ソ宣傳活動の開始と看なし、また、右發表が總會最終日に行われたことは總會の席上、ソ連代表の發言によつてキングの友人等がなめた苦盃にたいする回答であるやゆした。

第五章 第一回後期總會（ニューヨーク）

第一節 概 説

後期總會はパリ平和會議の難航と各種問題山積のため、延期を重ねた結果、一九四六年十月二十三日よりニューヨークに開會された。今次總會の主要論點は拒否權、スペイン問題、軍縮問題であつたが、當初、會議はソ連と米英側との對立のため停頓の狀況を呈した。しかしながら、後半において、ソ連は著しく協調的態度を示し、二回の延期により、重要問題をほぼ處理したのち、十二月十六日閉會した。

第二節 後期總會におけるソ連の態度

歐洲再建の基本原則となる歐州五カ國講和條約の作成をめぐるソ連の強硬態度、安全保障理事會におけるその非妥協的態度は、ソ連にたいする各國の不滿を招來した。とくに、拒否權の修正ないし廢棄にたいする中小諸國の要望がますます表面化しようとする形勢下にあつて、イギリスに加うるに、一九四六年春以來アメリカと事毎に對立を續けてきたソ連側代表の總會に臨む態度は各國の注目するところであつた。又連代表モロトフ外相は本會議の一般討議において、十月二十九日、重要懸案にたいするソ連の態度を明らかにするとともに、今次大戰後最初の世界軍備縮少案

を提示する極めて注目すべき演説を行つた。モロトフ代表の演説の要旨は左の通りである。

二八

④ 安全保障理事會の活動批判

安全保障理事會の活動状況は遺憾な點多く、スペインのフランコ政權にたいしなんらの措置もとらず、責任を回避している一方、イラン問題などを取上げたことは片手落ちである。また、舊敵國以外の外國に駐とんする連合國の兵力を報告させようとするソ連の提案を抹殺したことは、諒解に苦しむところであり、このような情報を秘匿しなければならぬ理由は認められない。

⑤ 拒否權問題に關するソ連の辨明

拒否權に反對する小國の運動は大國の結束を破ろうとするものであり、安全保障理事會における大小一切の國家の投票を均等化するなどは眞の民主主義と稱し難い。またチャーチルのような反動分子は拒否權廢止を對ソ攻撃の手段と心得ているが、大國間の全員一致の原則は國連の基礎である。

⑥ 原子力管理問題にたいするソ連の態度

他國を支配しようとする者は原子力外交を支持している。バルーク案は原子力のアメリカによる獨占維持を狙つたものであり、利己主義の表現である。原子力の兵器的使用を速かに非合法化することは何よりも先に決定されるべきことである。

⑦ 世界軍備縮少問題の提議

世界平和確立の前提をなす世界軍備縮少の時期が到來した。ソ連は、國連が軍備の縮少に着手すること、原子力

を戰爭の目的に使用することを禁止すること、總會が一般軍備縮少の方途を考究するよう安全保障理事會に勧告すること、およびすべての連合加入國が軍備縮少に協力すること、を提案する。

なお、米英兩國の態度の非難を含んだモロトフ代表の右演説にたいし、アメリカ代表オースチンは十月三十日、モロトフ外相の演説はアメリカおよび國連加盟國にたいする不信と誤解を物語るものであると評した後、ソ連側の軍備縮少提唱を支持するが原子力管理に關しては自國案を堅持する旨を強調した。

第三節 重要諸問題とソ連の態度

⑧ 軍備縮少問題

本問題は前述のように十月二十九日一般討議においてすでにモロトフ代表により提案されたものであるが、十一月二十八日から本問題の正式討議を開始した第一(政治、安全保障)委員會において、モロトフ代表は『第三次世界戰爭を防止するための軍備縮少と原子力管理を實現することは最緊要事である。これがために國連の決定した軍備縮少案の實施を監督する特別委員會と、原子力の軍事的使用を禁止する規定の實施を監督する特別委員會の二機關を安全保障理事會の下に設置するべきである。世界各國における現有兵力は、平和にふさわしいものではなく、また、原子爆彈の存在は世界を不安に陥れている。原子爆彈を速かに廢棄することは軍備縮少の基本的第一歩である』と述べた。

右のモロトフ提案は軍備縮少および原子力管理に然拒否權を留保するものであるが、これにたいし、イギリス代

表は拒否権に左右される軍縮案はなんらの価値もないと酬いた。

またアメリカ代表は三十日、軍備縮少ならびに原子力管理に關する國際機關の設置および監察制度の設定に關してはソ連の主張を支持したが、拒否権の否認、國際條約による軍縮の實施、原子力その他近代的發見物の管理ならびに平和的利用を含む別個の決議案を提出した。

ソ連代表はアメリカ案検討の後、十二月五日第一委員會において突如その態度を改め、拒否権の行使はこれを軍縮體制確立前の審議に限り、右體制の成立後はこれを固執しない旨言明し、アメリカ案を第一委員會の審議の基礎とすることに同意した。もつとも、軍縮實施を國際條約によるべしとする點には反對し、安全保障理事會の決定をもつて軍縮體制を作成することを主張した。

このようなソ連の協調的態度は本問題に關する委員會の活動を進捗させた。かくて、委員會はただちに二十カ國よりなる小委員會を設け、決議案を起草し、十四日本會議に上程し、本會議は右決議案を採擇、「軍備の一般的調整ならびに軍縮に關する原則」を可決、右原則實施上必要な情報を速かに加盟國より徵集するよう安全保障理事會に勧告することとなつた。なお、右「原則」は、同日、總會議長スパーク・ベルギー外相の發議で軍縮大憲章と命名された(第九章第四節參照)。

㊦ 兵力報告問題

本問題に關するソ連提案は一九四六年九月二十三日安全保障理事會において否決された(第八章第八節參照)。その後、本會議の一般討議におけるモロトフの演説にたいし、十月三十日論駁を試みたアメリカ代表は第一委員會におい

て、イギリス代表とともに國內兵力をも併せ報告することを條件として賛意を表するに至り、とくにアメリカ代表は軍隊的組織を持つすべての人員をも含めることを主張した。

これにたいし、ソ連代表は、國內兵力は軍縮問題と關連して考究するべきであると述べ、一時、米英側と妥協するように見えたが、結局、在外兵力だけの報告を主張し、十一月二十八日の票決に際しては與國を動員してしばしば修正案を提出するなど自説の貫徹に努めた。しかし、結局、イギリス側提案が採擇されて、舊敵國だけでなく、すべての外國および兵力をも報告することになつた。なお、この間、ソ連、ウクライナ、白ロシア、ポーランドは本問題を通じて再三、中國、ラテン・アメリカにあるアメリカ軍およびギリシヤ、インドネシアにあるイギリス軍が世界不安の因をなしていると攻撃した。

十二月八日、第一委員會提出の決定が本會議に上程されるや、ソ連代表モロトフは再び國內兵力報告の不可なるゆえんを力説して反對、イギリス代表と論戰を展開した。ここにおいて、双方の主張を調整するため、本問題は再び第一委員會の軍縮委員會に回付され、軍縮問題と併せ審議された。ソ連代表は國內兵力報告の交換條件として原子力兵器の秘密公開を迫り、アメリカ代表と激論を交へたが、議長の妥協案が成立し、『次回の安全保障理事會が軍縮問題を審議する際、同時に理事會にたいし兵力について各國が提供すべき情報の種類を決定する』との決議案が採擇された。

㊦ 拒否権問題

本問題に關しては、すでに一九四六年七月原子力委員會の討議中、オーストラリア代表は、ソ連が拒否権を固執す

るのたいし、多大の不满を抱き、ただに原子力管理だけでなく、國連における拒否権の一般的否定を主張し、第一回後期總會に憲章改正を提案するべきことを明らかにした。今次總會が開催されると、オーストラリアを先鋒とし、キューバ、アルゼンチン、メキシコ、ベルギー、ブラジル、エジプト、トルコ、ニュージーランド、ギリシャ、フィリピン等中小諸國は擧つて、十月二十四日開會の本會議一般討議以來、拒否権の廢止もしくは修正を主張し、またこれにたいし、白ロシア代表クジマ・キセレフおよびポーランド代表ヴィンツェント・ルジモフスキーはこもこも立つて、拒否権の反對者は大國間の協力關係に水を差そうとするものであるとて、前記諸國の主張を論駁した（十月二十八日一般討議）。かくて、本問題は本會期中最も激しい論争をひき起したが、はじめ運営委員會においてオーストラリア代表が本件を上程すると、ソ連代表はただちにこれに反對を表明、その後米英華三國が必ずしも拒否権の修正に賛成してないことが明瞭となつたため、ソ連は二十五日その態度を變更して、その審議に同意した。

十一月に入つて開かれた第一委員會において、ソ連は中小諸國の前記主張を「小國の陰謀」と稱し、眞向から反對したが、米英華三國は拒否権の廢止には反對しつつも、その濫用は適當に制限するべきであるとした。ここにおいてイギリス代表の提案により、五大國外相會議が十一月十九日より開かれ、本問題を検討したが、イギリス代表の提出した五大國の拒否権行使制限案もソ連代表の反對によつて葬られ、なんら具體的結論に達しないで、本問題は外相會議から再び第一委員會へ移された。十二月二日、デンマーク代表の提議により、本問題は五大國を含む十四カ國小委員會において検討されたが、ここにおいても結論を得られないまま、八日第一委員會の票決が行われた。まず、拒否権の廢止のため憲章の改訂を主張するキューバ、ついで拒否権行使の限界設定を主張するアルゼンチン案、さらにソ

連の支持を得た中國案が相次いで否決され、結局オーストラリア案が若干の修正の後、ソ連側の反對を押切つて可決された。

右決議案は安全保障理事會にたいし拒否権行使によつて事件解決が遅延し、あるいは不可能となるのを防ぐため必要措置をとるよう勸告するとともに、拒否権規定の適用と解釋上、意見の對立があることについて常任理事國にたいしその注意を喚起し、拒否権の行使に際し安全保障理事會の速かな決定到達を妨げないことを保障するよう勸告したものであるが、十四日本會議でソ連側最後の反對を押切つて可決された（第一篇第八章第十二節參照）。

㊦ スペイン問題

本問題は十一月四日安全保障理事會の議題より取除かれ、正式に總會が取り上げることとなつた（第八章第七節參照）。かくて、ポーランド、白ロシア兩代表はフランコ政權との斷交ならびにこれにたいする封鎖を提議極めて強硬な態度を示し、殘餘のソ連ブロック諸國は他の中小諸國とともにこれを支持したが、十二月二日第一委員會に右提案が上程されるや、英米兩國はかかる措置をもつて内政干渉をひき起すおそれがあるものとして反對した。

十二月十四日、總會は本會議における票決により、フランコ政權をもつて民意を代表する存在に非すと認定し、國連加盟國の大公使の召喚と、國連のあらゆる機關からのフランコ政權閉出しを勸告し、かつ、安全保障理事會にたいし、今後フランコ政權にたいして採るべき措置を考慮するよう勸告するに決した。なお、ソ連側にとつては、この措置は從來のその主張に徴し、極めて微温的ではあつたが、モロトフ外相はこれに満足の意を表明した。

㊧ 加入問題

エジプトおよびメキシコ兩代表は十一月に入つて開かれた第一委員會で、一九四六年八月二十九日安全保障理事會により加入申請を却下されたアルバニア、蒙古人民共和國、トランスヨルダン、アイルランド、ポルトガル五國（第一篇第九章第三節參照）の加入申請の再審査を主張し、ソ連の反對、米英華三國の不明確な態度を押切り、右小國側の主張通り勸告案が可決され、右勸告案は本會議により十一月十九日採擇された。

なお、オーストラリアはすでに五月十六日の安全保障理事會手續規則審議の際、加入決定に關する責任を理事會より總會へ移すよう提唱し、今期總會第一委員會においてもこれに關する決議案を提出した。しかし、常任理事國一致の反對があり、妥協案として加入許可規定制定に關する委員會の設置案が同委員會をへて、本會議により可決された。ソ米佛三國は本會議においてこれに反對した。

また、ソ連代表は第一委員會における本問題の討議に際して、加入資格として戦時中の態度をも考慮せよとの重要發言を行つたが、これにたいして、それでは將來舊敵國の加入する可能性が失われ、憲章の規定以上に厳格な資格を要求することになり、かえつて國連の汎世界的精神に反するとの反對があつた。

㉔ 難民救済機關憲章可決

第三（社會・人道および文化）委員會は經濟社會理事會第三會期で多くの留保を付して決定された國際難民機關憲章草案を審議したが（第一篇第十章第四節參照）、ソ連代表ヴァインスキーはかねてからソ連の主張する（a）本國歸還を欲しない難民、戦争犯罪人、對敵協力者、叛逆者、軍隊の構成員、未解放の軍事團體員等を救済の對象より除くこと（b）ドイツの英米占領地區における難民收容所はフランスの殘存勢力陰謀の温床となつて疑があることを指

摘し、ユーゴスラヴィア、ポーランド、チェコスロヴァキアを含む關係國からなる視察團を派遣するよう繰返えし主張した。これにたいし、アメリカ代表ルーズヴェルト夫人は難民の定義を、ソ連の主張するように嚴格に規定する場合における技術的困難性と人道的見地から、反駁を行い兩者對立したが、委員會は右憲章草案を可決、憲章は十二月十六日最終本會議で採擇された。

なお、豫算委員會において白ロシア代表は難民の維持および送還費を日本とドイツに負擔させるよう提案、米英加は右兩國にその能力のないことを主張、結局、兩國の能力の許す範圍において負擔させることに落着した。

㉕ 世界労働組合連盟の經濟社會理事會への参加問題

本問題はさきに經濟社會理事會第二會期で決定され總會に送付されたものであるが、ソ連は世界労働組合連盟にたいし票決権をも付與することに努めた。しかし、十二月十六日、本會議において、總會は同連盟にたいしてA級非政府機關としての地位を認め、同理事會に出席し、議題を提出する權限を與えたが、票決権は與えないことに決定した。

㉖ 信託統治理事會の成立

ソ連代表ノーヴィコフは第四委員會において十一月十日信託統治理事會不成立の責任はソ連にあるとする非難を反駁し、イギリスがパレスチナを信託統治に付する意思なく、英米兩國は勝手にパレスチナを處理しようとしていると攻撃した後、舊國際連盟の委任統治國のこのような態度こそ理事會の成立を阻んでいると述べた。また、ヴァインスキー代表は十二月五日、同委員會で憲章第七十九條の理事會の構成に關する規定中「直接の關係國」の解釋として『五

大國は當然の中に入るが、ソ連としては拒否権を信託統治制度に導入しようとする意見を有しない旨明言、理事會成立の氣運を著しく促進させた。かくて同委員會はその後成案をえるに至つたが、十四日、本會議の決定により、ソ連を含む十カ國よりなる信託統治理事會が正式に成立した。

㉑ 信託統治協定

舊委任統治領サモア(統治國ニュージーランド)、ニューギニア(同オーストラリア)、タンガニカ、トーゴランド、カメルーン(同イギリス)、ウガンダ(同ベルギー)、トーゴランド、カメルーン(同フランス)の諸地域にたいする信託統治協定案は十二月十四日、本會議において正式に決定されたが、ソ連側は第四(信託統治)委員會ならびに本會議において、右協定案に軍事基地設置および防衛施設の規定が含まれているとの理由で反対し、安全保障理事會の管理下におくよう主張した。また、ソ連側はパレスチナ(統治國イギリス)、ナウル島(同オーストラリア)西南アフリカ(同南阿連邦)について、同協定案が提出されなかつたことを非難した。

㉒ 西南アフリカ併合問題

ソ連は少數民族擁護の立場から別項インド人待遇問題とも關連して、ソ連ブロック四カ國(チェコ、ユーゴ、白ロシア、ウクライナ)、インドその他の諸小國とともに、南阿連邦の西南アフリカ併合要求に反対していたが、その後アメリカも、右要求に反対するに至り、第四委員會においてイギリス側提出の妥協案(住民の意思調査のため調査員の派遣)を擧げた。十二月十四日の本會議では南阿連邦の右要求が退けられ、西南アフリカを信託統治地域とすることならびに信託統治協定案の作成提出方を南阿連邦に勧告することが決議された。

㉓ 南阿連邦在住インド人待遇問題

インド提案に係る本問題の上程に關し、南阿連邦代表は十月の運営委員會において、これは同國にたいする内政干渉であるとして反対したが、少數民族擁護を對外基本政策の一とするソ連はアメリカとともにインドの主張を支持し、南阿連邦の反対を退けた。その後、ソ連側は第四委員會、法律委員會、ならびに本會議において終始インド側を支持し、結局、總會は十二月七日の本會議において、フランス、メキシコ兩國の提唱した南阿連邦、インド兩國間の直接交渉を勧告することに決した。

㉔ 非自治地域民族會議開催問題

フィリピンは憲章第十一章の信託統治に關する規定は統治國にだけ發言の機會を與え、被統治民族には政治、經濟社會上の發言の機會が與えられてない點を指摘して、これら住民の意見を徴するために非自治地域民族會議を開催するよう提案した。右案は十一月六日運営委員會において審議され、英佛兩國は批判的態度を示したが、ソ連はアメリカとともに支持し、結局議題として取上げられた。しかし、アメリカはその後態度を變更して原案支持に難色を示したため、フィリピンは第四委員會の審議にあたり原案を修正し、右會議の開催を關係諸國に勧告することとした。右修正案にたいしては、ソ連は原案を骨抜にするものであるとして、極力反対したが、修正案は同委員會の審議をへて十二月十四日の本會議で可決された。

㉕ 中歐における少數民族壓迫問題

十月運営委員會において、エジプト代表は中部ヨーロッパにおける少數民族にたいする壓迫と差別待遇につき、中

歐諸國政府にたいして憲章に則するようその政策の是正方を勸告せよとの提案を行つた。右提案には政府の指名はなかつたが、ウクライナ、白ロシア等が強硬にこれに反対し、激烈な論争の結果、賛否同數となり、そのまま總會に報告することとなつた。

(ウ) 白ロシアの經濟社會理事國選任

十一月十九日經濟社會理事會一年任期理事國の交代選任に際し、二國が選任未了となつていたが、十二月八日本會議において白ロシアが選任された。

(エ) 本部所在地問題

白ロシア代表は國連經費節減のため舊國際連盟の施設を利用せよとの見地から、十一月四日國連本部をジュネヴに設置するよう提案したが、五日ソ連、ウクライナ兩國の賛成があつただけで否決された。

第四節 總會におけるソ連の協調とその成果

「新時代」誌(第二十四號、四六・一二・一五社説「實際の經驗より見た國際協力の諸問題」)の表現を用いれば、一九四六年は「國際政治における二大潮流が甚しい葛藤を演じた」年であつた。安全保障理事會に提起された各種の問題をめぐるソ連對米英の對立は、歐洲五カ國にたいする講和條約の討議に當つた外相理事會ならびに今次國連總會の難航を豫想させるものがあり、その對立は、事實、總會の前半において最高潮に達した。しかし、總會の討議の後半において、ソ連が著しく協調的態度に出たことは議事の進行を進捗させ、既述のように、各種の問題についてある

程度の結論がもたらされた。この成果は、前期總會後の安全保障理事會の活動状況にかんがみて、當初、悲觀的觀測が行われていただけに各方面では成功と見られたが、モロトフ外相も歸國の途次、今次會議の成果はソ連の満足するところであつたと述べた趣である。これについてイズヴェスチヤ紙(四六・一二・一五)は總會の努力は大體において効果を收めたと評し、ソ連の國際問題評論家レオンティエフもブラヴダ紙上(四六・一二・二二)で國際協力の可能性にたいする大國の確信をかめたと述べている。また、共產黨機關誌ポリシエヴィク誌は相互理解と互讓の精神こそ複雑な國際問題の解決を可能とさせると述べ、ソ連の協調的態度を稱讃して、他の大國にたいしても、暗に同様の態度を要望するところがあつた。

今次總會におけるソ連の活動を通觀するに、その指針はソヴィエト政權確立以來一貫する對外政策の實現に漸次向けられてきたことが看取できる。それは終局においては資本主義國の政策と相容れないものであるが、今次總會において前述の成果が齎らされたのはポリシエヴィクがいうように、全く「互讓の精神」によるものといえ、しかし、それはあくまでも一九四六年度における對立解決の方式であつて、對立の根本的解決方式とは見ることができない。

第六章 第二一回總會

第一節 概 説

一九四七年に入り對立を深めつつあつた米ソ關係調整の試みとして、スターリン首相自ら双方に欲求さえあるならば、經濟機構を異にしても兩國の協力は可能であることを強調した(四七・四・九、スターリン、スタッセン會見談)。しかし、一九四六年末以來の東歐諸國における反共分子の彈壓、これに伴う共產黨政權の確立は「共產主義の脅威」として、また、英佛同盟條約の成立(四七・三・四)、トルーマン米大統領のギリシャ、トルコ援助聲明(四七・三・一二)、マーシャル國務長官の歐州復興援助計畫の發表(四七・六・五)、ドイツ工業水準の引上問題に關する八月以來の米英佛三國會談、米州共同防衛條約の成立(四七・九・二)等米英を中心とする一連の動きは、「資本主義による圍繞」の再現として、一九四五、六年度における歐州再建を中心とする英ソの對立を、一九四七年度における世界再建をめぐる米ソの對立に轉化させた。また、當面の具體的な政治問題の處理に當つては安全保障理事會においても重大事項はすべて米ソ間の見解の相違によつて暗礁に乗り上げるに至つた。その原因がソ連の反對にあるとする他の諸國の不満は次第に増大し、これが根源をなす拒否權の撤廢、あるいは制限なくしてはもはや事態の拾收を見ることが不可能であるとするアルゼンチン政府は七月十八日、國連事務局にたいし、憲章を修正して拒否權を撤廢するため臨時總會を開催するよう提案した。また一方、拒否權の修正に反對してはアメリカの内部でも國連憲章の修正を目指す動きが漸く顯著になつた。このような情勢の下に招集された今次定期總會では前總會におけるような「互讓の精神」はもはや見られないで、ソ連ブロック諸國の全面的非妥協態度によつて殆んどすべての問題が未解決に終つた。

第二節 第二回總會におけるソ連側態度

アメリカは前回總會まで固守していた大國間の協力第一主義を捨て、前述のように憲章の修正をも辭さない強硬な態度をもつて、ソ連の非協同的態度の糾弾に乗り出すこととなつた。一方、ソ連としても大國の協力にもはや期待できないうちに立至つたわけで、ソ連代表ヴァイシンスキーは總會出席の途次ロンドンに立寄つた際、九月九日、アメリカの政策に早くも辛らつた批判を加え、米州合同會議は何國を「防衛」の對象としているのか不明であり、また、一國が一方的にドイツ問題を處理することはポツダム宣言違反であると聲明した。總會第二日目の十七日、一般討議でアメリカ代表マーシャルはソ連の態度に痛烈な批判を浴せつつ、拒否權の制限、安全保障暫定委員會の設置、朝鮮問題およびギリシャ問題の審議を提唱する一方、原子力問題については從來の立場を固執し、アメリカ案が容れられない限り總會の決定にも反對する旨言明、同問題は僅か二國の反對で停頓しており、この儘では失敗におわらないわけにはゆかないと述べ、軍縮問題に關しても、國際間に信頼感をかく限り反對であるとして、アメリカの態度を強く表明するところがあつた。ヴァイシンスキー代表はアメリカ代表の右演説に續いて行くことになつては豫定を突如、取止め、翌十八日、本國政府と打合せの後立つて、マーシャルの主張に全面的反駁を加え、米英側の態度に猛烈な非難を浴せたが、その要旨は次の通りである。

(1) アメリカ側主張にたいする反駁。(a)拒否權を廢止または修正しようとする提案は國連の基礎である五大國協同の原則に反する。(b)安全保障暫定委員會設置案は安全保障の責任を安全保障理事會から總會へ移そうとするものであり、(c)國連の審議がしばしば停頓を余儀なくされたのは米英の責任であつて、(d)原子力問題の停頓も米英側にその責任がある。また、(e)アルバニア、ユーゴスラヴィア、ブルガリア三國にたいするゲリラ援助停止の勸告を含んだアメリカ

のギリシヤ問題に關する提案にも反對であり、(f)朝鮮問題についてはアメリカは自國の責任をソ連に轉嫁しようとするものに外ならず、一九四五年十二月のモスクワ協定にたいする違反である、(g)國連加盟國領土における外國軍隊の駐屯(エジプト、ギリシヤ、トランスヨルダンにおけるイギリス軍の駐屯、中國におけるアメリカ軍の駐屯)は政治干渉であつて、スペインにたいするアンゼンチンの態度、南阿連邦のインド人差別待遇、ならびに西南アフリカ委任統治領にたいする信託制反對、インドネシアにたいするオランダの軍事行動等とともに國連の原則ならびに決議にたいする違反である。(h)トルーマン・ドクトリンは米ソ間に最初の疎隔をもたらしたが、その延長であるマーシャル・プランは國連の原則に矛盾し、歐洲支配を目的とするアメリカの術策であり、その國際非協力的態度の現れであつて、米ソ兩國を公然たる政治闘争の渦中におくものである。(i)アメリカでは共和黨顧問ダレス國連代表以下九名の外、多くの要人が政治、行政、軍事、工業、新聞等の各部門において戦争挑發的態度をとつており、ヘラルド・トリビューン、ハースト系の諸新聞、雑誌、ラジオ、書籍等も執拗な挑發的宣傳を行つてゐるが、これらはいずれもアメリカの世界制覇の夢から生れるところである。

(4) ソ連の主張

- (a) 新聞、ラジオ、映畫、公開演説等による新戦争の宣傳を弾がいすること
- (b) 戦争宣傳の容認ならびに支持を憲章侵犯とみなすこと
- (c) 刑罰をもつて戦争宣傳を取締ること
- (d) 軍縮ならびに原子力兵器その他大量破壊兵器の破棄に關する第一回總會の決定を即時實施すること

なお、ヴァインスキー代表は同演説においてマッカーサー元帥の對日占領政策にも批判を加え、その後も、さらに發言の機會を求めていたが、二十六日安全保障理事會の大ホールで記者、各國代表隨員等總勢七〇〇名相手の二時間半にわたるインタビューにおいて、戦争宣傳者を攻撃した十八日の演説に關連して各方面に與えた反響を中心に、戦争挑發者の具體的言動を例示して説明を行つた。ついで、質疑應答に移り、ソ連提案の趣旨を實現することこそ米ソ關係改善の一法であると述べた。

第三節 ソ連側東歐諸國の態度(第一篇第八章第八節參照)

しかしながら、ソ連側諸國を除く他の諸國はことごとくアメリカに同調する旨の表明、フランス代表ビドーも十九日の一般討議で米ソ間の對立が餘りにも甚だしく、從來フランス政府が唱えてきた東西兩勢力の仲介者としての役割を果すことは不可能となつたと前置きして、アメリカに同調する旨を表明したが、これにたいし、ソ連ブロックよりはポーランド代表ゼ・モゼレフスキーは十七日、白ロシア共和國代表カ・キセレフは十九日、チェコスロヴァキア代表ヤン・マサリックは二十日、ユーゴスラヴィア代表エス・シミチは二十二日、ウクライナ共和國代表デ・マヌイリスキーは同二十二日、それぞれソ連の主張を支持して米英佛等の主張に非難を集中し、國連憲章の擁護と決議、勸告の嚴守を要請する一方、アメリカは國連の權威をその對外膨脹政策に利用しようとし、その意思を他に強要しようとしてゐるとなし、ソ連は單に憲章に反する行爲に協調しないにすぎないと述べた。なお、マーシャル・プランに一人参加を表明しながら、後これを撤回するに至つたが、これに深い關心を持つチェコスロヴァキアは、自國の復興

状況を紹介し、東歐諸國間の經濟關係強化は、必ずしも他國との協力を拒むこととはならないと釋明した。また、ユーゴスラヴィア代表はアンラの活動上ユーゴにたいし、アメリカのとつての差別待遇、アメリカにおけるユーゴの食糧買付妨害、ユーゴ所屬のドナウ河船舶、在米金塊のアメリカによる抑留等の事實を擧げてアメリカを攻撃した。

第四節 役員 の 選舉

(一) 總 會

(a) 第二回總會開會の當日である九月十六日役員選舉が行われたが、總會議長選舉では第一次投票においてチェコスロヴァキア代表マサリックは六票を得て第三位となつた。

(b) 同日總會副議長の選舉に當つては副議長定員七名にたいし、第一次投票でソ連代表外五名が所定票數をえて當選したが、ウクライナ代表は二十三票となり所定數に充たなかつた。第二次投票においてはウクライナは第一次投票の際十三票をえたにすぎないキューバと同點となり、抽せんの結果キューバ代表が當選した。

(c) 同日各委員會委員長の選舉に當つて、ポーランド代表ランゲは第三(社會、人道、文化)委員會委員長に選任された。なお、第一委員會委員長の選舉にあたり、ソ連代表ヴィンズキーはポーランドが反ファシヨ戦争において演じた役割を強調して、ポーランド代表モゼレフスキーを極力推せんしたが、結局、ルクセンブルグ代表が選任された。

(d) 二十四日各委員會は副委員長の選舉を行つたが、白ロシア代表キセレフは第四委員會副委員長に、またチェコス

ロヴァキア代表ハナクは第二委員會副委員長に選出された。

(二) 安全保障理事會非常理事國の改選

總會本會議は一九四七年末をもつて二カ年の任期を満了する安全保障理事會非常理事國のうち、ポーランドの後任決定のため、九月三十日に七回、十月一日に二回、同二十日に二回、計十一回にわたつて、ソ連の支持するウクライナと、アメリカの強く支持するインドとの間に票決が行われ、決定票をえなかつたため、決定は延期されていたが、十一月十二日に至つてインドが立候補を取下げたので、十三日の本會議で最後の決定が行われ、ウクライナ三十五票、インド二票でウクライナが選出された。なお、アメリカはソ連側諸國中から理事國を出すことを嫌つて當初よりインドを支持してきたが、行詰りを打開するため、十一月十三日にはその態度を改めたともいわれている。なお、アメリカ側はチェコスロヴァキアの選出に反對しないとの態度をとつていたが、ソ連側はウクライナの選出を強硬に主張し、かつ、第一回投票で第三位となつたため、チェコスロヴァキアの選出問題は立消えとなつた。

(三) 經濟社會理事會理事國の改選

十月一日、本會議は安全保障理事會非常理事國の選出延期に伴い、一九四七年末任期を終了する六理事國の後任國選舉を行つたが、第一回投票でソ連が、第三回投票でポーランドがそれぞれ選出された。

第五節 暫定常設安全保障委員會(「小總會」)設置問題

(a) 安全保障理事會における度重なる拒否權の行使によつて國連の機能が著しく阻害されている事實と、最近におけ

る國際情勢がこれをそのまま放置することを許さない事態にかんがみ、アメリカは拒否権の行使制限と併行して本問題を提起することに決した。マーシャル代表は前述の九月十七日の演説で、總會が單に定期的な、または、必要に応じて臨時に會合するだけでは不充分であるとて、次期總會まで暫定的に常設安全保障委員會を設置するよう提案し、アメリカ代表部は同日、本問題を議題に上程するよう事務總長に通告した。

これにたいし、ソ連代表は既述のように同日の演説を取止め、本國政府と打合せた後、翌十八日、アメリカ案に痛烈な反駁を加え、運営委員會においても、ソ連代表グロムイコはアメリカ提案をもつて憲章違反であると反対したが、二十一日、十二對二（ソ連、ポーランド）で議題上程が可決された。

(b)本問題に關する第一委員會の審議は十月十四日開始されたが、憲章の原則に反するとするソ連代表ヴィンスキと、かつして安全保障理事會を無視するものではないとするアメリカ代表との間に激烈な應酬を繰返した。ソ連はイギリスの修正案にも反対し、アメリカの右提案が同國の世界支配の企圖の一部をなす以上、妥協の餘地なしと反対した。十八日第一委員會は三十八對〇、棄權四で起草小委員會を設置し、決議案の起草に當らせることとなつたが、ソ連側諸國は一齊に投票をボイコットし、右小委員會に選出されたソ連、チェコ兩國は参加を拒絶した。

起草小委員會はソ連側不参加のまま、十二月四日その議事を終了、決議案を第一委員會に提出した。五日の第一委員會においてはソ連代表は再び反対し、六日の票決にもソ連側の他の諸國とともに不参加の意思を表明したが、決議案は四十三對六、棄權六で採擇された。また、第五（行政、豫算）委員會は右委員會の豫算を審議したが、ここでもソ連側は反対を試み、十日、結局三四對六で十八萬ドルの豫算を決定した。

(c)かくて十三日の本會議は右決議案の最終的票決を行い、四十一對六、棄權六でこれを可決し、暫定常設安全保障委員會の設置が決定したが、ソ連側諸國は終始一貫反対を續け、アメリカ側の要求にもかかわらず不参加の意を翻さず、ボイコットを重ねて表明した。

第六節 拒否権問題

(a)本問題についてはすでに前回總會が中小諸國の要求にもついで勧告を採擇したことは前述の通りであるが、この勧告も實質的にはなんらの効果をも齎さず、四七年に入つて米ソの對立の激化とともに拒否権の使用はますます頻繁となつた。ここにおいて、中小諸國側において拒否権の廢止もしくは修正を要望する聲が再び擡頭したが、従來、修正についても消極的な態度を持っていたソ連以外の大國すら本問題の再検討の必要を認めるに至つた。前述の九月十七日のアメリカ代表マーシャルの拒否権使用制限にたいする支持表明につづいて、ラテン・アメリカの諸國、オーストラリア、ギリシヤ、南阿連邦、スエーデン等十七カ國は本會議の二般討議において大國の有する拒否権を攻撃したが、ソ連側諸國は擧つてこれに反対した。十九日の運営委員會は、「加入問題にたいする總會の權限擴張」を主張するオーストラリア案および「拒否権の廢止を目的とする特別總會の招集」を主張するアルゼンチン案をそれぞれ十對三（反対はソ連、ポーランド、ブラジル）、棄權一および九對二（反対はソ連、ポーランド）、棄權三で議題に上程することに決定したが、ソ連代表グロムイコは、いずれも憲章の基本原則を破るものとして強硬に反対し、右兩案の背後には某國の策動がひそむものと判定しないわけにはゆかないと述べた。

(b) 第一委員會は他の諸案件の審議のため、漸く十一月十八日に至り、本問題に關するアルゼンチン提議の審議を開始したが、まず、アメリカ代表は本問題の審議を暫定常設安全保障委員會（「小總會」）と安全保障理事會との共同審議に付託することを提案し、脅威、侵略行為にたいする經濟的、軍事的制裁に關する問題等緊要な問題を除き、拒否權の行使を制限することに同意する用意のあることを明かにした。これにたいし、ソ連代表グロムイコは、拒否權を制限しようとする一切の企圖に反対し、ことに、ソ連側が非合法的存在であるとしている「小總會」にたいしてはどのような問題をも付託することに反対する旨言明した。結局、同日の票決により、三十六對六、棄權十一でアメリカの提案は採擇され、本會議へ回付された。

(c) 二十一日本會議は第一委員會より回付されたアメリカ提案を審議、ソ連代表ヴィンスキが、アメリカ側の主張は憲章を尊重すると見せかけて、その實、憲章の弱體化を圖るものであるとて、その與國とともに強硬に反対したにもかかわらず、三十六對六（反対はソ連側諸國）、棄權十一でこれを採擇した。

なお、アルゼンチン代表は拒否權廢止に關する特別總會招集の提案を十一月二十一日撤回した。

第七節 戦争挑發宣傳禁止問題

(a) 前に述べたように、ソ連代表ヴィンスキは九月十八日の本會議一般討議で戦後における戦争挑發者の行動を非難し、とくに、アメリカにおける戦争挑發者として九名を挙げて、おのおの罪状を指摘し、痛烈な非難を加えた後、戦争宣傳の禁止を要請し、ついで、二十日、ソ連代表部は事務總長にたいして本問題の議題上程方を公式に通

告した。

これにたいしアメリカ代表オースチンは二十日、アメリカ國連協會における演説で、ソ連はアメリカ人の見解發表の動機を曲解していると辯明したが、二十一日の運営委員會では一應、本問題の上程に賛意を表明した。

(b) ソ連代表ヴィンスキは第一委員會における本問題の審議に先立ち、二十六日記者會見において、その見解を詳述し、戦争挑發者として新に元駐ソ・アメリカ大使ブリットおよび國連代表オースチン等を追加したが、十月二十二日第一委員會における審議に際し、激烈な口調でハリマン、ブリット、バインズ等のアメリカ要人を攻撃し、戦争宣傳を支持もしくは容認する行為をもつて加盟國の義務違反の行為と見なすよう要求した。これにたいし、オーストラリア代表は二十一日提出した修正案（戦争挑發宣傳の禁止と平和促進宣傳の展開を内容とする）の趣旨を説明した際、ソ連側報道機關の對米攻撃をとり上げ、アメリカの場合が全く私的なものであるのに反し、ソ連の場合は公的であると論難した。一方、アメリカ代表は二十三日、世界人民の表現の自由を妨げようとするいかなる企てにもアメリカとしては一顧を與えることさえできないとて、ソ連およびオーストラリアの兩提案を共に容認できないことを明かにし、とくに、ソ連案の否決を要請した。また、カナダ代表はソ連案に對抗し、「内亂挑發」の宣傳をも有罪とするよう提案した。これにたいし、ソ連側から、二十四日ウクライナ代表はアメリカ議會の非米活動調査委員會を始めとする西歐諸國の反共活動を非難し、つづいて、ソ連代表ヴィンスキはアメリカ代表のソ連案にたいする攻撃振りにはプロシア主義とヒトラー主義を彷彿させると應酬した。また、二十五日チェコ代表はドイツ西部地區においてはナチ復活の兆候があり、戦争挑發の企圖が行われていると述べ、米英佛三國の對獨占領地政策を非難した。

このように、米ソ兩國の主張は相違甚だしく、本問題の妥結は不可能と見られていたが、二十七日ポーランド代表はソ連提案中、アメリカ、トルコ、ギリシャ三國を糾弾する部分を削除し、單にあらゆる國における戦争挑發宣傳を禁止する修正案を提出して、局面の打開を圖つた。ソ連はこれを支持する態度を表明したが、カナダ、オーストラリア兩國はそれぞれその提案を撤回して、別にフランスを加えて三國共同で平和を脅威する目的をもつ一切の宣傳を禁止すること、國際的友好關係を促進するため適切な手段を講ずることの二項よりなる提案を行つた。アメリカはこの案にたいし若干の修正を要求した後、賛成の態度を表明した。かくて同日票決の運びとなり、まず、ソ連の要求により、最も問題となつたアメリカ、トルコ、ギリシャ、三國の戦争宣傳を糾弾する箇條を削除した後、各項に關する票決が行われたが、いずれも否決され、ソ連案全體としての票決もソ連の要求により行われなまま、ソ連案は葬られた。ついで、右三國提案はソ米兩國の賛成を含み五十六對〇で可決された。

(c)十二月三日、本會議で右三國共同提案の最終的票決が行われ、満場一致で可決された。決議に際し、ヴィンスキ代表は右決議は中途半端で最初のソ連提案と距ること甚だしいものがあるが、とにかく、平和愛好國民の死活的重大利害に合致するものであるが故に、賛成する旨を付加した。

第八節 加入問題

(a)一九四七年八月二十一日安全保障理事會の加入審査委員會でオーストラリア代表は加入問題の決定を總會に委ねるよう提案していたが、今次總會においても國連手續を改訂して、加入を容易なものとするよう提案した。九月十九

日運営委員會はソ連側の反對を押切つて十對三(ソ連、ポーランド、ブラジル)棄權一で右提案の上程を可決した。一方、加入申込の審査に當つていた安全保障理事會は、十月一日までは申込國十一カ國の加入不許可を決定したが、右十一カ國の加入申込の再審査方を安全保障理事會に勧告する提案は二十以上の多數に上つた。

(b)第一委員會は十一月七日より本問題の審議を開始した。アメリカ代表は審議開始にあつて、加入審査に際するソ連の拒否權濫用を非難するとともに、前記オーストラリア提案とも關連し、他の諸國が賛成することを條件として、アメリカがさきに反對した蒙古人民共和國、アルバニア、ブルガリア、ルーマニア、ハンガリー五カ國の再審査に際して拒否權を行使しない旨言明し、英佛華三國の支持をえたが、ソ連は依然拒否權の行使に關する従來の態度を固執した。

十日、加入再審査に關する提案中、オーストリアに關するアメリカ提案、イタリア、フィンランド、フランス、オランダ、ポルトガル、アイルランド五カ國に關するオーストラリア提出の五提案の修正案は、ソ連側諸國の反對にもかかわらず、それぞれ採擇されたが、加入不許可となつた十一カ國(ソ連側の蒙古、アルバニア、ブルガリア、ルーマニア、ハンガリー、フィンランドを含む)の加入申込の一括再審査を要求するスウェーデン提案は二十六對十三、棄權十四で否決された。ポーランドはソ連側五加入申込國の加入に關し安全保障理事會の五常任理事國が協議して意見の一致を圖るよう指令するよう提案したが、ソ連はこれを支持し、同日二十四對十三、棄權十五で採擇された。

(c)十七日、本會議は第一委員會の右の諸決議案を票決に付し、ソ連側の強硬な反對を押切つてイタリア等六カ國の加入再審査を安全保障理事會に指令する六決議案を採擇した。また、前記ポーランド案にもとづく決議案は四十對一

棄権五で採擇された。票決に際し、ソ連側諸國はブルガリア、ルーマニア、ハンガリー、フィンランド、イタリア五カ國の同時加入を主張し、講和條約が同時に成立、發効した今日、米英ブロックが本問題について差別的取扱をすることは憲章精神を無視した行爲とである非難した。

第九節 ギリシャ問題（第一篇第八章第三節および第二篇第四章第二節参照）

(a) アメリカ代表マーンシャルは九月十七日、本會議一般討論の席上、その基本方針に關する演説で、本問題にたいしてソ連の示した態度を難詰した後、ユーゴ、ブルガリア、アルバニア三國の對ギリシャ、侵略事實の認定ならびにギリシャ・ゲリラ部隊援助の中止要請およびギリシャ國境監視委員會の設置を總會に提議する旨を表明したが、一方、アメリカ代表部は公式に本問題の上程を事務總長に通告した。運営委員會は同日、直ちに本問題の議題上程に關し票決を行い、十二對二（ソ連、ポーランド）で可決した。その際、代表グロムイコは本問題の上程は事態を悪化するに過ぎないと述べたが、既述の通り、翌十八日本會議の一般討論においてソ連代表ヴィンスキーはマーンシャル代表の發言に全面的な反駁を行つた。

(b) 二十五日第一委員會でアメリカ代表は自國提案を説明し、一般討論におけるマーンシャル代表の前記提案を内容とする五項目の要求を明かにした。これと關連して、まず、非加盟國たるブルガリア、アルバニア兩國の本問題の討議参加の可否をめぐつて、アメリカ側は兩國が總會決定の受諾に同意することを條件とし参加させることを主張し、ソ連代表グロムイコは右條件を非加盟國に強いることをもつて不當であるとしたが、票決の結果、三十八對六（ソ連側

諸國）棄権十一（アラブ諸國）で右條件の受諾用意の有無を照會することとなつた。

(一) アメリカ側の右提案はほぼ、安全保障理事會における同國の主張を引繼いだものであるが、これにたいしてソ連側もまた、同理事會における主張を繰返して、二十七日反對提案を行い、總會は、ギリシャ内亂および國境紛争の責任がギリシャ政府にあることと、ギリシャの事態が外國の内政干渉に起因することを確認し、ギリシャと北接三國との關係を調整するため、ギリシャ政府にたいし、國境紛争防止手段の考究、北接三國との正常外交關係の設定、國境紛争處理協定の再確認もしくは締結、難民問題の解決を圖ること、少数民族の差別待遇廢止等必要な措置を講ずることおよび右に關して三カ月以内に安全保障理事會に報告することを勧告し、また、ギリシャ駐とんの外國軍隊および外國軍事機關の撤退を勧告することを要求し、さらに、外國のギリシャにたいする經濟援助が純粹にギリシャ國民の利益のためにだけ使用されるよう監視するため特別委員會を設置することを提案した。

一方、ブルガリア、アルバニア兩國の討議参加問題に關し、兩國はその出席條件を拒否したため、これに關する討議が再燃し、ソ連側は兩國を加盟國と同等の資格で討議に参加させるよう主張したが、三十五對六（ソ連側諸國）、棄権八で否決され、三十九對一（チェコ）、棄権十一（チェコを除くソ連側諸國その他）で兩國にたいし證人として出席することを認め、討議に参加させないことに決定した。

かくて、ソ連側はブルガリア、アルバニア兩國代表を加えて、その攻撃を米英兩國に向け、ギリシャ國境監視委員會の設置に關するアメリカ提案はその膨脹政策を國連の權威によつて裏づけし、その意圖を陰蔽しようとするもの外ならないと論じたが、九月二十六日ユーゴ代表ベブレル、同二十九日白ロシア代表キセレフ、十月二日ブルガリア

代表メヴォラおよびアルバニア代表ヘバ、同三日ウクライナ代表マメイリスキー、同四日ポーランド代表ランゲ、同日ソ連代表ウイシンスキー、同七日ユーゴ代表ベブルが再び立ち、こももギリシヤ北接三國を辯護し、ソ連の前記提案および在ギリシヤ外國軍隊、軍事機關だけでなく、非軍事機關の即時撤退を要求するポーランド案を支持した。ここにおいてアメリカ側は、同國提案にたいするソ連側諸國の強硬な反對に對處するため、四日、フランス代表の妥協案(三國の責任を確認する項目の削除)の検討に應ずる意圖あることを表明したが、かえつて、ソ連側はこれをもつてアメリカが前記三國に責任ありとの確信を有してない證左であると逆襲した。

八日、アメリカ提案の中、三國の責任糾弾および特別委員會の構成を後に決定することとして、まず、その他の條項を一括して票決に付した結果、三十四對六(ソ連側諸國)、棄權九でバルカン監視委員會の設置案が採擇され、ついでバルカン四國にたいして右委員會に協力するよう勸告する決議案が三十九對六(ソ連側諸國)で採擇された。九日、右委員會の構成に關する審議に入り、アメリカ側は五大國およびポーランド等十一カ國を任命するよう提案し、ソ連の協力を要請した。ソ連代表は右委員會の設置は憲章の精神に反するとて非協力を表明、委員會構成國となることを拒絶し、かつその選出にも参加しないとの強硬な立場をとり、ポーランド、ユーゴ等ソ連諸國もこれにならつた。十日の票決はソ連側諸國不参加のまま行われ、三十二對一、棄權十二でアメリカ案が採擇された。十三日前記ソ連側提案は六對四十、棄權十二で否決されたので、ポーランド代表は十八日改めて別の提案を行つたが、これは二十日の本會議で審議されることになつた。

(d)第一委員會で可決の決議案を審議する本會議は二十日より開かれたが、同日、ウイシンスキー代表は第一委員會

で決定された前記アメリカ提案を覆すよう要求して、アメリカのギリシヤ援助および西歐諸國の態度一般にたいして激しい攻撃を加えた。しかし、二十一日の票決により、アメリカ提案の前記バルカン監視委員會設置案が四十對六(ソ連側諸國)、棄權十一で可決された。よつて、議長は他の案の票決打切りを聲明したが、ソ連およびポーランドはこれに反對し、十八日のポーランド側提案およびソ連の提案したバルカンの不安定にたいするギリシヤの責任追及案を票決に付すことを要求したが、前者は七對三十四、後者は六對四十一でいずれも否決されるに至つた。

(e)かくて、一九四六年一月以來、當初はソ英の對立を、ついで、米ソの激しい對立を反映して紛糾を續けてきた本問題は結局、ソ連側諸國のポイコト聲明をもつて一應の結論に達した。この間、十月六日、ウイシンスキー・ソ連代表は資本主義的獨占勢力が世界制覇を行いつつあるとのイデオロギー論争を議場に持ち込むに至つたが、これは九カ國共產黨協議會開催に關する同五日の報道と踵を接して行われたため、各方面の注目をひいた。

第十節 朝鮮問題

(a)朝鮮獨立問題はその打開を圖るため米英ソ華四國會談を開催しようとする八月二十八日のアメリカ提案が九月七日ソ連に拒絶されて以來全く停とんしていたが、十七日アメリカ代表マッシュルは本會議の一般討論において、アメリカは米ソ二國間の交渉による解決の希望をすて、總會の公平な批判を待つとて、本問題の討論を要請した。ついで、同日、アメリカ代表部は本問題の上程を公式に事務總長に通告した。これにたいしてソ連代表ウイシンスキーは十八日の一般討論における演説で、既述の通り、アメリカ側の提案は一九四五年十二月のモスクワ協定に違反するもので

あるとて、この問題を總會で取り上げることに反対した。二十一日運営委員会においても、ソ連代表グロムイコは大多数の加盟國になんら関係のない本問題を總會に提起するのはアメリカが別の意圖を有するためであるとして反対したが、本問題の上程は二十二日十二對二（ソ連、ポーランド）で可決された。

二十四日本會議は他の問題と共に本問題を上程するか否かの票決を行い、四十一對六（ソ連側諸國）棄權七、缺席一で可決したが、その際、ヴァインスキー代表はアメリカは自國の關係する國際協定の遵守を回避し、米ソ交渉失敗の責任をソ連に轉嫁しようとするものであるとして反対した。

一方、二十六日京城の米ソ合同委員會ソ連代表は米ソ兩軍の同時撤兵を提案し、側面より總會による本問題の討議を阻止するに努めたが、アメリカ側はこれを拒否し、十月十七日アメリカ代表より事務總長にたいし、朝鮮國會の選舉監視特別委員會の設置と、朝鮮の獨立促進を骨子とする決議案を提出した。

(b) 第一委員會は二十八日より本問題の審議を開始したが、同日ソ連代表グロムイコは右アメリカ提案に對抗して、一九四七年末までに米ソ兩軍を撤収すること、朝鮮人代表を總會の本問題の討議に招致することの二要求を提案した。かくて、アメリカは妥協案として特別委員會をして朝鮮人代表と協議させるとの修正案を提出した。三十日票決が行われ、朝鮮人代表の討議参加に關するソ連案は六對三十五、棄權十をもつて否決され、アメリカの修正案は四十一對〇、棄權七で可決されたが、後者の票決にはソ連側諸國は加わらないで、票決後、グロムイコ代表はアメリカの主張する特別委員會には参加しない旨を表明した。

第一委員會はその後、さらに審議を續行、各國の修正案を審議したが、十一月五日票決が行われ、一九四七年末までに米ソ兩軍を朝鮮から撤退させた後、總選舉を行い、人民政府を樹立させようとするソ連案は四十對六、棄權七で否決され、アメリカ案が四十六對〇で採擇された。ソ連側諸國は票決に先立ち、アメリカ提案の意圖する特別委員會は朝鮮にたいする干渉を隠蔽しようとするものに過ぎないとし、また、國連が朝鮮人代表を喚問しない以上、票決には参加しないと表明した。また、アメリカ代表が、同日特別委員會の構成に關する票決に先立つて、構成員としてウクライナ等九カ國を選任するよう提案したのにたいし、ウクライナ代表は直ちに不参加の意思表示を行った。

(c) 本會議は十三日より開催され、米ソ兩代表の激しい論議が行われたが、ソ連代表グロムイコは「アメリカの意圖は占領軍の威壓の下に右翼反動分子の當選を確保し、朝鮮をアメリカの植民地とすることにあり」と鋭く攻撃し、「國連は、朝鮮人代表の出席なくして本問題を審議することは不當である」との従來の主張を繰返し、票決に不参加を言明した。十四日票決が行われ、アメリカの修正案は四十三對〇で可決、ソ連案は七對三十四で否決された。なお、ソ連側諸國は直ちに右決議にもとづいて設置される特別委員會をボイコットする旨言明した。

第十一節 ス페인問題

(a) 本問題についてはソ議側諸國中ポーランドが終始そのイニシアティブを取り、さきに安全保障理事會に提訴し、また、これを總會の審議に移す等の勞をとつたが（第一篇第八章第七節参照）、十一月九日第一委員會でポーランド代表ランゲは前回總會の勧告を再確認し、安全保障理事會にたいして一カ月以内に本問題を審議して憲章第四十一條の經濟制裁適用の可否を決定することを要求する提案を行つた。しかしアメリカその他の諸國は右はかえつてスベ

ン國內におけるフランコ政權の地位を強化する逆効果を招くおそれがあるとして反対したため、委員会はポーランド、ユーゴスラヴィアを含む起草小委員会を設置し、各國提案を検討して共同提案を作成させることとした。十二日右小委員会は右ポーランド案の後段を若干修正して、安全保障理事會は適當と認める時期において本問題を審議するとの妥協案を作成、本年委員会の票決に付した結果、二十九對六、棄權二十で採擇された。

(b)十七日本會議は第一委員会より送付を受けた右決議案を審議したが、アメリカ代表の強硬な主張により各項別に票決を行つた結果、ポーランド案を基礎とする右決議案は否決され、「スペイン問題につき處置が必要なときは總會が責に當る」との修正案が採擇された。

第十二節 イタリア講和條約改訂問題

(a)運営委員会は九月二十日、二十一日の兩日にわたりアルゼンチンその他南米諸國の提案になる本問題上程の可否を審議したが、アメリカ代表がこれを支持したのに対し、ソ連代表グロムイコは右提案をもつて不當かつ根據なきものとなし、發效後間もない條約を改訂する合目的性を疑わぬわけにはゆかないとして反対した。また、ポーランド代表ランゲは發效後わずか旬日をへない講和條約の改訂を占領軍の撤退も終らない時にうんぬんすることは日獨講和條約に影響する危険があると反対した。二十一日票決の結果は四對二(ソ連、ポーランド)棄權八となつたが、議長は採擇を宣し、二十三日本會議も右問題の議題上程を二十二對八、棄權十九で可決した。右本會議の票決に際し、ヴィンスキール代表はソ連側五外二カ國とともに上程に反対したが、安全保障理事會の常任理事國中、賛成したのは

アメリカだけであつた。

(b)第一委員会における問題の審議は十一月十九日漸く開始されたが、同日、原提案者アルゼンチン代表は多數の代表が本問題の審議を不當であるとしており、紛糾を招くおそれがあるとして本問題を議事日程より削除しよう申入れたこれにたいしてアメリカ側は右條約に不満な條文が含まれているが、削除に同意すると述べた。ソ連代表グロムイコは本問題は國連の干渉するべき問題ではなく、必要な場合には本條約の調印國だけが審議するべきであるとのソ連の立場から、本問題の削除に同意し、また、ウクライナ代表マニスルスキーも當初より本問題の提議をもつて單なる宣傳的駆引にすぎないと見做していたとしてソ連に同調した。

第十三章 經濟社會理事會理事國數增加問題

九月二十日運営委員会は經濟社會理事會理事國の増加に關するアルゼンチン案を議題に上程するかどうかを審議したが、ソ連代表グロムイコは、右提案は憲章の改訂を意味するとして反対した。なお、第二委員会は十月二十二日に至り、右アルゼンチンの提案(現在の十八國より二十國に増加する案)の審議を延期することに決定した。

第十四節 戰災國の經濟復興援助問題およびマーシャル計畫承認問題

第二(經濟、財政)委員会は九月二十四日より討議を開始したが、二十七日ポーランド代表ランゲは第一回總會の加盟國にたいする戰災國援助勸告(四六・一二・一一)の實施方を要求するとともに、マーシャル計畫を攻撃し、同

計畫は、救済が政治的に利用されてはならない、とする前記總會の決議（四六・一二・一一）を無視しており、アメリカの政治目的のために歐州の二分を狙っている故、國連は同計畫を歐州の經濟復興に有害なものであると認定し、全加盟國にたいして國連の枠外に設けられるどのような經濟計畫にも参加しないよう勧告することを提案した。ついで、二十九日チェコ代表ハナクもポーランド代表の右主張を支持して、マーシャル計畫の支持者を論駁した。

ソ連代表アルチュニヤンは十月十日アメリカの經濟援助政策を攻撃し、マーシャル計畫は西歐諸國に意見の不一致と紛争をもたらし、右諸國の經濟をアメリカの獨占資本に隸屬させようとし、または、それに都合のよい條件をつくり出そうとするものであり、それは同時にアメリカを脅威する經濟危機を回避しようとする政治的陰謀であると述べた。また、その際、アメリカの對日獨經濟援助にも論及して、援助形式の如何にかかわらず、これを受ける國を經濟的、政治的に奴隸化するための搾取手段に外ならないと難じた。

しかし、十月十四日委員會はソ連側諸國の反對にかかわらず、票決の結果、マーシャル計畫の原則を承認し、ついで十一月十五日の本會議も右原則を審議拔さで承認した。

第十五節 アンラの活動終了後の經濟援助問題の審議打切り問題

十月二十九日第二委員會はアンラ活動終了後における戰災國にたいする經濟援助の問題の審議を開始したが、ユーゴ代表ヴィリファンは戰災國にたいする援助を國連加盟國に勧告する第一回總會決議（四六・一二・一一）の諸原則の再確認方を提案し、アメリカの對外援助に言及してアメリカのギリシャ、トルコ援助およびマーシャル計畫の實施

を非難した後、援助を政治的利益追求の具として利用しないことおよび援助の配分に當つて人種、宗教、政治的信念によつて差別を設けないことを主張した。ソ連側諸國は右ユーゴの提案を支持して、アメリカの對外援助政策に非難を集中したが、チェコ代表ハナクは西部ドイツにおけるアメリカの經濟政策を攻撃し、白ロシア代表スモリヤルは四七年度における援助についてユーゴ、ポーランド、ハンガリーが差別的取扱を受けた事實を指摘した。また、ソ連代表アルチュニヤンはアンラの活動を稱揚した後、アンラが某大國の政治的利益のために廢止されることとなつたのは遺憾であると述べ、前回總會においてソ連がチェコ、ポーランドその他の諸國とともに國際食糧特別フォンドの設立案を支持したにもかかわらず、米英がこれに反對し、二カ國協定によつて援助を行うことを固執したのは援助を政治的、經濟的利益の追求に利用する意圖をすでに抱いていたからであるとて米英側の對外援助政策を非難した。

結局、委員會はユーゴ案を否決し、アンラの活動終了後における經濟的援助問題の審議打切りを可決してこれを本會議に報告することとなつた。

十一月十五日本會議はソ連側諸國の反對を押切つて右委員會報告を審議拔さで承認した。

第十六節 専門機關との協定案承認問題

(a)十月十三日の第二委員會は國際通貨基金および國際復興開發銀行の兩國際金融機構と經濟社會理事會との活動調整に關する協定案を審議したが、ソ連代表アルチュニヤンはこの協定に反對して、アメリカは右兩機構において三分の一の票決権を握つており、事實上、兩機構を通じ長短期融資について拒否権をもっている。また復興開發銀行内で差

別のかつ権力的政策を實行しており、右銀行は大國の政治的道具と化してしまつたが、この兩機構と國連との協定を締結することは憲章の精神に反するばかりでなく、右協定案は専門機關にすぎない兩機構にたいし、國連に比して優位を認める條項を含んでいるが故に承認することはできないとして、右協定案を經濟社會理事會に廻付して改訂するよう主張した。これにたいし、英佛兩國代表は兩機構の活動を促進するために右協定案を速かに承認するよう主張した。二十二日第二、第三兩委員會合同會議において票決の結果、ソ連側の改訂に關する提案は否決され、ソ連、ウクライナ、白ロシア、ニュージーランドの反對を押切つて、右協定案の承認が可決された。なお、ユーゴスラヴィアはオーストラリアとともに棄權した。

(b)十一月十五日日本會議は審議抜きで右協定案を可決したが、その際ソ連代表ヴィンスキはその承認を差控える旨聲明した。

第十七節 アジア極東經濟委員會構成國の擴大問題

(a)十月五日第二委員會でソ連代表は右委員會構成國の範圍を擴張するよう提案し、十日極東において植民地を保有する諸國はい然として後進諸國をその支配下におこうとしてゐるとして、植民地保有國の政策を非難した後、極東における各非自治諸地域の右委員會にたいする自由加入を認め、右諸地域と國連との關係の緊密化を提案し、十六日さらに、アジアの非自治諸地域をして、本國政府を経由することなく、直接に参加を申請することを認めること、および同委員會のメンバーに中東諸國をも含めることの二提案を行つた。右兩提案には米、英、佛、オランダ等植民地保有

諸國の猛烈な反對があり、十七日票決の結果第一案は十三對十九棄權十四で、第二案は七對二十四、棄權十四でいずれも否決された。

(b)十一月二日本會議でソ連側は再び右提案を繰返したが、その與國、アラブ諸國、インド等十三國の賛成をえただけで、米英佛等植民地保有國の反對に會ひ再び否決された。

第十八節 イタリアおよびオーストリアの國際民間航空機構參加問題

(a)十月二十四日第二委員會は本問題を審議し、イタリアの加入を全會一致で承認した。また、オーストリアの加入については、ソ連代表はオーストリアにおける航空ならびに飛行場が四國占領當局によつて管理されているばかりでなく、その講和條約が成立するまでは同國は法理論上よりも國際協定に加入不可能であるとして反對投票を行つたが、結局、その承認が可決された。

(b)十一月一日本會議は右承認決定を審議し、ソ連側諸國の前記理由にもとづく反對を押切つて多數決をもつてこれを採擇した。

第十九節 國際關係を傷ける報道の傳播防止問題

(a)九月二十六日第三委員會でソ連代表ゾーリンは一九四八年三月二十三日ジュネーブにおける報道、刊行に關する會議の開催に關する經濟社會理事會の勸告に賛意を表明した後、同理事會にたいし、右ジュネーブ會議の暫定議事日

程を再審査し、ファッション・イデオロギーの根絶、戦争挑発者の暴露ならびに戦争挑発を事とする新聞その他の報道機關との闘争、諸國民の親善關係増進の三項目を刊行、報道の自由の原則決定の基礎とするよう勸告方提案した。また、ゾーリン代表は右會議に蒙古人民共和國を招請し、かつ、參加國が國連非加盟國のときでも票決権を付與するよう提案した。右提案は強硬に反対した英米兩國を除き、各國の原則的支持をえたが、十月七日票決の結果、七（ソ連側諸國、エジプト）對三十三棄權七にて否決された。なほ、右審議に際してアメリカ代表ルーズヴェルト夫人は十月三日ソ連の度重なる戦争挑発者攻撃にたいし、アメリカにおいては批判と不同意の権利が守られているとの趣旨をもつてソ連側提案にたいして全面的に反対したが、委員會は十月二十五日不必要な論議を行う無責任な個人もしくは新聞が存在することを認めるに至つた。三十日フランス代表は米ソの意見對立を調整するため、ユーゴ代表が一般討議で行つた發言を基礎として妥協案を提出したが、同日、委員會はキューバの反対があつただけでこれを可決した。ちなみに、右妥協案は國際間の親善關係の増進を圖り、右關係を傷けるような虚偽のニュース、あるいは、歪められた報道と闘う手段を研究し、結果をジュネーブ會議に提出するように國連各加盟國に要請したものである。

(b) 十一月十五日、本會議は右決議案を全會一致採擇したが、これに關し、ソ連紙は戦争放火者と果敢な闘争を行つてゐるソ連側の主張を多分に反映しており、これが可決は戦争宣傳禁止決議とともにとにかくソ連外交の勝利であると述べている。

第二十節 難民問題

九月二十七日第三委員會でウクライナ代表デムチェンコはドイツ、オーストリア兩國の西部地區ならびにイタリア各難民收容所にある百萬以上の難民の本國引揚にたいする米英占領當局の妨害行爲を非難したが、その際、同代表はカナダの木材伐採、ブラジルのコーヒー園、ベルギーおよびイギリスの炭坑等における難民の強制使役とその労働條件の低悪を指摘し、經濟社會理事會が「渡航者ならびに移住民の労働保護」を決議したことは低賃銀労働力の徵募を容易なものとする結果となつたと述べた。これにたいしては米英加等の各代表より猛烈な反駁があつたが、カナダ代表が十月二日ソ連の現行法を引用してカナダに送られた難民の法的地位が必ずしも悲しむべき状態にはない、と述べたことはソ連側の感情を刺戟する結果となり、ソ連代表ゾーリンはソ連の現行法はカナダの關知する事項ではなく、また、カナダ代表の發言は右ウクライナ代表の發言にたいする回答とはならないと應酬した。

十一月四日委員會は本問題の審議を再開したが、ソ連代表ゾーリンは同日、前回總會の本問題に關する一九四六年二月十二日ならびに十二月十三日の兩決議の原則を確認し、本國歸還反對運動ないし歸還阻止を行う收容所職員の解職、歸還反對運動を行う偽委員會の解消、關係國代表の收容所への出入の自由および難民との連絡の自由の保障、難民の移住希望者募集の中止、難民の本國歸還促進等を圖るよう提案した。よつて委員會は共同提案作成のため起草小委員會を設置し、難民の本國引揚促進のため即時對策を講ずること、本國歸還不能の難民の各國にたいする公平な割當を行う措置をとること、難民の強制的もしくは非合法的移住を禁ずること、國際間の友好關係を害うような移民を支持しまたは取扱う個人もしくは團體に援助を與えないよう勸告すること等を骨子とする決議案を作成したが、イギリスの強硬な主張によりその内容は著しく弱いものに修正された後、十一月三十三對一、棄權千二で可決された。

その際ソ連代表ゾーリンは右決議案は不満足な點を多分に含むにもかかわらず、本問題解決に一步を進めるものがある故に支持すると言明した。

第二十一節 労働組合の権利義務に関する問題

經濟社會理事會は全世界労働組合連盟の一九四七年二月二十九日付の「労働組合の権利の行使ならびにその擴大」に関する提案に接し、AFL(アメリカ労働組合總同盟)の覺書を徴して、これとともに國際労働機構にはかり、その提出した労働組合の権利義務に関する原則を基礎として報告書を作成、これを第三委員會に提出した。ソ連側諸國は經濟社會理事會は前記世界労働組合連盟の提案を直接審議するべきであるとして右報告書の採擇に反對したが、第三委員會はこれを可決した。

十一月十五日本會議は右報告書の審議を開始したが、まず、チェコスロヴァキア代表セカニノヴァ女史は右報告中、國際労働機構提唱の原則に関する部分を削除することおよび經濟社會理事會が直接、全世界労働組合連盟の前記提案の審議に當るとの修正提案を行つた。ポランド代表ランゲはこれを支持し、全世界労働組合連盟は七千百萬の組合員を擁する労働組合の唯一の國際的統一體であるという事實を無視するべきでないと述べた。こゝで十七日ソ連代表ゾーリンは第三委員會が右報告書を可決したことは前回總會の決議(四六・一二・一五國連と全世界労働組合連盟との關係設定)を無視し、同連盟を差別的に取扱つてゐることを示すもので、右報告中労働組合の義務と責任に関する規定は明らかに資本家の利益擁護に重點を置き、労働組合の権利保護を等閑に付してゐるとして反對を表明し、チ

ェコスロヴァキア側修正案ならびに人種的差別の禁止に関するインド側修正案を支持したが、同日票決により修正案はいずれも否決され、右報告書は原案通り採擇された。

第二十二節 婦女および兒童賣買禁止とわいせつ刊行物取締りに関する問題

(a)十月十四日第三委員會は本問題に関する舊國際連盟の機能および權限を國連にて繼承することに關し審議を開始した。これに關連して、同日ソ連代表ゾーリンは右禁止ならびに取締に關する國際協約中、その效力を植民地ならびに委任統治領に及ぼさないこととした除外例の削除を要求したのたいし、米英兩國代表は法律問題を持出してこれに反對したが、票決の結果、右ソ連提案は十六對十二、棄權十八で採擇された。よつて、委員會は同日ソ連案を取入れた前記舊國際連盟の機能および權限の繼承に關する決議案を票決に付し、賛成四十五票、棄權二票(イギリスを含む)をもつてこれを可決した。

(b)十月二十日本會議は第三委員會の提出した右決議案を審議、米英兩國代表は右決議案中、ソ連側提案にもとづく規定は植民地の權利を侵害し慣習を無視するものであるとして強硬に反對し、またイギリス代表は本問題に關する前記國際協約に加盟するかどうかは植民地自身の決定に委せたいとの修正提案を行い、アメリカの代表の支持を得たが、記名投票の結果米英側主張は否決され決議案は五十二國の賛成をえて原案通り採擇された。

第二十三節 非自治地域情報審査委員會設置問題

第四委員會は右委員會の設置に關するインド提案を審議し、米英佛等植民地保有國の反對を押し切つて十月十一日二十三日對十九でこれを可決したが、十一月三日の本會議で植民地保有國の強硬な反對により右決議案は否決され、代案として、右委員會を設置するがこれに總會にたいする勸告の權限を與えないことに決定した。本問題についてもソ連側諸國は終始インド側主張を支持して植民地保有國の態度に攻撃を加えた。

第二十四節 西南アフリカ信託統治問題

(a) 第四(信託統治)委員會は九月二十五日、南阿連邦が前回總會の勸告に従わずして、その西南アフリカ委任統治領の信託統治制實施に反對している點を取り上げて討議したが、ソ連代表シュテイン、白ロシア代表シュムイゴフ、ウクライナ代表ヴォイナ等は信託統治協定案の提出を要求するインドの提案を支持して、南阿連邦の行動は憲章違反であるとの非難を加え、アメリカが第一回總會において執つた態度を變更した點を難じた。これにたいして南阿連邦代表は二十八日、ソ連およびポーランドが日本、フィンランド、ドイツの領土の一部を領有している點を指摘して應酬したが、ソ連代表ツアラブキンは右は委任統治領の信託化とその性質を異にしており、憲章第一百七條の適用を受けないとて反駁を加えた。

十月六日委員會は本問題の審議を再開、アメリカもインドの主張を支持して南阿連邦の態度を非難したが、英、佛、ベルギー、オランダ、オーストラリア等の植民地保有國は一致して南阿連邦を支持した。十三日の票決では、結局、インド提案が二十七對二十で可決された。

(b) 十一月一日本會議は第四委員會提出の右決議案を審議、米英側は三分の二多數決原則の適用を要求し、ソ連側は憲章第十八條二の規定に該當しないとて反對したが、これを押し切つて右協定案の提出方を「要求する」という句を「希望する」に改めることに決定した。

第二十五節 非自治地域の信託統治移管問題

(a) 十月十三日第四委員會は非自治地域のうち、現在直ちに自治を與えるのに適しない地域を信託統治に移管するべしとのインド提案を審議した。ソ連側はこれを支持したが、米、英、オーストラリア等植民地保有國はこれに強硬に反對したため、「全部または一部」の非自治地域を信託統治に移管するべしと修正した後、十四日これを可決した。

(b) 十一月一日本會議は右決議案を票決に付し、二十四對二十四で賛否同數となり、これを否決した。米英その他の植民地保有國側は右決議案は植民地官憲にたいする不信の表明に外ならないとて反對したのにたいし、ソ連側諸國は終始インドを支持し、票決に際しても中國、インド、アラブ諸國、ラテン・アメリカ諸國とともに賛成投票を行った。

第二十六節 非自治地域に關する政治的情報の報告問題

(a) 十月二日第四委員會はソ連の提出した植民地保有國はその所轄の非自治地域における政治的事項に關して國連に報告するべしとの提案の審議を開始した。三日アメリカ代表は右領域の住民中には獨立國の人民に劣らない廣汎な自由と基本的人權の保護を受けているものがあると述べ、また、イギリス代表はイギリス帝國はソ連邦と同様、インタ

「ナショナル的機構であると言明したが、ソ連代表シュテインはまず、ソ連には非自治地域は存在しないと反駁した後、政治的情報の提出を要求し、さらに、憲章第七十三條の規定を援用して國連による右領域の調査、住民の訴願受理ならびにその審査、加盟國の義務遂行にたいする監督を主張した。ウクライナ代表ヴォイナは六日、イギリス代表の發言を非難し、イギリス植民地住民の自治、獨立運動の現状を指摘して、非自治地域の政治的、經濟的、社會的發展ならびに右領域住民の權利擁護の必要を強調、白ロシア代表シュムイゴフもこれとほぼ同様の見解を表明、現行の統治制度は眞の民主主義原則に反すると述べた。十一日票決の結果二十對十九をもつて右ソ連提案が可決された。

(b)十一月三日日本會議は第四委員會で可決した右ソ連案を審議したが、アメリカ代表は右決議案は「植民地保有國の憲法上の權利ならびにその植民地との關係に干渉するものである」として他の植民地保有國とともに反對した。これにたいし、ソ連代表シュテインは植民地保有國が反對するのは實情の暴露をおそれるがために外ならないと反駁したが、結局、米佛等五カ國の共同修正案が三十對十八、棄權九で採擇され、情報提出は非自治地域保有國の發意にもとづくことに決定した。

第二十七節 ナウル島信託統治協定案

(a)十月二日第四委員會は九月三十日イギリス、オーストラリア、ニュージーランドの三國の提出したナウル島の信託統治協定案を審議し、直ちにソ連、ユーゴを含む十二カ國特別小委員會に付託した。同小委員會でソ連代表シュテインは同島を戰略地域としてその信託統治を安全保障理事會の監督下におくよう提案したが、一對四、棄權三で否決

され、原案に若干の修正を施した後、九對二(ソ連、ユーゴ)でこれを採擇の上、本委員會へ送付した。

二十二日本委員會はソ連側の強硬な反對を抑切つて右決議案を四十一對六(ソ連側諸國)で可決した。

(b)十一月一日日本會議は右決議案を審議、四十六對六(ソ連側諸國)棄權一でこれを採擇したが、ソ連代表シュテインは同協定案は憲章の精神に背反し、受託國にたいして同島を自國領土同様に處理し意のままに軍事施設を建設することを許しているとして反對し、他のソ連側諸國もこれに同調した。

第二十八節 戦争犯罪人引渡問題

(a)第六(法規)委員會は第一回總會の戦争犯罪人引渡しに關する決議(四六・二・一三)の原則を確認し、戦争犯罪人、叛逆者ならびに偽政權首班を逮捕し、犯罪が行われた國に即時引渡すべしとのユーゴ提案を審議したが、アメリカ代表は、同國が戦犯に關する義務を怠つたとのソ連側諸國の非難をしりぞけ、アメリカの裁判は眞の意味における裁判であつて、けつして政治裁判ではないと述べた。また、イギリス代表は亡命者の本國送還の規定を含むユーゴ案に反對して、本國政府と政治的見解を異にするという罪しか持たない亡命者をその本國に送還し、形式的裁判によつて死刑に處される運命に委ねることは、亡命の自由の傳統に反すると述べ、さらに東歐諸國における裁判ならびに處刑の事例を引用した後、『加盟國は戦犯容疑者の逮捕ならびに裁判に關する義務を履行するを要し、請求國にたいする容疑者の送還は犯罪事實に關する證據が充分であり、かつ、あらゆる裁判手續を尊重することが明かな場合に限りこれを行う』との提案を行つた。

十八日委員會において票決の結果、ユーゴ提案はソ連側諸國およびエチオピアの支持をえただけで否決され、右イギリス提案が採擇された。

七三

(b)十月三十一日本會議は右イギリス提案を審議の上、票決に付し、四十對七(ソ連側諸國およびエチオピア)棄權六でこれ採擇した。

第二十九節 國際司法裁判所の活用問題

第六委員會においてソ連代表ロディオーフは國連の一機關に過ぎない國際司法裁判所が憲章解釋上の疑義を決定する権限を有しないとの見解を固執して、國連ならびに専門機關による國際司法裁判所の廣汎な活用に関する決議案に反對していたが、十一月十四日本會議は票決の結果ソ連側諸國の反對を押し切つて右決議案を採擇した。その際、ヴィンスキ代表は前記見解に立つて右決議に再び反對し、憲章解釋上の疑義は安全保障理事會常任理事國の協議により解釋されるべきであると主張し、右決議案は某國の憲章修正企圖の表現に外ならないと難じた。

また、同日ポーランド代表は右委員會がさきに採擇した同國提出の修正案の採擇方を要求したが、本會議は三十七對六(ソ連側諸國)棄權四にて右修正案を否決した。なお右修正案は國際司法裁判所の権限より國連憲章および専門機關定款の解釋權を削除することを要請したものである。

第三十節 バレスチナ問題(第一篇第七章参照)

(a)一九四七年五月の本問題に関する特別總會が設置した十一カ國バレスチナ真相調査委員會は六月十六日より現地調査の結果、八月二十九日ジュネーヴで報告書を作成し、票決の結果、イギリスの委任統治の即時廢止とバレスチナの獨立に關しては全會一致これを可決したが、獨立の形態につき、チェコスロヴァキアを含む七カ國は二年後にアラブ、ユダヤの二個の獨立國家建設案を支持したの對し、ユーゴスラヴィアを含む三國はアラブおよびユダヤの連邦國家建設案を支持した。

(b)今次總會はバレスチナ特別委員會において九月二十六日より前記調査委員會提出の報告をめぐつて本問題を討議した。ソ連側諸國は本問題解決の前提要件として一樣にイギリスの委任統治の即治廢止とイギリス軍ならびにイギリス行政機關の即時撤退を要求したが、ポーランドおよびチェコ兩代表(十月十二日)、ソ連代表ツァラプキン(十月十四日)は連邦國家は理想とするもアラブ、ユダヤ兩民族の對立の激しい現在の條件下にあつては獨立の二カ國設置案を支持すると述べ、一方、ユーゴスラヴィア代表シミチ(十月十五日)はアラブ、ユダヤ兩民族の平等權を保障する連邦國家設置案を支持した。その他、多數の提案があつたが、右諸提案審議のため委員會は十月二十一日三つの小委員會を設置した。ソ連、ポーランド、チェコスロヴァキア、アメリカ等九カ國が参加する第一小委員會(分割案の實施方法の研究に當る)においてアメリカ代表が三十日、分割完了までの治安維持にたいする責任をイギリスに負わせ、四八年七月一日までに分割し、分割期日までの行政監視のため總會に三國委員會を設置することを提案したのたい

七三

し、十一月三日ソ連代表ツァラブキンはイギリスの委任統治を四八年一月一日をもって廢止し、同五月一日までにイギリス軍の完全撤退を行つた後、四九年一月一日を期してユダヤおよびアラブの二獨立國家を建設し、安全保障理事會をして委任統治の廢止より二獨立國家成立までの過渡期の行政を擔當させる等十項よりなる提案を行つた。ここにおいて米ソ兩國の主張を調整するため、四日米ソ兩國を含む四カ國分科委員會が設置され、妥協が圖られたが、六日、アメリカ側が、總會の設置する三國委員會は總會の管轄の下に行動し、事項に従つて安全保障理事會もしくは信託統治理事會の指令を受け、かつ報告するとの妥協案を提出したのに対し、十日、ソ連代表はイギリスの委任統治廢止およびイギリス軍撤退の期日を四八年五月一日とし、分割實施は同六月一日あるいは安全保障理事會の決定するそれ以前の期日においてこれを行い、かつ、總會は三國ないし五國委員會を設置し、總會の勸告に従つて安全保障理事會の監督の下に行動させるとの對案を提出した。十七日分科委員會は委任統治の終了およびイギリス軍は遅くとも八月一日までに撤退させることとし、その期日は總會の選任する委員會とイギリス政府との間で決定し、分割實施は右期日より二カ月後すなわち十月一日までに行うとの妥協案を採擇した。第一小委員會は十九日これを可決、ポーランドを含む五カ國を總會の設置する委員會構成國として選任した。

なお、第二委員會（アラブ側の要求するパレスチナ全地域にわたるアラブ國家建設案を審議する）の提出した總會による本問題審議の合法性を國裁司法裁判所の判定に付す案、ならびに單一國家建設案はいずれも否決されたが、ソ連、ウクライナ、白ロシア、ポーランドは右兩案に、またチェコスロヴァキアは後案だけに反對した。

(c)本委員會は小委員會決議案を審議二十五對十三、棄權十七をもつて可決したが、二十九日の總會本會議も、これを三十三對十三、棄權十をもつて可決した。

なお前記の五カ國パレスチナ委員會の構成國は變更され、二十九日總會議長よりチェコを含む五カ國が指名された。

第三十一節 ソ連側論調

(一)總會開會時における論調

ソ連各紙は今次總會に關する記事を第四面において取上げ前回總會の決議の不履行はアメリカ側の責任であるとなし、アメリカの強硬な態度を非難したが、九月十七日のナラヴダ紙の掲げた論説は大要次の通りである。

國連の原則ならびに前回總會の決議が無慘に踏みじられたが、その責任を負うべき國々にとつては、總會が平和安全の確保という基本的事項に注意を拂うことに好意を寄せえないのは當然である。このために、世界輿論の眼を汚らわしい事項から外らせて國連をして誤つた途を歩ませようとするキャンペーンがくり展げられている。

アメリカ言論界はアメリカ國連協會におけるマールシャル國務長官の演説を合圖としてアメリカ側主張をしや二無二實現しようとして活潑な活動を開始した。それは、國連をしてその指圖に従わせるためには、手段を選ばないアメリカ代表の強い意圖を反映している。

アメリカの對國連政策は今や、國連がホワイト・ハウスの方針に無條件に屈伏するか、文字通り解散するか、二者擇一を強いようとしており、アメリカ各紙は年末までには國連は消滅し、アメリカの指導する軍事同盟が結成さ

れるだろうとの記事を公然書き立てている。

しかし、また一方、P・M紙の如く、アメリカ政府の好戦的政策はアメリカ人の眞の意思を反映するものとは考
えられないと論ずる者もある。

(二) 總會開會中の論調

ソ連各紙は終始米英兩國代表の主張にたいするソ連代表の發言を説明した記事を掲げていたが、「新時代」誌第四
十八號(四七・一一・二六)はオーゼロフ署名の「總會において」と題する論文において「アメリカ新聞は、舊國際
連盟が二十カ年で歩んだ途を國連は二十カ月で終えようとしていると述べているが、これは國際協力の方針を捨て
て、裏面工作と權力政策に頼っているアメリカ政府の外交の直接的結果である」と論じた後、アメリカ言論界の「好
戦的」報道振りを非難した。

(三) 國連の成果に關する論調

「新時代」誌第四十九號(四七・一二・三)はその社説「總會の成果」において今次總會の意義は戦争屋とその計
畫が明るみに引出された點にあるとて大要次の通り論じた。

今次總會はあたかも帝國主義的膨脹政策の支持者達が權力外交、世界制覇の政策を公然とはばかるところなく實
施する途に轉じた時期において開かれた。かれらはソ連側諸國がかれらの途をはばむ最も大きな障碍であるとして、
その攻撃の鋒先をこれに集中し、國連の基礎をなす國際協力の原則を打破ろうとさえするに至つた。アメリカは暫
定常設安全保障委員會の設置を強引に決定させた。しかし、それはソ連側六國が参加しない以上、果していかなる

力をまたいかなる權威を持ちえるであろうか、ソ連側六國が参加を拒否した以上、アメリカがギリシヤ國境監視委
員會を設置することに成功したとて、現在ギリシヤにある米英兩國の機關以上いかなる効果を期待しえるであら
うか。朝鮮委員會についてもまた、これと同様なことがいえる。アメリカは自己の意思をその隷屬國に押付けてお
きながら、民主主義原則を支持し諸國民の權利を尊重していると稱しているが、その反面において、現代文明にと
つて恥辱である、植民地の人身賣買制度を擁護し、南阿連邦における人種的差別待遇を支持し、ファシズム・ブラン
コ政權のために辯明に努めたことは、けだし、偶然とはいえない。米英兩國はその不法行爲を覆い隠そうとして
いるに過ぎない。しかし、ソ連および新民主主義諸國とともに、外國の帝國主義的支配が何を意味するかを身をも
つて體驗した若干の國家は國連憲章の原則を固守した。憲章を破壊しようとするあらゆる試みは撃退され、米英、ブ
ロックの強硬な反對にかかわらず、一連の重要決定が採擇された。その決定はまず第一に、戦争屋の宣傳を弾劾す
る決定であり、戦争犯罪人および叛逆者の引渡に關する決定であり、國際關係を損うような中傷的報道にたいする
對策の考究、流民難民の早急な本國歸還、信託統治その他に關する決定であつた。今次總會は米英兩國の帝國主義
者達が、米英兩國の政策を國際協力の拒否——粗暴な權力外交——自己の意思を他に押付けようとする政策の方向
へ押しやろうと、執拗な努力を續けていることを暴露した。ウォール街ならびにシティーのボス共が、國際安全保
障機構を陰から見えない糸の端を操る人形劇場とさせようと努力していることを暴露した。本總會のおもな意義は
平和と安全のための闘争という見地に立つ限り、戦争屋がその犯罪的宣傳もろとも明るみに摘み出され、その汚ら
わしい計畫と狡猾な陰謀が暴露されたことにある。

なお、十二月三日のソ連放送もソ連側の勝利をたたえてほぼ右と同趣旨の論評を行つた。

(四) 國連職員の人事に関する論評

在ニューヨーク・ブラヴダ紙特派員ベ・イザコフ、同ユ・ジューコフは十月九日連名で「國連か、それとも、アメリカの一事務所か」と題する論説を發表、國連職員の人事に関するアメリカ側の専横を非難し、アメリカ市民は職員中に壓倒的大多數を占め、インド人、スラヴ人には就職上差別待遇をしていると述べ、また、アメリカ人職員にたいしては「非米活動調査委員會」ばりの忠誠審査をも行つていと報じた。

第三十二節 結 語

米ソ兩國間の全面的對策の下に開かれた今次總會において開會劈頭より米ソ兩國代表間にかつて見ない激越な應酬が行われたことは前述の通りである。アメリカ側が從來の宥和的態度を捨てて拒否權の存置に當初より多大の不満を抱く中小諸國の主張を支持したのたいし、ソ連代表は憲章の擁護を主張して一切の妥協を拒否する強固な態度を表明するとともに資本主義的獨占勢力の世界制覇をうんぬんしてイデオロギー論争を議場に持ち込み、英米ブロックを中心とする中小諸國の結束の切崩しに全力を注いだ。

まず、拒否權の制限問題およびこれと直接關連する暫定常設安全保障委員會設置問題に對してはいうまでもなく、國連加盟國の増加に伴つて生じた經濟社會理事會構成理事國數増加問題、國際司法裁判所活用問題の審議にも憲章擁護の立場から強硬に反對した。また、南阿連邦在住インド人の差別待遇をめぐり紛争(四七・一一・一五)および總

會によるパレスチナ問題審議の合法性(四七・一〇・一三)を國際司法裁判所に付託しようとする企圖にも同様の見地から反對した。

また、歐洲各國共産黨の活動の活潑化(九月末ポーランドにおける歐洲九カ國共産黨協議會およびコミンフォルム設置決定)と相呼應してイデオロギー論争を議場に持ち込み、資本主義的獨占勢力の世界制覇に抗して植民地諸國の權利を擁護し(ギリシヤ問題、マーシャル計畫、南阿連邦在住インド人の待遇問題、その他非自治地域に關する諸問題等)、ソ連の度重なる拒否權の行使に不満を抱く中小諸國が英米ブロックを中心に結束することを阻止し、これを切崩すことに努めた。ことに、ソ連側が戰爭宣傳ならびに中傷的報道の取締ないし禁止を提唱したことはその發言内容に徴し、ソ連の平和的努力を世界の輿論の前に誇示し、米英兩國の孤立化を圖ることを目的としたものといえる。この間、ソ連側に屬する諸國はソ連の對國連外交に同調し、ある場合には自ら問題を提起して(スペイン問題にたいするポーランド、戰爭宣傳禁止問題におけるユーゴスラヴィア等)緊密な關係を保ちつつ行動したが、ただパレスチナ問題については中途、その態度を變更したソ連およびチェコスロヴァキア、ポーランドの諸國が、パレスチナ分割案を支持したのたいし、獨りユーゴスラヴィアはアラブ、ユダヤの連合國家建設を支持した。しかし、これは、ソ連側諸國の内部における見解の相違と見るよりも、むしろ、アラブ諸國のナショナリズムが對英接近の傾向を示していることに關連して、中近東問題について新な手掛りを求めようとするソ連の慎重さの現われと見るべきであらう。

今次總會は米ソ間の對立を徹底的にさらけ出す結果となり、僅かの妥協も見られなかつたが、これに關し、ソ連の

安全保障理事會常任代表グロムイコも十二月十七日ニューヨークでUP記者の質問に答え、ソ連國民は國連が今日までアメリカの政策に動かされて来たことに失望を感じたと述べている。

付 國際法の漸進的發展およびその法典化に關する國連委員會

一九四六年十二月十一日總會は憲章第十三條にもつき、國際法の漸進的發展および法典化に關する委員會（メンバー十七）を設置したが、同委員會は國際事件の重要な發展を國際法典に編入するための包括的手段に關する勸告を起草するべく、一九四七年五月中旬ニューヨーク州、レーク・サクセスにおいて、第一回會議を開き、議長一名、副議長二名を選出、ソ連代表コレツスキー教授は副議長に選任された。

第七章 特別總會（第一篇第六章第三十節参照）

第一節 概 説

イギリスはパレスチナ問題解決のため連邦制分割案をたて、ユダヤ、アラブ兩民族の宿命的對立を緩和することに努めたが、かえつて反英運動を招く結果となり、策に窮したイギリスはついに一九四七年四月二日國連にたいし、特別總會の召集を要請した。右要請は加盟國過半数の二十九カ國により受諾されたので、二十八日から五月十五日まで國連最初の特別總會が開催された。その目的は第二回定期總會でパレスチナ問題を全面的に審議するための準備措置

として特別委員會を設置するにあるとされた。

會議はユダヤ、アラブ兩民族の對立に加えソ連對英米關係の緊張を反映し、終始困難を極めたが、結局、パレスチナの即時獨立問題以外の事項について廣汎な勸告権を有する中立的性格の十一カ國代表（ソ連ブロックよりはチェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィア兩國が参加）からなる調査委員會を設置し、實相調査を行うに決し、五月十五日閉會した。

第二節 ソ連側諸國の態度

ソ連はイギリスによるパレスチナ委任統治の即時廢止を基本方針とし、パレスチナの即時獨立を標榜し、これにもつき個々の場合に臨んでアラブ側あるいはユダヤ側の主張に支持を與えてきた。また、安全保障理事會の非常任理事國であるポーランドを始め、ソ連側諸國はソ連の主張に追従した。以下各會議における議事ならびにソ連ブロック諸國の態度は次の通りである。

(イ) 運營委員會におけるソ連側諸國の態度

運營委員會は四月二十八日ソ連、ポーランド、チェコスロヴァキアの三國を含む十四カ國をもつて構成され、アラブ側の獨立に關する審議要求とユダヤ側の代表参加要求を討議した。

議事日程に關し、二十八日ソ連側はアラブ側の聖地即時獨立にたいする希望についてはその態度を留保しつつ、パレスチナの即時獨立およびイギリスの委任統治の即時廢止の問題を討議するよう主張するアラブ諸國およびインドを

支持し、右を第二回總會まで延期して今回は單に調査委員會の設置とその組織および任務決定に限らうとする米英との間に活潑な論戰を展開した。

ユダヤ代表の討議参加問題に關しては、五月二日ポーランド代表は總會における非投票議席を付與せよと主張、ソ連、チェコスロヴァキアの支持をえたが、三對八、棄權三をもつて否決され、第一(政治安全保障)委員會(加盟國全メンバーよりなる)で發言を許そうとする米英側の妥協案が十一對〇、棄權三(ソ連、ポーランド、チェコスロヴァキア)をもつて採擇された。

(d) 全體會議におけるソ連側諸國の態度

五月一日全體會議で運営委員會におけるアラブ側の獨立に關する審議要求は二十四對十五、棄十(ソ連、ポーランド、インド等)をもつて敗れた。

四日全體會議はユダヤ代表の討議参加に關する二日の運営委員會決議を中心にアメリカおよびポーランド兩代表の論争に終始した。アメリカ代表は非政府機關であるユダヤ代表に總會で發言を許すことは違憲であると述べたのになし、ポーランド代表はソ連代表の支持をえて、憲章および總會手續規則にはこれを禁ずるなんらの規定がないとして反對を唱えた。五日ポーランド案は八(ソ連、ポーランド、チェコスロヴァキア等)對三十九をもつて否決され、前記米英側の妥協案が四十四對七、棄權三で採擇された。

(e) 第一(政治安全保障)委員會におけるソ連ブロック諸國の態度。

ユダヤ代表の發言問題は一應の解決を見たが、他方、アラブ最高委員會もまた、ソ連、インド、その他の諸國の支

持の下に、ユダヤ代表と同一地位を要求、六日より開かれた第一委員會議長にたいし、少數民族の團體に過ぎないユダヤ機關に總會が優先的發言權を付與したことを不當とし、その要求の貫徹に努めた。右アラブ側要求は四十對〇、棄權七で採擇された。

ついで、第一委員會はパレスチナ問題實相調査委員會の組織、任務につき審議を開始したが、組織に關しアメリカ側は五大國を除き、本問題に利害關係の少い中立的性格の七小國をもつて委員會を構成するよう提案したのになし、ソ連、ポーランド兩代表はアルゼンチンの外五大國を含む十一カ國委員會案を支持した。組織問題は豫想外の紛糾を招き決定延期となり、八日まず委員會の任務を検討する十一カ國小委員會が設定された。

一九日右小委員會でソ連代表はパレスチナ即時獨立計畫の樹立を要請したが、他の十カ國の反對にあい、その直後開かれた第一委員會において、ユダヤ代表はソ連の提案に反對し、アメリカ代表もまた、獨立計畫は調査委員會の調査完了後にこれを立てることとするよう主張して譲らなかつた。調査委員會の任務に關するアメリカ外二國の共同提案にもとづく六項目よりなる小委員會勸告案にたいし、十日ソ連およびインド兩代表はパレスチナ獨立計畫樹立を任務の中に明記せよと主張したが、アメリカ代表は最終的獨立には賛成しつつも、今これを任務に加えることは尙早であるとして反對した。

十二日第一委員會は本件を票決に付した結果、アラブ側の要求するパレスチナ即時獨立問題は實相調査委員會の調査條項から除外されることとなり、フランス代表の妥協案を採擇し、パレスチナに關するあらゆる問題について、完全な行動の自由を與えることとなつた。なお、委員會が勸告案の作成に當つては將來の獨立實現を主目標とするこ

とに意見の一致を見た。

十三日第一委員会は調査委員会の組織に關し票決を行つたが、五大國の包含を主張するソ連案およびポーランド案は敗れ、オーストラリアの動議が三十九對三、棄權十で採擇され、五大國を除き、中立的性格を有する小國十一カ國で委員會を構成することとなつた。なお、右メンバー中には前述のように、ソ連側陣營からはチェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィアが含まれる。

② 最終全體會議におけるソ連ブロック諸國の態度

十四日全體會議は第一委員會の提出した勸告案を審議したが、席上ソ連代表は『イギリスの聖地委任統治は破産に瀕している。少くとも調査委員會が充分な情報を提出するまで、ソ連は民主的獨立のアラブ・ユダヤ連合國家を建設するよう要求し、不可能の場合はパレスチナの分割を要求する』と聲明、アラブ側はソ連の分割案に反對し、ユダヤ側は討議の基礎としてソ連案を受諾する意向を表明した。十五日票決が行われ、五大國を除く中立的性格の十一カ國調査委員會立を四十對十三で採擇し、つづいて、右委員會の任務に關し、四十五對七、棄權一で聖地即時獨立問題の研究を除き、廣汎な權限を認める案を採擇し、第二回定期總會に勸告することに決定した。

第八章 安全保障理事會 (本會議)

第一節 概 説

一九四六年一月十二日安全保障理事會は非常任理事國の選出によつて成立した。當初、理事會はただちに當面の政治問題を取扱わず、將來の運営方法および原子力管理方式を定めることに止まるものと見られていたが、一月十八日イラン政府が同國におけるソ連軍の駐とんに關連するアゼルバイジャン地方の紛争を提訴し、これにたいし、右をイギリスの後押によるものとするソ連が、ギリシャ問題の提訴をもつて、また、ウクライナがインドネシア問題の提訴をもつて應酬するにおよび、はやくもソ連とイギリスとの激烈な對立が展開された。

この對立は既述の通り、すでに戦時中より認められたもので、戦後は本質的には社會主義と資本主義との對立に發展したものである。従つて、理事會における問題の提起あるいはその審議の進行に伴つて、ソ連とイギリスとの間の對立は漸次、ソ連と米英その他の資本主義諸國との對立に發展して行つたことは當然である。安全保障理事會の本會議および委員會における各個の問題をめぐるソ連ブロック諸國と他の資本主義諸國との關係について述べると、次の通りである。

第二節 イラン問題

(4) 一九四六年一月十八日イラン代表はアゼルバイジャン地方に關する一九四五年秋以來のソ連との紛争を提訴したが、同二十四日ソ連代表グロムイコは本問題の審議に先立ち、理事會議長宛正式文書をもつて、イランの主張は事實無根であるとしてその討議に反對を通告した。これにたいし、二十六日イラン側は對ソ交渉の経緯を發表して、ソ連側主張に反駁を加えたが、その後國內政變の結果、ソ連と直接交渉開始の用意ある旨表明したため、二十八日理事會が本問題を取り上げるや、ソ連代表ヴィンスキューは當事國間の直接交渉は理事會の勸告によつてだけ開始できるとするのには加盟國の威信を害うものであるとして國連のソ・イ紛争介入を排撃し、また、三十日國連の監督下に直接交渉を行うこと（イギリス案）にも反對した。しかし、理事會が一應本問題を取上げた關係もあり、三十日、妥協案（アメリカ案）を容れて、紛争を當事國間の交渉にゆだね、當事國は自發的に交渉状況を隨時理事會に報告することに全會一致決定した。

(5) 理事會は二月十六日をもつてロンドンの會議を打ち切り、三月二十五日ニューヨークで再開した。この間、イランにおける紛争については、兩國間に交渉が進められていたが、三月一日モスクワ放送がアゼルバイジャンを含む他の占領地域の情勢の見透しがつくまでソ連軍は駐屯を続ける旨モスクワ滞在中のイラン使節團に通告した旨發表した。これに關し、イギリスとしては、協定通り期日までに撤兵した關係もあり、また、アメリカとしては滿州問題および原子爆弾秘密漏洩事件を契機として對ソ輿論が急に硬化した事情もあり、三月四日兩國は右ソ連の撤兵延期懸

明は英ソ兩國とイランとの一九四二年一月の同盟條約の規定に反する旨の共同抗議を行つた。一方、イランは三月十九日、ソ連の撤兵不履行に關し理事會に提訴、理事會は二十五日より再び本問題の審議に當つた。二十六日ソ連代表グロムイコは本問題の審議を四月十日まで延期方提案し、翌二十七日否決されるや、イラン問題に關するかぎり理事會の討議には一切参加しない旨聲明して退場した。その後理事會はソ連缺席のまま續行され、三十日アメリカの提案にもとづき、ソ・イ兩國政府にたいし、四月三日までに紛争に關する直接報告の提出方を要求することに決定した。ソ連側は右決定をもつて非友誼的措置であるとしていたが、報告の提出期日である四月三日に至り、ソ連は『三月二十四日開始された撤兵を、六週間以内に完了すること、および右撤兵は他のソ・イ交渉とはなんらの關係がない』と通告した。ソ連の右報告はイラン側報告の内容とは全く喰違つていたが、四月四日理事會は本問題審議をソ連側聲明の撤兵期限である五月六日まで延期し、兩國政府より報告を徴することに決定した。九日の理事會には缺席中のソ連代表グロムイコが出席して、本問題は平和にたいする脅威を構成しないと議題よりの撤回方を要求し、また十五日イラン代表も提訴の撤回をリ―事務總長に通告した。しかし、四月十五日の理事會で、アメリカ側は本議題の撤回はソ連軍の撤退完了まで延期することを主張し、米ソ兩國代表間の激論となつた。翌十六日リ―事務總長はイラン側の提訴撤回申出によつて討議繼續の法的根據が失われた旨發表したが、二十三日理事會は八對三をもつて本問題を議題に留め置くことに決定し、ソ連代表は再び討議不参加を聲明した。ソ連側はその後四月四日の理事會決定の期日までになんらの報告を行わず、また、五月八日の理事會にもイラン問題はもはや終了しており、これ以上の討議は不要であるとしてグロムイコは缺席した。一方、イラン側報告は、ソ連軍はイラン北部の四州よりは五月六日までに完全に

撤退したが、アゼルバイジャン地方の状況はソ連軍の妨害により調査不能である旨を述べていたため、アメリカの提議により、さらにイラン政府の完全な報告を待ち、同問題の審議を五月二十日まで延期することに決した。イラン政府は五月二十日に至り、ソ連軍が五月六日までアゼルバイジャン地方からも完全撤退したことを確認した旨を発表、この旨を首相メッセージとして理事會に報告するようその代表に訓令した。しかし、二十二日の理事會において、イラン代表は右政府の訓令を履行した後私見として『メッセージだけでは撤退が完了したものと認めがたく、またイランにおけるソ連の干渉は繼續しているものと考えられる』旨付言した。右イラン代表の言明にもつき、米英兩國代表はイラン首相のメッセージだけでは本問題は打切り難い旨を言明、結局、理事會は本問題を引續き議題に留め置くことを満場一致（ソ連代表は缺席）可決した。なお、ポーランド代表は直接イラン政府に電報し、同政府がソ連軍の撤退に満足しているかどうかを照會するよう提案したが、フランス代表の賛成があつただけで否決された。その後、本問題は國連から離されたが、アメリカの對イラン工作の積極化に伴い、イ・ソ兩國の紛争は深刻さを加え、一九四七年秋以來その相貌を全く一變するに至つた（第二篇第五章第二節參照）。

㊦ なお、ソ連代表グロムイコは五月二十九日イラン問題に關する米英兩國の態度を非難し、國連機構で支配的役割を果そうとするある特定國の態度は、國連の一切の活動に重大な、恐らくは取返しのつかない害毒を及ぼすであろうと述べ、また、三十一日のモスクワ放送は安全保障理事會におけるイラン問題の提起およびその審議方法は國際連盟の悲しむべき行き方を彷彿させるものがあると論じた。

第三節 ギリシャ問題

バルカンは今次大戰の結果、ソ連勢力の進出に伴い、再び國際紛争の源となり、種々の形で理事會の議題に上つた。とくにギリシャを中心とする諸問題はソ連と米英兩國との利害の對立を反映して、最近に至り、理事會による解決は全く不能となつて第二回總會に移された。

㊦ 一九四六年一月二十一日ソ連代表グロムイコは理事會議長宛正式文書をもつて、イギリス軍隊のギリシャ駐屯が民主主義勢力にたいする壓迫であり、かつ、内政干渉を意味し、國際平和を脅威するものであるとて、ギリシャの現状につき審議方を要求した。右は後述のインドネシア問題提訴とともに、前項のイラン問題にたいする應酬と見られる。二月一日理事會でソ連代表ヴィンスキはギリシャ代表出席の下に、提訴理由を説明し、イギリス軍隊の即時かつ無條件撤退を要求した。これにたいし、イギリス側はギリシャとの同盟條約を盾にその駐屯を辯明し、ソ連および共産黨が行つてゐる對英攻撃こそ世界平和を脅威すると逆襲した。二月四日アメリカ側がイギリス側に同調するにおよんで議論はますます紛糾したが、ソ連側が突如提訴を取下げたため、急轉、本問題は一應解決された。

㊦ 右ソ連側の譲歩は主として、その東歐政策の進捗状況と關連するものと見られるが、アルバニアの國連加入申込の審議に當りギリシャが覺書をもつてその資格なしとするや（第一篇第九章第三節㊦「アルバニア」參照）、ウクライナは八月二十四日ギリシャの現状はバルカンの平和を脅威し、ひいては世界平和を脅威するものであり、とくに英軍の同國駐屯がその原因となつてゐることを指摘して、これを提訴した。ウクライナはギリシャがアルバニアとの善

隣關係設定を拒み、その國境を侵略し、マケドニアの少数民族を迫害しているとなし、また、英軍の干渉下に不公平な國民投票を行おうとしていると述べた。八月二十八日右提訴を議題とするかどうかについて英ソ兩代表間に議論が闘わされたが、意外にもアメリカ側の支持をえて議題とされた。九月四日ウクライナ代表マヌイリスキーは右提訴理由を詳述、同十日本問題の審議打ち切り論(四六、九、九、米國の言明)を難じ、右は小國にたいする不當な壓迫であつて國際連盟時代への逆戻りであると言明、さらにイギリス、オーストラリア兩國の態度に言及して、イギリスは儼然たる事實をも否認しようとしているとなし、オーストラリアは小國の意見を代表するのよに見せかけ、その實、大國の傀儡となつて八つ當りに各國の態度を非難した。同十六日、ウクライナを支持するソ連代表はギリシヤ政府のアルバニアに對する挑戰的宣傳の停止、および少数民族迫害の即時停止を要求して、ギリシヤ政府が満足な對策を講ずるまで本問題を議題に留めて置くことを提案した。これにたいし同二十日、アメリカ側は反對を表明、ギリシヤ國境地帯調査のため三人委員會の設置を提案したが、ソ連代表はスペイン問題の場合に徴するも(第一篇第十八章第七節參照)、このような調査委員會は成功しないと反對し、採決に際し拒否權を行使した。しかし、十六日のソ連提案は同國とポーランドの賛成があつただけで否決され、ついで、本件を議題に留めておこうとするポーランド側提案も同様否決され、その結果、本問題は具辭的解決を見ずして、議題から除かれることとなつた。

なお、右問題の審議中、ウクライナの提訴理由をもつて根據薄弱にして單なる誹謗にすぎないとするイギリスは九月五日これをもつて提訴權の濫用であると非難した後、ソ連は世界各地の共產黨を驅使してイギリスにたいする惡宣傳を行つてゐるとして、ソ連の態度を非難したが、さらに同十一日イギリス代表がウクライナの陳述を反駁した言辭

中、ソ連軍に言及したことはソ連側の憤激を招き、兩代表間に激烈な應酬が行われた。

その後漸く北部ギリシヤの叛亂が擴大されるに至るや、ギリシヤは一九四六年十二月三日逆に叛亂の背後に北接するアルバニア、ブルガリア、ユーゴスラヴィア三國の援助があるとして、この國境地帯の紛争の繼續はバカナル全體の、ひいては世界の平和と安全にたいする脅威となるとして、理事會に提訴した。右提訴は十二月十一日採り上げられたが、まず審議方法について議論が交えられた。理事會は被提訴三國の意見聴取後に審議を行うべしとするソ連側提案を否決した後(賛成ポーランド、メキシコ)、ギリシヤ、ユーゴスラヴィア兩國を討議に参加させ、かつ、ブルガリア、アルバニアの兩非加盟國を招請するとの妥協案を採擇した。ユーゴ代表は十二日、アルバニア、ブルガリア兩國代表は十七日それぞれ十二日のギリシヤ代表の所論を根據なしと反駁し、ギリシヤこそその隣國にたいし戰爭を挑發していると述べた。十九日理事會はソ連の妥協により、十八日のアメリカ案にもとづいて理事國である十一カ國を委員として、バルカン調査委員會を構成、現地の調査に當らせることに決した。

一九四七年一月三十日アテネで第一回會合を開いた調査委員會は叛亂分子十二名を證人として喚問するため、その處刑延期方ギリシヤ政府に要求したが、同政府はこれをもつて内政干渉であるとして拒否し、理事會もまた二月十日九對〇、棄權二(ソ連、ポーランド)をもつてギリシヤ政府の主張を認めた。調査委員會においては米英その他とソ連ブロックの對立強く、意見の一致は最初から困難と見られていたが、調査を續行し、三月二十四日『委員會の多數はギリシヤ内亂は叛亂分子にたいする北接三國の援助に起因するものと認めている』旨發表、ついで理事會がソ連の反對を押切つて行つた四月十八日の決定に従い、北部ギリシヤの監視のための代表團を残して、北部ジュネーヴに移し

た。もともと調査委員会の行動にたいして不満を抱いていたギリシヤ北接三國は理事會にはその権限を付屬團體に委譲して右のような代表團を構成させる権限はないとの法律論を盾に右監視代表團にたいする協力を拒否した。一方、ソ連代表は五月十二日理事會で右代表團の任務をできる丈縮少することに努め、三項よりなる決議案を提出した。アルバニア、ブルガリア、ユーゴスラヴィアについて、『三國の反対は國連自體にたいするものではなく、理事會による憲章の不當な解釋に對するものである』とするソ連側は、三國が決定を遵守することは憲章にもとづく義務であるとする英米等と激論を交したが、結局、三國の非協力を容認することは國連にとつて危険な先例を残すこととなるとの意見が勝ち、同二十二日理事會はソ連側十二日提出の決議文を二（ソ連、ポーランド）對六、棄權三をもつて否決した。

この間、ジュネーブにあつて調査報告書の作成に當つていた調査委員會は五月二十日、アテネ政權の反動的性格に紛争の全責任があるとするソ連代表作成の報告書草案とゲリラ部隊を支持したユーゴの責任が最も大で、アルバニア、ブルガリアこれにつき、國內少數派を彈壓したギリシヤにも責任の一斑があるとするアメリカ代表作成の報告書草案を受理したが、二十三日採決において米案が七カ國の賛成をえて採擇され、ソ連およびポーランドは反對した（フランス棄權）

一方、飛行機の越境事件、國境守備隊の小競合等相次いで起り、ギリシヤ、ユーゴ、アルバニア等の諸國から一再ならず、國連にたいし、通報ないし提訴が行われた。このような情勢下に理事會は六月二十一日バルカン調査委員會の報告書を受理し、本格的審議に入つた。二十七日理事會でアメリカ代表は調査委員會の右報告書（アメリカ代表提

出）を支持して、同報告書の勧告に従い、半恒久的な委員會の設立を早急に決定するよう主張し、三國の行動をもつて憲章の精神に反するものであると痛撃を加えた。これにたいし、ソ連は強硬に反對し、ギリシヤの不安な情勢は米英の干渉によつてもたらされたとなし、七月八日、外國軍隊の撤退、經濟援助監視委員會の設置を主張して譲らず、激論の末、二十九日ついに米案を拒否した。八月四日、ソ連代表は七月八日の提案を基礎とする代案を提出したが二對九で否決され、つづいてポーランド代表が、關係四國による解決を勧告する決議案を提出したが、これも六日九カ國の棄權により葬られた。十二日アメリカ側はギリシヤの叛亂にたいする北接三國の援助を平和にたいする脅威と見なし、従つて憲章第七章による強制措置をとるべきことを提案した。オーストラリアもこれと同様の提案をなしたが、十九日、兩國の提案の採擇に當つてソ連は引續いて拒否權を行使し、ここに完全に理事會における解決は行詰るに至つた。アメリカ代表は右のソ連の拒否權行使につづいて、ただちに本問題を九月に開かれる總會に提起することとを提案し、九月十五日理事會は右アメリカ提案を審議した。初めアメリカ側は調査委員會を存續させる根拠を失わざせないため、理事會の議題に留め置いて、本問題を總會に移牒する旨の決議案を提出したが、議長席のグロムイコソ連代表はこの問題は實質的事項であると宣した後、ソ連代表として右提案に反對した。これにたいし、アメリカ代表は手續問題であるとしてソ連の反對は拒否權を構成しない旨の抗議を行い、票決の結果賛成八、反對二（ソ連、ポーランド）、棄權一となつたが、繫争事項が手續事項であるか、實質的事項であるかの決定は實質的事項に關する表決方式によるとの規定に準據して、ソ連の反對投票は拒否權の行使となり、アメリカ側の右抗議は不成立に終つた。

ここにおいて、アメリカ代表は本問題を理事會の議題から削除して總會における審議の道を開くことを提案、票決

の結果九對二(ソ連、ポーランド)となつた。單なる議題からの削除は手續問題と解されこの提案は採擇され、理事會に付屬する調査委員會も消滅することとなつた(第一篇第六章第九節参照)。

(二) 本問題をめぐる米ソの對立はついに憲章そのものの解釋の相違にまで發展し、第二回總會において、拒否權を始めとする重要問題に關する決定的な對立を招來した。また、本問題審議中、モスコワにおいては外相會議が進行中であつたが、一九四七年三月十二日米大統領が發表したギリシヤおよびトルコにたいする經濟援助計畫は本問題の解決につき決定的な影響を與えたものであり、それはアメリカの對ソ政策の一大轉換を示す道標となつた。右計畫に關する米大統領の聲明に關して、三月十四日イズヴェスチヤ紙は國連を無視する遺方であると酷評し、ソ連代表グロムイコも四月七日の理事會で、アメリカの右計畫は國連を無視し、その權威を傷けるものであり、かつ、専門家の派遣は兩國にたいする内政干渉であると攻撃した。ソ連側がアメリカの提案する國境監視團の殘置、あるいは、半恒久的バルカン委員會の設置に對抗して、ギリシヤに對する經濟援助の監視委員會の設置を固執して譲らなかつたことは既述の通りである(第一篇第八章第三節参照)。

第四節 インドネシア問題

(一) 一九四六年一月二十一日ウクライナ代表マヌイリスキーはソ連の前記ギリシヤ問題提訴と同時に、インドネシアにおける英軍の駐屯をもつて世界平和にたいする脅威となることを提訴し、事實調査團の派遣を要求した。本問題は二月七日理事會に上提されたが、九日理事會でソ連代表ヴィンスキューはウクライナを支持して、ソ・英・米・蘭・

華五カ國代表よりなる調査團の派遣を提議し、英蘭兩國との間に激論を交えた。しかし、十三日ウクライナの主張はソ連、ポーランドの支持をえただけで、否定され、調査不要と決定した。

(二) その後、英印軍とオランダ軍との交替が行われ、オランダ軍が各地に進駐したことからインドネシア側とオランダ側の抗争が激しくなり、一九四六年十月十二日一たんリンガルジャチ(チェリボン)協定が成立したものの、蘭イ双方の意見に喰違いが生じ、一九四七年七月二十日オランダ軍はジャワ、スマトラ各地において軍事行動を開始した。

オランダ側は始めからその行動が警察行爲であるとの建前をとつていたが、七月三十日インドおよびオーストラリアは平和にたいする脅威と認め、理事會に提訴した。理事會議長はただちに日程を變更、三十一日本問題審議の可否を理事會に諮つたが、この間、アメリカは國內問題不介入の年來の立場と、民族自決運動に關する從來の主張との間に挟まれて困難な立場に陥つたが、三十一日國連とは別個に紛争の調停を申入れる旨發表した。英佛白等の植民地保有國は、概してオランダに同情的であつたが、アメリカの右行動に關連して、かねてから理事會の積極的行動を要求していたソ連は、八月十八日理事會でオーストラリアの提案を支持し、理事會が急速な行動をとるため緊急理事會の開催を要求し、同時に、インドネシアにたいし理事會を無視する結果となる決定の受諾を強いる政治的、外交的壓迫が行われているとて、本問題に關するアメリカの態度を非難した。十九日開催された緊急理事會でソ連代表は調査委員會の即時派遣および調停委員會の設置を提案して、インドネシア側の主張に支持を與えた。

二十二日フランスはソ連案を拒否し、さらに二十五日停戰實施監視委員會を設置することと本問題を議題に留め置

くことの二項よりなるソ連側修正案にも拒否権を行使した。右フランスのソ連提案に對する拒否権行使は植民地保有國として英白とともにオランダの立場に同情して國連の介入に反對する立場よりなされたものである。結局、パタヅィア駐在各國領事に紛争調査を行わせ、理事會に報告させるとのオーストラリア案と、三國委員會をして調停を斡旋させるとのアメリカ案とが二十五日決定し、習二十六日、ポーランド代表の提案により八月一日の停戦勸告を再確認する決議を採擇して一應審議を打切ることとなつた。十月一日理事會が三國調停委員會代表者の氏名を發表した際、ソ連代表はインドネシアの情勢が不隠であり、軍事行動がなお繼續されているとの理由で、速かに理事會の審議を行うよう再度要求した。三日理事會は六カ國領事委員會が九月二十二日提出した中間報告を聴取した後、三國調停委員會の即時活動開始に關する決議案（オーストラリア提案）を九對〇、棄權二（ソ連、ポーランド）で可決したが、ソ連代表は右をもつて不充分であるとなし、蘭イ兩軍を紛争開始當時の線まで後退させるよう提案した。これにたいし、二十二日フィリピン代表は、ソ連は紛争を政治的に、または宣傳に利用しているとの非難を行つた。二十九日ポーランド代表はオランダの戦闘繼續を非難し、同國政府にたいし、平和強制の手段がとられることを警告するよう強硬な提案を行つた。三十一日理事會はソ連案を四對四、（棄權三）で否決し、結局、米案を基礎に各種の修正案を検討するため小委員會を設置することになつた。十一月一日理事會本會議でソ連、ポーランド、インド、インドネシアは米案の採擇に反對したが、票決の結果、七對一（棄權三）をもつて可決され、紛争解決の最後の成案がえられた。なお、ポーランドの提案になるオランダ軍の引揚を骨子とする決議案はソ連の支持をえただけで、二對四（棄權五）をもつて否決された。

④ 植民地制度をもつて世界反動勢力の支柱であるとするソ連は、平和不可分の論點に立つて、オランダの行動に終始非難を加えてきたが、植民地保有國の立場から英佛はオランダに同情的態度を示し、従來の民族自決運動支持の態度を堅持していたアメリカもその對歐政策と關連してオランダ支持に轉じ、全面的に對立し、ソ連代表グロムイコは十月九日、理事會は罪人オランダを擁護していると極言した。ただ、今次大戰を通じて、太平洋におけるその役割を増大したオーストラリアが本問題について、つねにインドネシア側を支持してきたことは、直接蘭印と交渉を持たないソ連の本問題をめぐる活動を間接に容易とさせたといえる。

第五節 シリア・レバノン問題

一九四六年二月四日シリア代表はシリア、レバノン兩國駐とん英佛兩軍の全面的撤退要求につき提訴し、十五日日本問題は理事會の議題とされた。ソ連代表は中東における外國軍隊の一定期限内撤退勸告の採擇を主張してシリア代表を支持した。これに對し、アメリカ代表は十六日當事國の代表による撤兵會議の即時召集を提案し、七對二をもつて右提案が成立するや、ソ連代表は最初の拒否権を行使して、本問題の審議は同日をもつて打切られることとなつた。ソ連の拒否権行使は非獨立國の獨立運動支持という民族政策にもとづくものと見られるが、また、一方、前述のイラン問題、ギリシャ問題、インドネシア問題におけるイギリスとの激しい對立關係を反映したものと考えられる。

第六節 亡命派ポーランド軍のイタリア駐屯問題

一九四六年二月十六日ロンドンにおける理事會の最終日にソ連代表ヴィンスキイは、英軍の指揮下にあるアンデルス將軍麾下ポーランド軍隊のイタリア駐屯をもつて、世界平和にたいする脅威であるとのユーゴスラヴィア代表の提訴を仲介し訴状を事務總長を通じ理事會に提出した。しかし、同日は理事會最終日であつたため、右問題の上程はニューヨークにおける次期會合に持ち越されることとなつた。なお、本問題はその後、右ポーランド軍の改組により解消し、理事會に上程されなかつた。

第七節 スペイン問題（第一篇第四章第四節(一)、第五章第三節(一)、第六章第十一節参照）

スペイン・フランコ政權に關しては、サンフランシスコ會議ならびにポツダム會議の決議に引續いて、一九四六年二月二十六日フランスはスペイン國境封鎖を決定し、三月四日アメリカは英佛兩國を誘つて、スペインにおける民主主義政權の樹立を要望する對スペイン共同宣言を發表した。フランスはさらに國連提訴の意向を持つていたが、米英兩國はこれには反對であつた。ソ連はフランスの主張を支持し、強硬措置を主張していたが、ポーランドは四月五日、フランコ政府と斷交し、翌六日國連提訴を發表、十日ポーランド代表ランゲはリー事務總長にたいして理事會のスペイン問題審議方を要求した。十七日理事會はポーランドの提出したスペインにたいする集團的外交斷絶措置案を取上げた。ソ連、フランス、メキシコ三國はポーランド案を支持し、米蘭兩國は反對した。理事會におけるソ連代表グロ

ムイコはあくまで即時斷行論を強硬に主張し、いかなる形式によるにせよ、調査の必要なしとしていたが、二十九日理事會はソ連を除く十カ國の賛成をえて、十八日のオーストラリア提案にもとづき、五カ國（ポーランドを含む）小委員會を設置し、フランコ政權に關する事實調査の上、五月末までに報告させることとし、その間ポーランドの提案に關する決定を留保することとなつた。アメリカ側は右をもつて強きに過ぎるとなした。六月十三日理事會において報告書第二項の『外交關係を斷絶すべきことを要求する』を『外交關係斷絶もしくは適當と認められる措置をとる』との修正案（オーストラリア提案）にたいし、ソ連代表は理事會による斷交を主張して強硬に反對していたが、十九日の票決に際しては拒否權を行使してついに右報告書を葬り去つた（九對一、オランダ棄權）。ついで、二十四日ポーランド代表は再びスペインとの即時かつ完全斷交を提案、ソ連、フランス、メキシコ三國の賛成があつただけで七對四で否決されるや、九月一日を期限として同日までにフランコ政權の退陣を促す決議案を提出したが、英米濠の反對により纏らず、さらに、ポーランドは本問題を五カ國よりなる委員會で審議せよと主張したが、これまた容れられなかつた。かくて、英濠波三國にて六月二十六日までに妥協點を見出すため協議することに決したが、三者の妥協ができないうで、二十六日理事會は英濠の提案により、總會が本問題をとり上げる權限を侵害することなく、本問題を理事會の議題に留める旨の決議案を審議し、九對二（ソ連、ポーランド）で可決した。ソ連代表は同國の反對は拒否權の行使であると主張したが、右は手續に關するものとされ、ついにソ連側の拒否權行使は成立しなかつた。右六月二十四日理事會決議と憲章第十二條との關係について疑問が生じたが、本問題の提訴者であるポーランド代表ランゲは總會がなんらかの措置を希望していることを察知し、十一月二日理事會にたいし、本問題を議題より除くことを提

案、四日満場一致可決された。

なお、本問題について、ソ連側はつねにポーランドを表面に立たせていたが、米英等の反対意見が強かつたため、六月十九日(第一回)、同二十六日(第二回)三回にわたつて拒否権を行使した。

第八節 在外兵力調査問題

一九四六年八月二十九日ソ連代表グロムイコは連合國の軍隊が終戦後、必要もないのに長期に亘つて外國に駐屯することは國際平和の妨害となるおそれがあるとの理由で、舊敵國以外の外國における駐屯兵力の現況および外國に設置した基地の状況を八月一日現在をもつて報告するよう提案を行つた。この提案は加入問題の投票直後、議事手續を無視してなされたため、他の理事國の憤激を招いた。イギリス代表は右提案は明らかにギリシャ問題と關連するが故に、討議には賛成できない旨言明した。これにたいし、ソ連代表はただちに審議することを要求しているのではなく、將來討議されるよう理事會の注意を喚起したまでであると辯明した。九月二十三日理事會はギリシャ問題の審議終了後、議題として取り上げるか否かを審議したが、票決の結果、九對二(ソ連、ポーランド)で議題とすることは否決された。ただし本問題は第一回後期總會で取り上げられた(第一篇第五章第三節(四)参照)。

なお、九月二十三日ソ連代表は外國にある軍隊が世界を不安に陥入れている旨を強調し、とりわけ、アメリカ軍隊の中國駐屯を非難した。右は滿洲に關連してアメリカが行つた對ソ非難の返報と見られるが、當時、この提案に該管するものとしては、ソ連はポーランドおよびデンマーク、アメリカは中國、アイスランド、グリーンランド、北アフリカおよび中東の諸基地、イギリスはギリシャ、エジプト、蘭領東インド諸島の諸基地にある各自國軍隊および諸施設であつた。

第九節 コルフ海峡觸雷事件

一九四六年十月二十二日アルバニア水域におけるイギリス驅逐艦觸雷事件については、その責任に關し、イギリス、アルバニア間に抗議の應酬が行われていた(第四部第九章第三節第四款参照)。しかし、イギリス政府は同年十二月十日アルバニア政府に最後通牒を發し、満足な回答をえなかつたので、翌一九四七年一月十日本件を理事會に提訴し、同時にアルバニアとの往復文書を公表した。理事會は三十日ソ連の提案をいれ、アルバニアの討議参加を認めた。本件の審議は豫定より遅れて二月十八日開始されたが、十九日アルバニア代表スヒン・ナホはイギリスの提訴を反駁し、イギリス驅逐艦はアルバニア領海を無害航行しようとしたものではなく、また、機雷はアルバニアの敷設したものでもなく、従つてアルバニア政府はこれにたいし責任を負いえないと述べた。これにつづいてソ連代表グロムイコはアルバニア代表の陳述を全面的に支持し、イギリスはアルバニアにたいして不當な壓力を加えようとしていると主張し、イギリス代表と激しい論戰を展開した。二十七日理事會はオーストラリアの提案にもつぎ、オーストラリア、コロンビア、ポーランドよりなる三國小委員會を設置し、事實の審議に當らせしたが、コロンビア、オーストラリア兩國は本件について少くともアルバニア政府は關知していた筈であると主張したのにたいし、ポーランドはこれは全く事實無根であり、イギリスのアルバニアにたいする悪意にもとづくものであるとの見解をとり、その決定を理事會に

委ねた。二十日理事會は右につき審議を行い、ソ連代表は本件を國際司法裁判所の決定に委ねようとする案（コロムビア、オーストラリア）に反対し、イギリスと激しい論争を展開したが、二十六日平時における機雷の無告知敷設は人道にたいする侵犯であり、かつ、本件の機雷敷設はアルバニア政府の關知しないところと見なせないとするオーストラリア提出の決議案に拒否権を行使した。その後イギリス側は四月三日理事會で本件を國際司法裁判所に提起するよう勧告する決議案を上程、九日、ソ連代表はイギリス側が嫌疑を立證できなかった以上、アルバニアを法廷に引込むならぬ根據もないと信ずると述べ、イギリスの右提案に反対した。しかし、右イギリス提案は同日の票決により八對〇棄權二（ソ連、ポーランド）で可決され、本件は理事會より國際司法裁判所へ移されることに決定した。なお四月三日の理事會でイギリス代表がソ連の二月二十六日の拒否権行使を注目すべき濫用であり、多數の意思を無視した行爲であると非難したのにたいし、ソ連代表は拒否権をここで論議の主題とすることは不當であると反駁した。

第十節 舊日本委任統治領に関する信託統治案

アメリカ政府は舊日本委任統治領マッシュアル、マリアナ、カロリン諸島を憲章第八十二條にもとづく戰略地域としてアメリカの單獨信託統治下におくことを内容とする信託協定案を一九四六年二月十七日正式に國連事務總長に提出し、安全保障理事會の議題とすることを要求した。ソ連は審議をイギリス、オーストラリアとともに對日講和條約締結後に延期することを希望していると伝えられていたが、その後、アメリカの單獨信託統治協定案に原則的に賛成の旨通告した趣二月二十六日アメリカ國務長官より發表された。

理事會は三月初めより、右アメリカの協定案の審議を開始したが、ソ連は次の三點を主張した。

(1) 理事會は信託統治の内容變更を指令する権限をもつべきこと、

(2) アメリカは該地域原住民をその自治能力の程度に應じ獨立性を有するよう指導するべきこと、

(3) アメリカが該地域を自國の構成部分として統治する権限を制限すること、

これにたいし、アメリカ代表は、(1)については承諾したが、(2)はこれを拒絶し、信託統治協定はアメリカと理事會との對等の契約であり、その變更は兩當事者の合意にもとづいてなされるべきであると主張した。その後非理事國であるオランダ、ニュージーランド、カナダ、インド、フィリピンの五カ國を加えて審議したが、四月二日の理事會においてアメリカ側原案に若干修正を付した協定案が最後の票決により全會一致可決された。なお、同日の討議においてアメリカが管治權者の同意なくしては協定條項の變更または終了できないとしたのにたいし、ソ連側はこのような権限は理事會だけに與えられるべきであると強硬に反対したが、票決の結果ソ連側主張は八對〇、棄權三（ソ連、ポーランド等）で否決された。また信託統治地域にたいする通商權について、ソ連およびポーランドは加盟國の機會均等に關するイギリス側主張を支持したが、三對六、棄權二（華米）で否決された。

第十一節 エジプト問題

一九四七年五月十二日エジプト首相はパレスチナ問題に關する特別總會後この問題を國連に提訴する旨を明かにしたが、七月十一日ワシントン駐在エジプト大使は國連事務次長にたいしてその提訴覺書を手交した。本問題は七月十

七日から理事會の議題としてとりあけられ、八月五日から本格的審議に入つた。同日エジプト代表は一九三六年の英埃條約に言及して、同條約はエチプトを英帝國主義の餌食とするものであり、國連憲章の精神に反すると言明した。これにたいしイギリス代表は右條約の條項は完全かつ正當のものであり、その改訂を要する場合は兩當事國間の協議によつて行わるべきで、なんら國連の介入を必要としない旨を説いた。十三日エジプト代表が十八日以内に英軍の撤退を要求するや、同日ポーランドはエジプトの主張を支持する態度を始めて表明、理事會の措置を要求した。二十日より兩當事國の直接交渉再開に關する決議案（ブラジル案）を審議したが、二十六日の票決においてポーランドは反對し、ソ連、イギリス等四カ國が棄權したため、右提案は否決された。その後、中國の提出した修正案も九月十一日票決において所要票なく採擇されないこととなつたので、議長はこの問題を議題に留めつゝ、審議を打切る旨宣した。

第十二節 拒否權問題（第一篇第五章第三節、第六章第六節參照）

(イ) 理事會開設以來大國の拒否權發動は頻繁となり、ソ連のそれは小國側の非難の的となつた。（ちなみにソ連が國連創始以來一九四七年末までに拒否權を行使した回数は二十二回である。）第一回後期總會は一九四六年十二月十三日、同年十一月十一日のオーストラリア提案を取り上げて、理事會にたいし、憲章の拒否權に關する現在の適用と解釋について常任理事國間に意見の相違を生じていることについて注意を喚起し、將來、理事國が拒否權を行使するに當つては理事會が速かに決議に到着することを妨害しないようなんらかの措置をとることを勸告した。一九四七年一月二日總會の右勸告の送付を受けた理事會は第二回總會を控えて八月二十七日これを取り上げ、結局、その所屬專門

家委員會をして拒否權行使に關する措置を考究させるとのアメリカ側提案を七對〇棄權四をもつて可決した。この票決に先立つてアメリカ側は拒否權の適用されない事項表を提出したが、ソ連側は現行憲章を改訂しようとする一切の試みに反對であると言明し、拒否權にたいする干渉は國連を破壊するものとして票決に際して棄權した。

(ロ) 第二回總會は再び本問題を取り上げ、暫定常設安全保障委員會（小總會）および安全保障理事會をして審議させることに決定したが、十二月十九日理事會はまずその審議の可否を討議した。ソ連代表はこのような討議は單なる時間の浪費であり、ソ連としては理事會における大國の票決上の權利を制限し、もしくは變更しようとするどのような考慮にも應じえないと述べた。アメリカ代表は本件を議題とすることに賛成であるが、直ちに討議することは尙早であるとの意見を述べ、票決の結果、九對二で議題とすることは決定したが、討議の日取その他は未定となつた。

第十三節 トリエスト總督選任問題

トリエスト總督は對イタリア講和條約によつてイタリア、ユーゴスラヴィア兩國政府と協議の上理事會が選任することになつてしたが、理事會における公式討議に先立ち、右條約の直接關係國であるソ米英佛の四大國間および中國を含めた五常任理事國間の非公式會談において協議した。

ソ連側は最初、ジョージ・ブランディング（スエーデン辯護士）を候補者に推したが、アメリカ側が一九四七年四月二十一日外交上の經驗の乏しいことを理由に斥けたので、第二候補者前ノルウェー外相テルエ・ウォルドを挙げた。

だが、五月二十一日ソ連側と西歐諸國側とは互に相手方の候補者を斥けるばかりで、なんらの結論に達しなかつた。六月十六日ソ連側は四大國非公式會談で第三候補者チエコスロヴァキア駐在フランス大使モーリス・ド・ジャンを推した。一方、同日の理事會でイギリス側が公開討論による總督決定方を提案したのたいたし、ソ連側は講和條約の發効前に理事會が公式に本問題を討議することは不適當であるとして反對した。しかし、二十日の理事會では條約の發効と同時に總督を就任させるためには、あらかじめ意見の一致を圖つておくべきであるとの意見が多數を占め、票決の結果、贊成九、棄權一でイギリス提案を採擇し、審議を開始することとなつた。かくて、總計十八名の候補者について討議したが、結論に達せず、遷延のうちに、八月二十九日ソ連による條約批准、九月十五日パリおよびモスクワにおける批准書の寄託により條約は發効して、同時にトリエスト自治領が設定された。總督の選任を急ぐ理事會は九月二十四日日本會議で討議したが、今回もまたなんらの結論を得ず、本問題は再び五大國間の討議に委ねられ、一九四八年に持越されることとなつた。

第九章 安全保障理事會 (各委員會)

第一節 原子力管理問題

(4) 滿洲問題、イラン問題等を轉機とするアメリカの對ソ外交の硬化に關連して、ソ連側はアメリカの原子力獨占に

たいする攻撃を開始した。ソ連側はアメリカの「原子力外交」という文句を用い、アメリカは原子爆弾を誇示することにより世界制覇を企圖していると非難し、その反動的ジソイズムは國連による原子力管理案にたいする世界の信頼を損うであろうと宣傳した。また、アメリカ海軍の原子爆弾投下實驗に關するアメリカ側の報道振りをもつて原子力兵器にたいする恐怖心を殊更に煽ろうとするもの外ならないと論じた(四六・三・一五「新時代」誌第五號)。

このように、原子力の管理に關するソ連の不安が漸く募ろうとする時、安全保障理事會の理事國にカナダを加えた十二カ國よりなる原子力委員會は一九四六年六月十四日ニューヨークで開催された。しかし、原子力の管理に關しては、これを安全保障理事會の拒否權の下に置くことを主張するソ連側(四六・一・一八總會におけるグロムイコ演説)と拒否權の外に置くこととするアメリカ側(四六・一・七バインズ國務長官の記者會見談話および四六・一・二一コナリー代表の第一委員會における言明)およびアメリカ側主張を支持するイギリスとは當初より對立しており、その妥結はすでに困難と見られていた。同委員會の開會劈頭におけるアメリカ代表バルークの提案にたいし、ソ連代表グロムイコは十九日反對提案を行い、原子爆弾破棄の條件を原子力管理國際條約の發効後三カ月以内とし、原子力に關する科學的發見を廣く公開すること、ならびに違反行為にたいする處罰に拒否權を留保することを強硬に主張した。二十五日委員會は米ソ兩案の外、一切の提案を審議するため運営委員會を設置し、更にソ連を含め六カ國よりなる小委員會(第一委員會と稱す)を設けて、主要問題の審議を行つた。七月七日アメリカ代表は原子力管理に關して拒否權を否定し、管理機關に最終的權限を與え、右機關を安全保障理事會より切離すよう提案した。これにたいし、ソ連側は安全保障理事會をもつて最終決定者とするよう主張したため、委員會は十二日、第一小委員會を廢止し、第

二小委員会、法律諮問小委員会ならびに科學諮問小委員会（第三小委員会とも稱する）の三つの小委員会を設けて、局面の打開に努めた。十三日、アメリカ代表はソ連が強硬に反対する憲章の修正を避けて、拒否権拋棄の取極めを原子力管理條約中に規定するよう覺書をもつて提案した。しかるに二十四日第二小委員会における右アメリカ提案討議の際、ソ連代表グロムイコはこれにも全面的に反対し、「ソ連はどのような原子力管理案が成立しようとも拒否権を放棄する意思のない」旨を強調し、い然非妥協の態度を表明した。ついで二十六日ソ連代表グロムイコは再び原子爆彈の即時廢棄を要求し、アメリカがバルーク案の條件を固執して、秘密の公開を遊んでいることにたいし論難を加えた。これに呼應して、モスクワ放送、ソ連紙（四六・七・三、七・一四ブラヴダ紙）はビキニ島におけるアメリカの原子爆彈實驗が委員會の活動開始と時を同じくして行われたことは注目するべき事であると論じ、アメリカ側の提案ならびに態度に痛烈な批判を加えた。一方、オーストラリア代表は原子力管理についてだけでなく國連における拒否権一般をも否定しようとして、憲章改正を主張し、九月の後期總會にこれを提案する旨を明らかにする等會議は全く停頓した。僅かに科學諮問委員會が原子力の管理、利用方法、科學上の資料に關する報告書草案を九月二十六日のソ連の承認を最終として全會一致採擇したに過ぎなかつた。

なお、七月十日安全保障理事會は同理事會が原子力に關する問題を討議する限りにおいて、憲章第三十一條によりカナダを理事會に出席させようとするアメリカ側提案にたいし、ソ連代表は反対し（ポーランド棄權）これをもつて拒否権の行使であると主張したが、手續問題であるとの意見が強く、結局拒否権が不成立に終り、カナダの出席が認められた経緯があつた。

（中） 全く行詰りの状態にあつた委員會の活動も豫定より後れて開かれた總會の軍縮問題の討議に際して、ソ連側が拒否権を固執しない旨言明し、また原子力管理問題が軍縮問題と關連して考慮されることとなつたため、俄かに進捗し、十二月五日委員會は一九四六年中に理事會にたいし中間報告を提出することに決定した。しかし、ソ連側はい然として従來の主張を固執して譲らず、十七日アメリカ代表が先に提案した報告書草案の即時票決を要請するや、右アメリカ案が總會の軍縮決議の趣旨に則していない點があるとして反対し、かつ、違反者處罰について拒否権の存置を再び主張した。二十日アメリカ代表は重ねて票決を強硬に要求したが、ソ連代表は討議不参加を聲明し、將來の拒否権行使を仄かしつつ棄權し、結局、カナダ代表提出の妥協案が十對一で可決された。右妥協案は拒否権の廢止を含んでいたが、運営委員會はこれを基礎として、三十日報告書を採擇し、安全保障理事會へ送付した。

（外） この間、軍縮問題と原子力管理問題との分割討議の可否をめぐり、米ソ間の意見の對立を見たが（第一篇第九章第四節（參照）、一九四七年二月十四日の理事會において、アメリカ側提案に従つて兩者は切離して審議されることとなり、原子力委員會の報告審議を開始した。まず、ソ連代表グロムイコは、原子力兵器の生産を停止し、かつ、原子爆彈を破壊して、その後、有効な國際管理機構と檢察制度を確立せよと主張し、同時にアメリカは本質的に侵略的な原子爆彈の製造を続けているとの非難を行つた。これにたいし、アメリカ代表は有効な監察制度の確立が先決であつて、これなくしては原子爆彈の製造を中止する條約を締結しても失敗に歸するであろうとの反對意見を述べた。二月十八日ソ連代表は十三項よりなる修正案を正式に提出し、原子力管理について理事會における拒否権を固執した。ソ連の前記修正案は原子力管理違反者の處罰について拒否権を存置すること、原子力兵器廢棄條約を即時締結すること

を骨子としており、かつ、原子力の平和的發達に關するアメリカ側の計畫に反對するものであつた。三月六日理事會でソ連代表は前記二月十八日の修正案を説明し、大國の原則は國連機構の基礎であり、従つて拒否權の存續が必要であると主張するとともに、アメリカ側提案を非難して、アメリカ側は自國の利益だけを追求し、原子力管理を利己的に獨占しようとしていると述べた。十日の理事會においてアメリカ代表はソ連の非難に應えて、アメリカは決して自國の意思を他に押しつけるものではなく、原子力委員會の大多數の代表が自發的に賛成投票を行ったものであると反駁した。かくて理事會における討議は全く停頓するに至つたが、アメリカ側の提案にもとづき、ソ連側の反對を押し切つて、本問題を再び原子力委員會に移すこととなつた。

㊦ アメリカ代表の提案にもとづき、原子力委員會は第二回總會までに理事會に提出すべき中間報告を作成するたゞめ三月二十日再開された。四月八日の運営小委員會でソ連代表は原子力生産の一切の段階を通じて嚴重な國際管理および監視を行う必要は認められるも、他國人の無制限入國はこれを容認できないとの立場を固守し、原子力活動の監視を目的とする國連所屬飛行機による空中撮影を規定する條項に反對した。會議はこのため再び停頓し、休會のやむなきに至つた。この間、ソ連代表グロムイコは五月十九日のニューヨークにおける米ソ親善協會に臨んで、原子力問題に關する態度を率直に表明した。すなわち、原子力生産施設の無制限管理は一國の主權と相容れないものであり、ソ連としては國際機關における多數決に自國の主權を委ねることはできない、原子力の平和的目的のための生産ならびに所有の權利を國際管理機構に委ねることも同様の理由にて不可である、従つて、ソ連は國際管理機關の決定にたいし拒否權を保留する、アメリカが原子爆彈の獨占を長期にわたつて續けることは不可能であり、原子力兵器の破棄を躊躇

する眞意は諒解に苦しむ、原子爆彈の即時破壊、一切の大量的破壊兵器の使用禁止こそ原子力の國際管理化の第一歩であるとの主旨を内容とする聲明を行つた。このようにソ連は原子爆彈を即時廢棄すること、および國際管理機關によつて主權が侵されるのは望ましくないと主張を變えなかつたため、四月末から五月末まで審議は行われなかつた。

五月二十一日に至り、運営小委員會が再開されたが、二十八日アメリカ代表はソ連が原子力管理につき拒否權の存置を主張することは一九四六年十二月十四日の總會の決議（拒否權行使は安全保障理事會の迅速な處理決定を妨げないことを念とすること）に反するとてソ連側を攻撃した。二十九日に至り、運営小委員會は總會の前記決議の線に沿つて原子力管理機關を安全保障理事會内に設置するとの決議を満場一致可決し、一應局面の打開に成功したようであつたが、六月四日ソ連代表は改めて新たな決議案を提出し、原子力管理機關の設立を待たずに現存原子爆彈を破壊すること、原子力兵器の所有禁止を規定する獨立の條約を作成すること、および國際管理等は別個の條約によつて規定することを内容とする提議を行つた。右のソ連側新提案は前記二月十八日のソ連側修正意見を再確認したものに過ぎず、ならん解決に資するものでなかつたが、その後、十日の同委員會でソ連代表は管理および監視を必要とするという委員會多數の意見に同調する妥協的態度を表明するに至つた。

㊦ 六月十一日ソ連代表はその要求にもとづいて開かれた本委員會において國際管理機關について從來の態度をやや緩和した詳細な提案を行つた。これは一九四六年十二月三十日の委員會報告書（所謂ブルーク案）よりも一層詳細にわたつたもので、一九四六年六月十九日アメリカ側提案にたいして出されたソ連案に肉付けをしたものである。その要旨を記せば左の通りである。

- (a) 原子力國際管理のため國際管理委員會を條約によつて設立する。
- (b) 委員會の構成
 - (1) 委員會は現在の原子力委員會構成十二カ國代表よりなる
 - (2) 委員會の構成員には國際的資格が與えられなければならない。
 - (3) 委員會は安全保障理事會の枠内に構成される
- (c) 委員會の目的
 - 原子力資源の採掘および原子力素材、原子エネルギーの生産に用いられるあらゆる手段の嚴重な國際的管理
- (d) 委員會の職務
 - 原子力資源および全生産過程の定期的調査
 - 條約に違反して原子力が非平和的目的のために用いられる疑いがあるときは特別調査を行うことができる
- (e) 審査
 - 各國から提出された原子力生産活動に関する種々の情報、資料を審査する。
- (f) 勸告
 - 原子力管理條約の違反があると認められた時は理事會にたいし、その趣を報告するとともに、その違反を防止する手段を勸告する。

各國政府にたいし、その國の擔任するべき原子力活動に關し勸告する。

(g) 研究

固有の専門家と必要な研究所と實驗施設をもつて、原子力の平和的發展に關する研究を行うが、これは各國における研究を妨げない。

各國間の原子力に關する情報交換の促進

(h) 委員會の權限

- (1) 委員は必要と認めらるる下部機構を設置できる。
- (2) 委員會は監視のためあらゆる原子力生産手段に立入れる。
- (3) 審査のため各國政府に報告を要求できる。

このような詳細な提案はソ連側としては最初の事で、ある程度まで從來の行詰りを打開できるものとして、好感をもつて迎えられた。この提案は原則として運営小委員會で取扱うこととなつたが、現存原子爆彈の破壊、拒否權の問題等についてはい然、對立が殘された。

(4) ソ連側提出の右提案を審議する運営小委員會は六月十三日より開かれたが、米ソ間の前記對立はい然打開されなかつた。七月八日、ソ連代表は委員會開會劈頭、すなわち一九四六年六月十四日のアメリカ側提案が原子爆彈の破壊を一應認めており、また、同年十二月三十日の報告書に原子力の國際的管理および監視の組織が設置される場合、一切の國家の原子力兵器の製造、所有、使用が禁止され、現存原子力兵器が破壊される旨規定されている點を取り上げ、國際管理機關が現存原子力兵器の破壊を行うよう提案した。かくて、これにたいする態度表明を留保したアメリカ

側を除き、これに原則的賛意を表したソ英華、オーストラリアの四カ國小委員會を設けて、成文化することに決した。しかし、同小委員會は原子力兵器の破壊時期について意見の一致を見なかつたため、公式の決議案を提出できない旨、十四日報告した。十八日さらにソ連代表は決議案の形で同じ問題を取り上げたが、アメリカ側はこれに反対、他の諸國もこれに和した。よつて委員會は轉じて拒否権問題の審議に入つた。しかし、ここでもソ連側は原子力管理協定違反者の處罰に拒否権を認めようとする従來の主張を固執したため、結局、アメリカ側の提案にもとづいて、この問題の論議は後日に延ばされた。この間、管理小委員會は原子力國際管理條約が成立した曉、アメリカ側が國際機關にすべての施設資材を移すべきであるとするのにたいし、ソ連側は國際的監視の下に各國の所有を認めよと主張して譲らず、十六日に至つて、ソ連代表は原子力兵器の所有禁止に關する條約ならびに原子力の國際管理に關する條約（六月四日ソ連側提案）に加えて、各國にたいする原子力素材の割當制度を規定する第三の條約の締結方を提案した。二十一日アメリカ代表はこれにたいして原則的には一應賛成する用意があることを言明したので、この點に關する各代表の意見はほぼ一致するに至つた。しかし、なお、米ソ間には集團的條約によるか個別的條約によるかの點で意見の相違が残された。同日から、將來設定されるべき國際管理機關が施設資材を單に採礦、生産の許可等の方式によつて監督するべきか、または全部を所有するべきかの討論に入つた管理小委員會は八月一日原子力委員會の經過報告として第二回總會開會前に理事會に提出するべき報告書草案を發表した。右草案はソ連を除く各國専門家の討議の結果でき上つたものであるが、ソ連側は根本的に立場を異にするため、直接その作成に参加することなく、單にオプザーバーを送つただけであつた。二十九日ソ連側は右草案がバルーク案を基礎としている以上、全く受諾できない旨

を明かにした。しかし、管理小委員會および運営小委員會は九月三日十對二（ソ連、ポーランド）で多少の修正を加えた右草案を採擇、十日原子力委員會本會議の審議に付した。

(b) 九月十日原子力委員會本會議は右報告書草案の審議を開始したが、ここでもソ連代表は従來の主張を繰返し、十一日アメリカ代表と激しい應酬を交わした。同日の最終的票決で右報告書が十對一（ソ連）棄権一（ポーランド）で採擇された。かくて、委員會は右報告書を理事會に送付することによつて一應その任務を終了し、今後の活動については理事會の指令を待つこととなつた。

十二月十八日、一九四七年度最終の運営委員會が開催され、ソ連の主張する原子力管理案をアメリカ案と並行的に審議することを決定した。ソ連代表はアメリカ國內の一部有力者が原子力管理に關する協定の成立を妨げているとし、國連は無益な討論に時間を浪費することを止めるべきであると述べた。また、アメリカ代表はソ連案の討議に賛意を表明したが、問題は未解決のまま一九四八年度へ持越されることとなつた。

第二節 軍事參謀委員會

(c) 本委員會は憲章第四十七條の規定に従い、安全保障理事會常任理事國の參謀長またはその代表をもつて構成されているが、ソ連側からは陸軍中將ワシリエフ、同シヤラポフ、海軍中將ボジェンコが参加している。本委員會は一九四六年一月理事會成立の直後構成を終り、二月四日ロンドンで第一回會合を行い、國連に供與されるべき武裝軍隊の問題について非公開會議で審議を續けた。純粹な軍事的問題については比較的容易に意見が一致したが、政治的問題

については種々の點で意見が一致せず、ソ連と他の四國との對立が目立つた。十二月に入り、漸く武装軍隊の目的に關する諸原則について意見の一致を見るに至つた旨公表された。ついで委員會は一九四七年二月十四日軍縮問題に關する理事會決議案にもつき、四月三十日までに報告書を理事會に提出すべき指令を受けたが、意見の一致を見ることなく、そのまま報告書を作成、理事會へ送付し、右報告書は五月三日公表された。

(4) 理事會の公開討論は議事多忙により、豫定より後れて六月四日漸く開始されたが、ここでも意見が分れ、各國から供與されるべき兵力の割合に關して審議は再び行詰り、三十日國連武装軍隊の必要とする總兵力の概算について委員會に諮ることとなつた。

報告書中意見の一致をみなかつた主な點について述べるゝ次の通りである。

國連に供與されるべき武装軍隊の總力および構成——五常任理事國の兵力分擔について、アメリカ側は各々の長所とする所を供與すればよいとし、かつ、世界のいかなる地點、いかなる時に起つた紛争または事態にも有效な兵力を持たねばならないとした。これにたいし、ソ連側は、あらゆる意味において均等であることを必要とし、また、その總力は不必要に尨大なものとするべきではないと主張した。

軍隊通過權および基地——米英華があらかじめ一般的協定を結べば、軍隊の通過および基地使用を行へると主張したのにたいし、ソ連側はとくに通過權については適時に各加盟國と特別協定を結ぶことが必要であるとした。

軍隊の配置および撤退——ソ連側はその軍隊の他國駐とんを排除する意圖の下に、その駐とんを自國領域内に限定、作戦終了後の撤收期限も原則として三十日ないし九十日以内に限るよう主張した。これにたいし、他の四國は駐とん

は自國の法的管轄内または協定に規定された區域内とし、撤收は理事會の定めた期間内に行うものとした。

空軍兵力——ソ連側は理事會の決定に委ねるよう主張したが、他の諸國は憲章の規定によつて、世界各地でいつでも遅滞なく緊急な軍事措置をとるに充分な空軍兵力を準備しなければならぬとした。

(5) 委員會は理事會に報告提出後も、その諮問に應じて審議を續けていたが、六月二十日武装軍隊の設置方式に關して討議の際、ソ連代表は審議手續に異論を唱え、退席する場面をさえ展開する有様であつた。委員會は理事會の三十日の國連武装軍隊總兵力推定指令にもついで審議を續けたが、ソ連代表は理事會における自國代表の主張を反映して、一般原則は不可能であると反對したため結論に至らなかつた。そのため、他の各國は個別的に理事會に報告することとなつた。

(6) 七月十日理事會でオーストラリア代表より他の大國が武装軍隊の總兵力の概算を提出した以上、ソ連もその意見を提出するべきであるとの要望があつたが、ソ連代表は武装軍隊に關する諸原則が未定の間はその總力を推測することも不可能であるとこれを拒絶した。十五日より武装軍隊が一國により支配されることを防ぐためには各國の兵力供與を均等にしなければならぬとするソ連案の審議に入つたが、アメリカ代表はこれに反對し、武装軍隊を速かに完成させる必要を強調した。しかし、ソ連側がその主張を枉げなかつたため、審議はほとんど進捗しなかつたが、九月九日ソ連は、突如その意見を委員會に呈示した。ソ連側の必要と認める總兵力は陸軍十二カ師團、航空機一、二〇〇機(内、爆撃機六〇〇、戦闘機三〇〇)、巡洋艦五ないし六隻、驅逐艦二四隻、掃海艇二四隻、潜水艦一二隻、護送艦二四隻であつた。これはほぼイギリスの推算に近いものであり、アメリカのそれより可成り小規模である。ただ、

海軍艦艇中戦艦、航空母艦の数を含めていないことは注目される。

第三節 加入審査委員会

(4) 一九四六年度國連加入申込期日は五月十七日の理事會で七月十五日と決定されたが、結局八月二日から委員會による審査開始までに申込を受理された國はアルバニア、蒙古人民共和国、シム（後、申込撤回）、アフガニスタン、トランスヨルダン、アイスランド、アイルランド、スエーデン、ポルトガルの九カ國であつた。

八月二十八日理事會でアメリカ側はまず右加入申込國全部の加入承認を提案したが、ソ連側が反対したため、個々の申込み國について討議することとなつた。しかしソ連の右のような措置に米國側の態度が硬化し、後述のように、米ソ兩國は頻りに拒否権を行使した。委員会における各國別の審議状況ならびにその理事會における決定は次の通りである。

アルバニアは一九四六年一月二十五日加入申請の先陣を切つたが、その加入審査に際して、ギリシャはこれに猛烈に反対し、八月五日委員會に覺書を送り、「アルバニアによる國境の侵犯およびギリシャ人虐待の事實を擧げて、同國は平和愛好國となる資格がない」と斷じた。これにたいし、アルバニアの加入申請を支持するソ連は反駁したが、結局委員會は七項よりなる質問書をアルバニア政府へ送り、辯明の機會を與えた。アルバニア政府はただちにギリシャ側の申立ては事實に相違する旨回答した。他方、この間ウタライナのギリシャ問題提訴があつたが（第一篇第八章第三節参照）、アルバニアの加入については、二十九日の理事會で米英兩國が反対したため、その申込は却下された。

蒙古人民共和国は六月二十四日加入申請を行つたが、その審査に際し中國側は、蒙古がソ連以外の國と外交關係をもたず、かつ、その領土は僻遠の地であり、國際社會の一員と認めることはできないと論じ、その加入は少くとも一年間の延期を要すると述べた。委員會は蒙古政府にたいし、詳細は情報を提供できる代表の派遣方を要請したが、回答なく、さらに直接質問電報を發したが、これにたいしてもなんら返答がなかつた。その後、八月二十九日の理事會で中國側は態度を變じて支持を表明するに至つたが、結局、米英兩國が反対したため、蒙古の申込は却下された。

トランスヨルダンは六月二十六日加入申請を行つた。審査に際し、ソ連代表はこれと外交關係のないことを理由としてアメリカ、ポーランド、オーストラリアとともにその態度を留保していたが、八月二十九日理事會で拒否権を行使した。

アイルランドは八月二日加入申請を行つた。ソ連代表はトランスヨルダンの場合と同様の理由で、ポーランド代表とともにその態度を留保したが、二十九日理事會で拒否権を行使した。

ポルトガルは同じく八月二日加入申請を行つたが、委員會の審査に際して、ポーランド代表はポルトガルの現政權がファシヨ的であり、かつ、フランコ政權と緊密な關係にあるとて反対し、ソ連代表もまた外交關係を有しないとの理由で反対、結局、二十九日理事會でソ連代表は票決にあたり拒否権を行使した。

ソ連はこのように外交關係のないことを表面の理由として三國の加入申請の審議に當り、拒否権を行使したが、オーストラリア代表はこれをもつて「憲章にはなんらこのような規定なく、現にソ連の支持する蒙古はわすかに一國と外交關係を維持しているに過ぎない」と論難し、アメリカもこれに同調した。

なお、八月三日加入申込を行つたシヤムは審査途中で申込を撤回したが、アフガニスタン、アイスランド、スエーデンの三國は二十九日理事會の決定により加入適格者として總會に勧告されることとなつた。右三國は十一月九日總會で正式に加入を認められ、シヤムはフランスとの國境紛争が片付くと同時に十一月再び申込を行い、十二月十五日加盟國となつた。

(4) 加入申請を却下されたアルバニア、蒙古人民共和國、トランスヨルダン、アイルランド、ポルトガルの五カ國については十一月十九日總會の勧告に従い、二十九日理事會は再審査を行うことに決定した。

一九四七年に入り、申込期限である七月十五日までにハンガリー（四月二十二日）イタリー（五月七日）オーストリア（七月七日）ルーマニア（同十一日）がそれぞれ申込を行つた。加入審査委員會は七月二十一日より理事會からの申込付託を受けて審査を開始した。その後さらに、イエーメン（七月二十四日）ブルガリア（同二十七日）パキスタン（八月十二日）の三國が加入を申込んだが、委員會における審議の状況は次の通りである。

アルバニアの加入申請については、前年賛成票を投じた佛國も、棄權した中國、オーストラリア兩國もその加入に反對した。アメリカ代表はアルバニアにたいして、國際司法裁判所にコルフ海峡觸雷事件に關する紛争を提訴せよとする理事會の勧告に應ずるかどうかを、また應ずる場合にはその時期を示すよう質問せよとの提案を行い、大多數の賛成をえたが、ソ連側はアルバニアを辯護してこれに反對した。

蒙古人民共和國に關しては、七月二十八日前年理事會でその申込を支持した中國は、蒙古側との白塔山事件を侵略であるとし、その加入に反對した。これにたいし、ソ連は中國こそ侵略者であると應酬したが、アメリカ、オースト

リア兩國は外蒙が獨立國であるかどうかに関し詳細な情報の提出を要望した。

アイルランド、ポルトガル、トランスヨルダン三國に關する審査は七月三十日行われたが、ソ連側は前年におけると同様、正式外交關係のないことを理由として拒否する態度を明かにした。さらにソ連側はオーストリア、イタリヤルーマニア、ハンガリーの舊敵國の加入申込については、講和條約の未發効を理由に、その審議に反對した。アメリカ側は直ちにこれを論駁し、各國それぞれの功罪に應じて検討を加えるべきであると主張した。

ブルガリアの加入申込については八月八日審議を行い、これをもつて審査を終了した。理事會における審議状況はつぎの通りである。

八月十八日理事會はパキスタンを加え、十二カ國の中、舊樞軸五カ國を除く加入申込を審議したが、ソ連側はアイルランド、ポルトガル、トランスヨルダンの申込を拒否し、アルバニア、蒙古兩國の加入申込を支持した。しかし右兩國の申込は必要票數をえないで否決され、結局、イエーメン、パキスタンの申込だけが満場一致可決されて總會に勧告されることとなつた。

舊樞軸五カ國の申込については、理事會は二十一日審議を開始したが、ソ連側はイタリヤ、オーストリア兩國の申込につき拒否權を行使した。審議の際、オーストラリア代表は右兩國の加入問題の決定を總會に移すよう提案したが、ソ連代表は右提案は理事會の權限を總會に引渡そうとするものであり、憲章に違反するとして反對した。一方、ブルガリア、ハンガリー、ルーマニアの申込に關しては必要の得票數なく否決された。

その後、二十九日に至り、ソ連側は歐州舊樞軸五カ國講和條約を批准した。これにより、ソ連側が前記諸國の加入

に反対する理由も消滅するに至つた。よつて、アメリカ代表は九月十五日の批准書寄託終了の後、二十日、理事會にたいしてイタリアの加入申請につき再審査方を要求した。一方、ポーランド代表も翌二十一日、他の三國の加入申込の再審査方を提議した。かくて理事會は二十五日再開されたが、ソ連代表は、二十日加入申込が受理されたフィンランドを含めて五カ國の同時加入を條件としてだけ、前に拒否したイタリアの加入を認めるとの態度をとつた。各國代表はこれに反対し、結局、個別的審議に入つた。審議は十月一日まで続けられたが、この間ソ連側は引き続き五カ國の一括同時加入を主張して譲らず、一括票決を提案したが、多数の意向により、十月一日個別的票決を行つた。その際、ソ連はイタリア、フィンランド兩國の加入について拒否権を行使し、また他の三國は所要票數に達しないで却下された。

㊦ 十一月十九日理事會は同十七日總會の勸告を受け、イタリアおよびフランス、ヨルダンの加入資格再審査を本會期總會終了までに行ふこととなり、二十二日審議したが、五大國はそれぞれ従來の立場を固執したため、なんらの決定をみないで散會した。

第四節 一般軍縮委員會

㊧ 國連は當面の政治問題の處理に忙殺されていたため、軍縮問題は比較的遅れて取上げられ、一九四六年十月二十九日ソ連代表モロトフが第一回後期總會に行つた提案を皮切りとした。總會は右ソ連提案にもとづき、十二月十四日軍縮大憲章と命名された決議を採擇し、理事會にたいして軍縮計畫の立案を指令した(第一篇第五章第三節㊧参照)。しかし、本問題は原子力問題と密接に関連しており、かつ、原子力委員會ならびに理事會が、一九四六年内、

に原子力管理に關する第一次報告を完成しようとしていたため、本問題についてはなんら具體的措置なくそのまま放置されていた。このような状況の下に、ソ連代表グロムイコは二十八日、總會の前記決議案を實施する措置を即時考究すること、および安全保障理事會の全メンバーよりなる委員會を設置して三カ月以内に右に關する決議案を作成させることの二提案を行つた。

理事會は三十一日ソ連側提案を取り上げ、翌一九四七年一月九日より本問題の討議を開始した。アメリカ側は軍縮體制を確立するには原子力管理の實現が先決であると主張して譲らず、これにたいしてソ連側はアメリカ側態度をもつて故意に軍縮體制の確立を遅延させようとするものであると攻撃した。ここにおいて理事會は二十一日票決を行ひ、ソ連、ポーランド兩國の反対があつたにもかかわらず、本問題の審議を原子力管理問題の審議と共に二月四日に繰延すことに決定した。三十一日アメリカ側はソ連との對立を緩和しようとして、原子力問題を軍縮問題との分割審議を目的として軍縮委員會とその諮問機關である全體委員會を設置する案を各代表に提示した。これにたいし、ソ連側はこのような全體委員會を設置することは不必要に審議を遅延させるおそれがあり、かつ、軍縮委員會が原子力管理問題に干渉できないとするは不可であると述べ、反対態度を表明した。二月五日の理事會でアメリカ代表は右軍縮委員會設置に關する決議案の起草に當るべき六カ國小委員會の任命を正式に提案したが、ソ連はこのような小委員會任命等の手續を踏むことなく、直ちに前年十二月二十八日の自國案の採擇を要求した。結局、ソ連を含む六カ國小委員會が任命されたが、軍縮委員會と原子力委員會との關係をめぐり、總會の安全保障理事會にたいする委任は包括的であつて、原子力管理と軍縮問題を分割する必要なしとするソ連側はアメリカ側と再び對立した。かくて、小委員會にお

ける審議は對立のまま、理事會に持越され、理事會は十四日ソ連の反對を押し切つてアメリカ案を可決した。その際、ソ連代表は棄權して、拒否權の行使を差控えた。

(4) 二月十四日理事會は全十一理事國よりなる軍縮委員會の設置を決議し、三カ月以内に軍縮手續に關する報告を提出させることとなつた。一般軍縮委員會は三月二十四日第一回會合を催し、爾來審議を續けた。アメリカ代表が軍縮の實施前に安全保障機構を設立する必要があると主張するのたいたし、ソ連代表は右をもつて前年十二月の軍縮に關する總會決議に反すると非難し、速かにして有效な世界軍縮の實現のため具體的手段を作成するべきであると主張して對立した。よつて、右米ソ兩國間の對立を調停するため、四月二十一日五大國を構成員とする小委員會が設置された。しかし、結局、對立を解消できないで、期日までに報告を提出することは不可能となつた。五月二十一日審議を再開した五大國小委員會は軍縮計畫に關するアメリカ案、ソ連案ならびに事務局案を検討したが、アメリカ案ではすべての計畫に管理と安全保障とが必要であるとしているのたいたし、ソ連案では軍縮の手始めとして原子力兵器を禁止するべきであるとの從來の主張が繰返されている。六月十八日一般軍縮委員會はソ連の反對を押し切つて、委員會の運用計畫としてアメリカ案を採擇し(贊成八、反對ソ連、棄權ポーランド、コロンビア)、勸告として理事會に送付した。この案は軍縮問題を原子力問題から切離して討議し、軍縮實行前に安全保障體制の確立を審議しようとするもので、ソ連側從來の主張と全然相容れないものであつたため、ソ連は爾後の討議を事實上ボイコットする旨言明した。

(5) 七月八日理事會は一般軍縮委員會提出の右勸告を審議、これを採擇したが、その際ソ連側はポーランド代表と共に棄權し、自己の主張を枉げないことを示唆した。その後審議はほとんど中絶されていたが、九月六日アメリカ代表は本問題の最要點である大量破壊兵器と一般軍備との區別を明確にし、委員會の取扱う範圍を明かにするために原子力兵器の外、委員會の管轄から除外されるべき「その他の大量破壊兵器」の定義に關する提案を行つた。九日票決の結果、右提案は七對二(ソ連、ポーランド)棄權二で採擇され、この旨理事會に通告された。票決に際して、ソ連代表は人為的に兵器を分類することは不可能であるとして、ドイツの作製したV二兵器の例を引證したが、委員會はこれらすべての兵器の禁止を含む軍備縮小問題について決定を行うべきであるとなした。以來休會していた一般軍縮委員會は十二月十七日、ソ連代表を議長として會議を行つたが、オーストラリア代表は軍縮の一般原則を作製するため五カ國からなる小委員會を作ることを提案、アメリカがこれを支持したのたいたし、ソ連代表はこのような提案は單に委員會が軍縮について何かを行つていると見せかけて、世界の輿論を偽瞞しようとするにすぎないと反對し、その他の四カ國もソ連側に同調したため、結局なんらの措置もとることなく散會し、問題は一九四八年へ持越されることとなつた。

第十章 經濟社會理事會

第一節 概 説

經濟社會理事會は安全保障理事會が消極的な平和維持を任務とするに反し、積極的に平和を増進することをその使命としており、その管轄も經濟、社會、文化の諸部門にわたつてゐる。その管轄に政治問題が除外されていることは安全保障理事會に比し、本理事會の活動を著しく容易にしている。しかし、本理事會も會期が重なりと共にその取扱ひ事項が具體化し、また、一方、ソ連側諸國と英米側諸國との間の對立が激化するに従つて、處理事項の効果が政治性を帯びる場合が増加する傾向にある。これがため、本理事會における兩陣營の對立もまたその規模と程度を強めている。

第二節 第一會期（一九四六年一月二十五日—二月十六日、ロンドンにおいて）

理事會は一九四六年一月のロンドン總會において構成され、その第一會期は二十五日から開かれた。本會期における審議は主として組織の面に注がれ、實體的問題はまだ議題に上らなかつたため、順調に進捗した。

なお、開會の當日行われた選舉の結果、理事會の副議長にはユーゴスラヴィア代表アンドリジャ・スタンベルが選任された。

第三節 第二會期

（五月二十五日—六月二十三日、ニューヨーク、ブロンクス、ハンター・カレッジにおいて）

本會期は前會期終了後も引續き活動を繼續していた人権、婦人の地位、經濟および雇傭、臨時社會、臨時運輸通信の五委員會の提出した報告書を審議したが、滿洲問題、原子カス・パイ事件の發覺等を契機として漸く表面化したソ連側と英米側との對立とも關連して、ほとんどすべての問題についてソ連側諸國は終始、英米側諸國と意見を異にし、

對立した。會議第一日、まず、ソ連代表ニコライ・フ・オノフは議題中の二項目の審議に反對し波らんを巻き起した。

すなわち舊國際連盟の援助の下に設定された借款問題に關する機能および權限を國連が承繼する提案を議題とする件、およびベルギー提案の赤十字連盟に關する件上程に異議を唱えた。これに對しては、議長インド代表は理事國が提起したどのような案も議題となしえらるものであり、反對者はその審議に際して反對すればよいとの裁決を行つた。

ソ連側と英米側との重要な論争が行われた問題は次の通りである。

(1) 世界労働組合連盟の地位に關する問題。ソ連は世界労働組合連盟にたいし理事會に出席して票決に参加する權限を與えるよう主張したが、アメリカの反對に會い、右連盟は國際協同組合連盟ならびにアメリカ労働總同盟とともにA級非政府機關としての地位が認められることになつた。

(2) 報道および刊行の自由に關する委員會設置問題。アメリカその他の諸國は右委員會の設置を要望したが、ソ連代表は五月二十七日このような問題よりもさらに切實な少数民族の保護、ならびに差別待遇撤廢等も考慮するべきであると主張し、また右委員會の構成に關しては、専門家をもつてするべしとする多數國の意見にたいし、政府代表をもつてするよう強硬に主張した。結局、本問題は本會期の重要議案であつたにもかかわらず、ソ連の留保的態度のため理事會の正式決定までに至らなかつた。

(3) 國際難民救濟機關設置問題。ロンドン總會において亡命者の政治活動の抑止を提議したソ連は、本問題の審議にあたり、ウクライナとともに東歐からの政治的難民全部を救濟の對象とすることに反對して前後七回にわたつて修正案を提出したが、いずれも否決され、理事會は右機關の設置を可決し、これを總會に勧告することとなつた。ちなみ

に右機關は一九四六年末をもつて機能を停止するアンラに代つて難民を救済することを目的とするものである(第一篇第五章第三節、(参照)。

(5) 社會委員會構成問題。理事會は臨時社會委員會および臨時運輸通信委員會を廢止して常設の社會委員會および運輸通信委員會としたが、その構成に關してアメリカが右のような政治にほとんど關係のない部門に關する委員會は民間専門家をもつて構成することを適當とする旨を強調したにもかかわらず、ソ連は政府代表者をもつてするよう強硬に主張、理事會はソ連側の主張を採擇した。

第四節 第三會期(九月十一日—十月三日、レイクサクセスにおいて)

本會期の議題は二十七を算えたが、全體會議は二十一回、各種委員會の會議は五十數回行われ、組織および手續に關する作業は一段落を遂げ、審議は漸く經濟的、社會的安定に關する實體的問題に移ることとなつた。これに伴つてソ連側諸國と米英側諸國との意見の相違もその深刻さを一段と加え、中でも本會期における三大議題である難民救済問題、荒廢地域の經濟再建問題、ドナウ河航行問題をめぐる對立は殊に激烈であつた。

(1) 難民救済問題。本會期中最も多くの時間を費した問題であるが、前會期においてその設置を可決した國際難民救済機關の憲章草案が若干の修正を施した後、ソ連側諸國の反對を押切つて可決され、理事會はこれを總會に勧告することとなつた。また、事務總長より提出された一九四七年度難民救済暫定豫算二億六千萬ドルに關しては、アメリカの支持があつたが、ソ連代表フェオノフは九月十四日、自國の財政事情および復員費用が多額に上ることを理由とし

て反對したため、一億五千餘萬ドルに減額可決された。なお、二億六千萬ドルの豫算案にたいしては南米諸國もまた分擔金が多過ぎるとして難色を示した。

(2) 荒廢地域の經濟的復興問題。理事會は荒廢地域經濟復興分科委員會の報告を審議し、今次大戰の結果平和愛好國民の半數が戰災を蒙り、一國の力だけではその經濟復興が困難である實情にかんがみて、國連加盟國共通の問題としてあらゆる分野における經濟的、技術的援助を行うよう總會に勧告することに決したが、ヨーロッパ再建勸告案については、ソ連側諸國の反對強く、その決定を次期理事會まで延期することとなつた。

(3) ドナウ河航行問題。安全保障理事會加入審査委員會において、ギリシヤがアルバニアの國連加入に反對したことに關連して、ギリシヤ問題がウクライナの提訴によつて再び論議されようとする八月二十三日、ユーゴスラヴィア政府は突如、國連にたいしアメリカのユーゴ船舶不法抑留問題を提訴し、ついで、本會期劈頭ユーゴ代表はアメリカがユーゴおよびその他のバルカン諸國が所有するドナウ河船舶を抑留し、バルカンの經濟復興を妨害していると難じてその速かな返還を求めた。これにたいして、アメリカは逆にドナウ河航行會議の開催を提案したが、ソ連代表フェオノフはドナウ諸國中には理事會に出席していない國が含まれていること、ドナウ諸國の局地的管理という従來の建前から非ドナウ諸國を含めた會議に反對し、ユーゴ代表スタンベルは關係諸國との事前協議を行わずして國際會議を召集することは違法であるとして反對した。十月三日これに關し票決が行われたが、右アメリカ提案は八對五棄權五で可決され、九日事務總局はチェコ、ユーゴ、ギリシヤ、ソ連、佛、米、英の七カ國にたいし會議參加の有無を照會した。しかし、ソ連、チェコ、ユーゴ三國が不参加を通告したため、同會議は豫定の十一月一日に至つても開催され

す、不成立に終つた。

第五節 第四會期（一九四七年二月二十八日—三月二十九日、レイク・サクセスにおいて）

本會期は三十一の議題を討議したが、ソ連側諸國と米英側諸國との間の對立はい然緩和されなかつた。本會期に先立つて行われた分科委員會の設立準備においても、右對立がみられた。すなわち、一九四七年一月二十七日から開かれた人權委員會は二十九日報道および刊行の自由に關する分科委員會設立案を採擇したが、同委員會の構成にあたり米ソ兩代表は對立した。（註、同分科會は三十日の委員會決定によりソ連を含む七カ國代表をもつて組織されることになつた）。本會期においてソ連側と米英側との論争の中心となつた問題は次の通りである。

なお、本會期の開會に當つて議長、副議長の改選が行われたが、副議長にはチ・コスロヴァキア代表ヤン・パパネックが選ばれた。

④ 歐洲經濟委員會設立問題。一九四七年一月二十日から二月五日まで開かれた經濟および雇用委員會、ならびに二月十四日より開催された同委員會所屬荒廢地域經濟復興臨時分科委員會の勸告にもとづいて歐洲經濟委員會の設立問題を審議したが、理事會は三月三日満場一致アメリカ提案を採擇、新委員會の構成および活動に關する勸告案の起草委員會を任命した。本問題に關して、ソ連代表は二十七日、どのような國運機關もドイツ經濟の發展に關與すべきでないとして、ドイツを右委員會の活動範圍から除外するよう提議したが、結局右提議は採擇されなかつた。しかし、ソ連はドイツ經濟にたいする右の主張を新設の委員會において固執し、英佛側と對立したことは後述の通りである（第十章第七節の参照）。

⑤ スイス、オーストリア、イタリア三國のユネスコ加入問題。ユネスコはスイス、オーストリア、イタリア三國の加盟を承認しようとしたが、理事會は多數決をもつて、これを承認した。右票決に際してソ連はオーストリアの加入承認に反對投票し、イタリア、スイスについては棄權した。

なお、六月八日労働委員會で、ソ連代表モロゾフは世界資源の利用改善に關する一般討議に際し、國連は國際借款およびクレジットが供與を受ける國家の經濟復興、發展ならびに國民の利益のために利用される場合にだけ是認するべきであつて、軍事的用途に當てられ、獨立および主權を侵害し、もしくは政治的利益を目的として設定される借款は是認するべきでないとの見解を表明し、アメリカ代表の主張は後進國を先進國に従屬させ、その主權と獨立を侵害しようとするものに他ならないと攻撃した。

第六節 第五會期（七月十九日—八月十七日、レイク・サクセスにおいて）

會期を重ねるに従つて審議すべき議題の數も次第に増加し、本會期における議題は三十九に達した。三月十二日トルーマン・アメリカ大統領のギリシャ、トルコ援助聲明以來、ソ連側と米英側との從來の對立は一段と激しさを加えてきたが、六月五日發表されたマーシャル米國務長官の聲明に由來する歐洲復興のいわゆるマーシャル計畫にたいして、ソ連側諸國が反對態度に出たことは本會期における議事進行に多大の不安を與えることとなつた。このことにおいて、副議長パパネック（チ・コスロヴァキア代表）は歸國中の議長に代つて述べた開會の辭において、理事會は討議に終

始することなく、結論を引出し、國連の價値を疑い始めた者に確信を與えるべきであるとして、本會期の任務を強調した。今、ソ連側と米英側に論争の的となつた問題を列挙すれば、次の通りである。

(4) 報道および出版の自由に關する國際會議開催問題。人權委員會所屬の報道および出版の自由に關する分科委員會(五月十九日—六月四日)の提案した本會議は一九四八年三月二十三日ジュネーヴで開かれることに二十五日滿場一致可決されたが、右審議に當つてイギリス代表は暗にソ連側諸國を非難し、現在その領域内でニュース蒐集につき差別待遇を行つてゐる國家に、國連加盟國としての資格があるかどうか疑問といわざるをえないと述べ、國連加盟國領域内におけるニュース蒐集の自由を提唱した。八月に入り理事會は右會議の參加國につき討議を行い、八月十三日ソ連は蒙古人民共和國の參加を要求したが否決された。

(5) 國際通貨基金および國際復興開發銀行との協定草案承認問題。ソ連は八月十六日右基金および銀行を専門機關として國連と連絡させようとするアメリカ提出の協定草案の審議に當り、右は國連憲章違反であるとして猛烈に反對したが、右協定草案は十三對三(ソ連、白ロシア、ノールウェイ)棄權チェコスロヴァキア、外一をもつて可決され、理事會は總會にたいし、その承認を勸告することとなつた。

(6) 極東非自治地域代表者のアジア・極東經濟委員會參加問題。七月十日より十七日までレイク・サクセスで開かれたアジア・極東經濟委員會はアジアにおける非自治地域の代表者を票決權を持たないアソシエイテッド、メンバー(準加盟國)として參加を認めることに決定したが、八月五日理事會は十四對〇棄權四をもつて右決定を採擇した。植民地領域の地位向上に支持を與えてゐるソ連は票決に當り白ロシア、チェコスロヴァキアとともに棄權した。

第七節 分科委員會におけるソ連と米英との對立

本理事會の管轄は前述の如く經濟、社會、文化の各部門にわたつており、その機構も膨大かつ複雑を極め、付屬委員會も多數に上つてゐるが、その中、主要な委員會においてはいずれもソ連側と米英側との間に意見の相違ないし對立が見られる。兩者の論争が行われた委員會について記せば、次の如くである。

(4) 歐洲經濟委員會(第十章第五節(4)参照)

本委員會は第四會期において理事會一九四七年三月三日の決定に従い歐洲經濟再建方策の審議機關として設置されたものであるが、同委員會の第一會期はソ連、白ロシア、ウクライナ、チェコ、ポーランド、ユーゴを含む歐洲の國連全加盟國およびアメリカの十八カ國代表出席の下に五月二日より十五日までジュネーヴに開かれた。論議は主として組織および手續問題に向けられたが、五日ソ連およびチェコスロヴァキア代表は本委員會は政治的な問題に觸れるべきでないと主張した。また、ウグライナ代表は翌六日戰災國に對する援助の必要なことと、經濟協力には協調的態度が必要とされることを強調し、つづいて、ソ連代表ソトリンは同日委員會の窮極目的は嚴密な民主主義的平和の實現にあり、その使命達成を可能とさせる唯一の條件は他國民の内政に干渉しないことであるとの所信を披瀝した。

十二日委員會は運輸問題専門家會議開催の準備として、右會議に招請を受ける非政府機關の選擇に當るべき小委員會をソ連、ユーゴ外四カ國をもつて組織したが、翌十三日右小委員會はポルトガル招請問題を審議、ソ連の反對があり、結局、賛否同數で決定に至らなかつた。また、内部規定の審議は十五日重要問題の決定に際し三分の二多數決を

採用する件と委員会の用語に關する件とを除き、合意に達したが、三分の二多數決採用については、ソ連代表はこれによるべき問題の一覽表の作成方を提案したが、アメリカ代表はこれに反對した。用語の問題については、ソ連代表は一切の文書があらかじめロシア語に譯されるよう要求した。

第二會期は七月五日より十六日まで同地で開かれたが、マーシャル歐洲復興援助計畫をめぐる英佛兩國とソ連との論戦に終始し、各種委員會の設置を決定するに止まつた。なお、英佛兩國とソ連との論争の概要は次の通りである。

七日、イギリス代表は、英佛兩國がマーシャル提案にもとづく活動を本委員會に要請しなかつた理由は、本委員會において議論の對立を生じ、一致した活動が不可能となることをあらかじめ回避する爲であるとの説明を行い、パリ會議に招請を受けたすべての國家が、本委員會および國連全機構と緊密な連絡を保つことを希望するとのイギリス政府の希望を表明した。ついでフランス代表もこれに同意を表明した。これにたいしソ連代表ゾーリンは、六月末の英佛ソ三國パリ外相會議において英佛兩國政府はマーシャル計畫に關する具體的情報をえていたにもかかわらず、ソ連に通知しなかつたが、これは英佛兩國が國連のわく外に新しい機關を創設して、その支配的地位を獲得しようとして企圖していることを示すものに外ならないと非難した。翌八日および九日も同様の論戦が行われ、ソ連代表はソ連がパリ外相會議に招請される前、すでに歐洲復興計畫に關し英佛兩國は協定を遂げ、ソ連の背後で歐洲經濟を支配しようとして企圖したとの非難を繰返し、英佛兩代表はこれを猛烈に論駁した。また、十日、ソ連代表はドイツの經濟復興はドイツを分裂させてその民主主義の復興を妨げようとするある西方強國によつて阻害されていると述べ、また、對獨貿易問題に關しては、右委員會事務局に對獨管理理事會だけでなく各占領地區司令部ならびにベルリン各地區當局

との連絡を設定する權限を付與する決議極を排し、ドイツ經濟に關連する一切の問題は對獨管理理事會の權限に屬しているとの理由で、白ロシア、ポーランド、チェコスロヴァキア各代表とともに反對した。さらに、イギリス代表が本委員會においてドイツの爲替相場を決定するよう提案したのたいても、對獨管理理事會の權限であるとして反對し、いずれもソ連の主張が認められた。かくて、本委員會第二會期はソ連と英佛との對立のまま、十六日閉會した。

(4) アジア・極東經濟委員會(第十章第六節の参照)

本委員會は一九四七年三月十八日第四會期の理事會の決定によりソ、米、英、佛、中、インド、オーストラリア、オランダ、シヤム、フィリピン十カ國をもつて構成され、第一會期を六月十六日より二十五日まで上海において開催し、ソ連はアレクサンドル・ステチェンコを代表として送つた。初日、議長選舉にあたり、ソ連代表ステチェンコは議長候補をよく知らないとの理由で採決に反對し、選舉の延期を要求したが認められず、ソ連代表不参加のまま投票が行われ、中國代表蔣延黻が當選した。會議は手續問題の討議に終始し、委員會の權限および構成員の問題が焦點となつたが、前者については諮問機關的權限をもつて足るとす英、オーストラリア、佛、シヤムの各代表の意見にたいし、歐洲經濟委員會と同程度に廣泛な權限を賦與されるべきであるとするインド代表およびこれを支持するソ連代表の意見が對立し、後者については歐洲經濟委員會が歐洲諸國を網羅しているのに反し、本委員會に参加するアジア國家は四カ國(中、インド、フィリピン、シヤム)に過ぎないとて、インドネシア、越南、ビルマ、セイロン、マレー等五民族代表の参加を要求するインド代表の主張にたいして、ソ連代表は支持を與えてその他の諸國と論戦を交えた。かくて委員會は最後の結論をえるに至らず、全委員會の設立を可決して、その決定を理事會に提出させることとした。

なお、インドおよびソ連代表は全員委員会の性格を明確にするよう要求し、アメリカ代表との間に應酬が行われた。

全員委員会は七月十日より十七日までレイク・サクセスにおいて開かれ、非自治地域に票決権を持たないアソシエイト・メンバー（準加盟国）としての参加を認めることとなつた。

第一會期の委員会と全員委員会の決定に従い、アジア・極東經濟委員會第二會期は十一月二十四日より十二月七日までフィリピンのバギオにおいて開催された。同委員会はノージールランド、パキスタンの二カ國を加えて、構成國は十二カ國となつた。

第二日目の二十五日より資格、議事日程等に関して討議が行われたが、同日、アソシエイト・メンバー（準加盟國）の問題について、ソ連はイギリス植民地代表はイギリス政府により勝手に選出されたもので、非自治領の住民の代表とは見なし難いとして異議を唱えた（結局、シンガポール、マレー連合、ブルネイ、サラワク、北ボルネオを一體として委員を出し、その他ビルマ、セイロン、香港より委員を出すことが九對〇棄権一で承認された）。第三日目の二十六日には構成國の問題が討議され、越南の参加に關してソ佛兩國間に激論が交わされたが、決定を見るに至らなかつた。また、同日、クーデターによつて成立したシナム國新政府代表の資格に關し、アジアの主要米産國である同國代表の参加承認を主張するアメリカ提案にたいしてソ連代表は反対し、賛否相半したため決定は翌二十七日に持越されたが、ソ連は再び反対投票を行つた（シナム代表の資格は結局、八對一、棄権一で承認された）。同日、インドネシアの参加問題が採り上げられ、インドネシア共和國を準加盟國としようとするインド提案と、オランダ領東インドを準加盟國としようとするオランダ提案とが對立したが、十二月一日インド提案はソ連、フィリピン、パキス

タンの支持があつたにもかかわらず否決された。なお、これに關し、アメリカ代表は最初インドネシアを参加させる積りであつたがこの問題が政治問題化したためその参加を延期させることに決した旨言明した。

議事日程に關しては、ソ連代表ステチェンコは十一月二十三日バギオ到着の當日、記者團にたいして、安全保障理事會ならびに總會の懸案となつてゐる朝鮮問題を、委員會の議事日程に繰入れることに反対する旨を表明していたが、二十五日の會議において、朝鮮問題を議事日程より削除する提案、および東南アジア特別辨務官事務所との關係の審議を中止する提案を動議として提出した。この二つの動議は票決の結果いずれも却下された。

十二月に入るや、十一月二十五日決定を見た議事日程に従つて審議が行われたが、二日、極東における經濟開發に關して日鮮占領軍當局に諮問を發しようとするオーストラリア提案の票決に當り、ソ連だけが猛烈に反対した。四日委員會と東南アジア特別辨務官事務所との連絡を設置しようとする英國の提案にたいしては右事務所の廢止を主張するフィリピンとともにソ連は反対投票を行い、ついで、日本および朝鮮占領軍當局と情報交換の目的で交渉する權限を委員會事務局に與えようとするオーストラリア提案にたいしては、ソ連は近く朝鮮に人民政府が樹立されるから右提案は必要がないとして反対した。ソ連は五日、オーストラリア、セイロン、華、佛、インド、英六カ國の共同提案による、アジアの工業化促進を目的とする運營委員會設置案にも、反対を表明したが、最終日の六日に至つて事務局の報告が、日本はアジアの完製品の最も重要な供給源であるとの前提の下になされたことにたいし、中國とともに攻撃を行い、最後の波瀾を捲き起した。

㊤ 國際人權憲章暫定起草分科委員會

本委員会は社會委員會一九四七年三月二十三日の決定により、ソ連を含む八國代表により構成されているが、その第一會期は六月九日より十七日まで開かれ、十四日の會議において、ソ連代表は『日本政府はファシストの活動に眼を閉じており、舊日本軍閥は未だ勢力を有している』と非難した。第二會期は十二月二日より十七日までジュネーヴにおいて開かれたが、議長エリノア・ルズヴェルト夫人（アメリカ代表）の提案した國際人權憲章にたいし、イギリス代表は法的拘束力をもつ條約として作成することを主張したのにたいし、ソ連側はアメリカ代表とともに右憲章を條約とするか、または、單なる道徳的拘束力を持つにすぎない宣言にするかは總會の決定するべき問題であり、本委員会はこれに關しなんらの権限も有しないと主張した。また、十二月、ソ連代表ポリーツフは民族的差別、宗教的差別、國家間の憎惡を煽動する宣傳を刑事上の犯罪とするよう提案したが、アメリカ代表は言論の自由を抑壓するおそれがあるとして反対し、票決の結果、右ソ連案は否決され、十七日右人權宣言が十三對〇棄權四（ソ連、ウクライナ、白ロシア、ユーゴスラヴィア）で可決された。なお、票決後ソ連代表部は今回可決の人權宣言および憲章は不徹底なものであり、賛成できないので近くソ連側の決議案を提出する意向であると説明した。

(2) 報道および出版の自由に關する分科委員會

本委員会は人權委員會一九四七年一月二十九日の決定によりソ連を含む、代表七名によつて構成されているが、五月十九日よりレイク・サクセスに開かれた第二回會議において、まず、アメリカ代表が國連非加盟國には票決権を與えないことを提案したのにたいし、ソ連代表ロマーキンは二十三日、完全な票決権を付與するよう主張して容れられ、ついで、二十四日檢閲制度廢止の項を一九四八年に開かれるべき國際會議の議題より除外するよう主張した。しかし、

委員會はソ連の右提案を九對一で否決し、一國政府の恣意による外國特派員の國外追放と國際ニュースの蒐集行為にたいする差別的課税を非難する決議をした。また、チェコスロヴァキア代表は六月二日、國連當局は世界の新聞に掲載するような報道にたいして被害者が提出する抗議を受理するべきであると提案した。これにたいしアメリカ代表は、相互の悪感情を増大させるだけであると反対し、結局、右チェコ提案は否決された。

(3) 差別防止および少数民族保護分科委員會

人權委員會所屬の本分科委員會はソ連を含む十二カ國代表をもつて構成されているが、十一月二十四日より十二月十日までジュネーヴにおいて開かれた。右會議の討議において、ソ連は十二月四日、アメリカ國內における黑人にたいする差別待遇を調査する提案および植民地の原住民にたいする差別待遇を調査する委員會設置の提案を行い、九日には民族的宗教的憎惡の唱道を犯罪として所罰する提案をする等本委員會においても西歐諸國の攻撃を行つたが、いずれも否決された。

第十一章 信託統治理事會

本理事會は國連六機關（總會、安全保障理事會、經濟社會理事會、信託統治理事會、國際司法裁判所、國連事務局）中最も後れて、第一回後期總會（四六・一二・一四）で正式に成立した。本理事會の任務は憲章第十二章國際信託統治制度に規定されているが、本理事會成立運延の理由は非自治地域ないし舊敵國の領土處分問題に關して、各國

が當初その態度を明確にしていなかつたことおよび後に至つて大國間に意見が分れたことにある。

周知のように、ソ連はソヴェト政權確立以來、非自治民族の即時獨立を標榜しており、また植民地を保有しない中國は別の觀點から委任統治制の存続に反對の態度を表明したのにたいし、植民地保有國たる英、佛、白、和等は委任統治制の存続を固執して、信託統治制の實施を流る態度を示していた。この間建國以來平和主義を堅持してきたアメリカにおいては大西洋憲章(四一・八・一四)およびカイロ宣言(四三・一一・二七)を主唱した経緯もあつて、戦後トルーマン大統領は一九四五年十月二十七日の海軍記念日に『領土擴張を求めない』旨聲明したが、他方、太平洋における基地領有問題をめぐつて政府内部において意見が分れた。このような大國の態度にかんがみ、既述のように、戦争中作成されたダンバートン・オークス案は信託統治制の問題についてはなんら觸れるところがなかつた。その後、日獨の敗退の見透が生ずるに至つてクリミア會談(一九四五年二月)で始めて右問題が審議され、ようやくその原則が決定された。しかし、サンフランシスコ會議においてはアメリカ國內における意見の相違を反映して、信託統治制實施地域の確定ならびに右制度の内容等具體的問題が解決されなかつたため、また第一回前期總會においては戰略地區ならびに非戰略地區の區分問題をめぐつて、各國の主張が區々に分れたため、本理事會組織の問題は第一回後期總會に持ち越された。この間ようやく、ソ連の非協力態度にたいする列國の不満が表面化するに至つたので、これを緩和するためソ連は右問題の審議に當り、本理事會においては拒否權を主張しない旨を聲明したが、これにより右問題は前述のように急轉直下解決するに至つた。

しかし、ソ連は植民地問題については經濟社會理事會その他で發言する機會もあり、また植民地を保有しないだけ

でなく、拒否權をも放棄したので、本理事會にたいする態度は極めて消極的で、第一會期(一九四七年三月二十六日—四月二十八日)および第二會期(十一月二十日—十二月十七日)のいずれにも代表を送らなかつた。

第十二章 國連關係諸機關とソ連側諸國

第一節 概 説

前述のように、經濟社會理事會の擔當事項は、社會、經濟、文化等の諸分野にわたつており、従つてそれは多様かつ複雑を極めている。國連は右のような事項の處理のため、各種の政府、非政府機關と協定を結んで、經濟社會理事會の指導の下に協力させている。しかし右の諸機關は各國政府間の協定により成立したものであるか、あるいは國際的、もしくは國內的民間團體であり、右諸機關の加入条件もしくは資格は個々の機關により異なる。従つてソ連およびその影響の下に立つ東歐諸國がこれら諸機關にたいして採る態度も種々の事情より一定しておらず、参加狀況は區々である。

(註 本章に關する限り、資料不足のため明確をかく點が極めて多い)

第二節 専門機關

専門機關は各國政府間の合意によつて設置され、國連と締結した協定によつて國連と提携する機關である。ソ連は

この種機關（戰前より存在していた國際労働機關、萬國郵便連合、國際電氣通信連合は例外）の創設問題を討議する會議には代表を送り、一應協力したが、米英その他の諸國との見解の相違が明瞭となるや、政治問題を伴うおそれのない純技術的事項を取扱う機關は別として、あるいは協定調印を拒否し、あるいは調印後批准を引延ばしている。しかし、専門機關に關する限り、東歐諸國はそれぞれの立場より必ずしもソ連と歩調を一にしていない。

(1) 聯合國食糧農業機關 FAO

ソ連は一九四三年五月十八日ホット・スプリングスに開かれた聯合國食糧會議に参加したが、戦後、右機構の憲章作成を目的として一九四五年十月ケベックに開かれた世界食糧農業會議第一回總會では右機構の組織を検討するためには時間を要し、かつ農産物および農業原料の大生産者であるソ連の各構成共和國と協議する要があるとの理由で同月二十九日オプザーヴァーだけを殘して代表を引揚げた。その後ソ連は各國の國內政治にたいする干渉をもたらすにすぎないとの理由で右機構に反對を表明、一九四六年五月二十二日より二十七日に至る六日間本機關招請の下にワシントンにおいて開かれた國際緊急食糧會議にユーゴとともに缺席し、以來、本機構の會議または本機關主催の各種國際會議には参加していない。

なお、東歐諸國中チェコスロヴァキア、ポーランド、ユーゴスラヴィア、ハンガリーおよびフィンランド（右機構第三回總會——四七・八・二五——九・一三・ジュネーヴで加入承認）は本機構の加盟國である。

なお、本機關主催の各會議におけるソ連側諸國の参加状況は次の通りである（ただし、資料不足のため、判明したものだけ列記した）。

(2) 聯合國食糧農業機關總會

第一回總會（ケベック、四五年十月）

ソ連代表引揚

第二回總會（コペンハーゲン・四六・九・二——九・一三）

参加、チェコスロヴァキア、ポーランド、ユーゴスラヴィア、ハンガリー

オプザーヴァー派遣、フィンランド

第三回總會（ジュネーヴ、四七・八・二五——九・一三）

参加、チェコスロヴァキア、ポーランド、ハンガリー

不参加、ソ連

不参加、ソ連、ユーゴスラヴィア、

オプザーヴァー派遣、ルーマニア

(3) 國際緊急食糧理事會總會

第一回總會（ワシントン、四六・五・二二——五・二七）

不参加、ソ連

第二回總會（ワシントン、四六・一〇・一四——一〇・二五）

参加、チェコスロヴァキア、フィンランド

不参加、ソ連

第三回總會 (ワシントン、四七・一・三〇)

第四回總會 (ワシントン、四七・五・二六—六・二六)

第五回總會 (ワシントン、四七・一〇・二七—一〇・二九) については不明。

⑤ 世界食糧局設置準備委員會

第一回總會 (ワシントン、四六・一〇・二八—四七・一・二〇)

参加 チェコスロヴァキア、ポーランド

不参加 ソ連

第二回總會 (ジネネーヴ、四七・八・二五)

不参加 ソ連

⑥ 國際緊急會議 (パリ、四七・七・九—七・一二)

不参加 ソ連

⑦ 國際木材會議 (ブラーグ、四七・四・二八—五・一一)

参加 チェコスロヴァキア、ポーランド、ユーゴスラヴィア、ハンガリー、ルーマニア、フィンランド

⑧ 國際小麥理事會 (ワシントン、四七・一・一五)

不参加 ソ連、ユーゴスラヴィア

⑨ 聯合國教育科學文化機關 (UNESCO)

ソ連は一九四二年十月ロンドンに開かれた歐洲各國亡命政府の文相會議にオブザーヴァーを送っていたが、イギリスの主催の下に一九四五年十一月一日ロンドンに開かれた聯合國教育文化會議に参加を拒否(ソ連は右會議の招請は經濟社會理事會が行うべきであつてイギリスには招請する權限なしとの理由で右會議開催の延期方を申入れ、容れられなかつたことによる)して以來、加盟するに至つていない。なお、東歐諸國中からチェコスロヴァキア、ポーランドおよびハンガリー(四七・七・二一、經濟社會理事會第五會期において加入承認を受け、四七・一・八 UNESC O 第二回總會において正式加盟承認を得た)の三國である。

3. 國際労働機關 (ILO)

ソ連は國際連盟の機關であつた本機關に加盟してないばかりでなく、經濟社會理事會において右機關が資本家の利益を擁護するものであるとの非難を浴せている。東歐諸國中ユーゴスラヴィアは一九四七年七月七日脱退し、現在加入しているのはポーランド、チェコスロヴァキア、ハンガリー、フィンランド、ブルガリア、アルバニアである。

なお、本機關主催の各會議における東歐國の参加狀況は次の通りである。

① 國際海事會議(四六・六・六—一六・二九、シヤトルにおいて)、フィンランド、ポーランド、ユーゴスラヴィア

参加

② 織物産業委員會(四六・一一・一四—一一・二二、ブラッセルにおいて)、チェコスロヴァキア、ポーランド参加

加

(4) 國際民間航空機關 (ICAO)

一四六

ソ連は一九四四年十一月一日シカゴに開かれた民間航空會議に非友好國であるポルトガル、スペイン、スイスが招請されたことを理由として参加を拒否して以來、『航空は各國の主權および安全と微妙な關係を有する』にかんがみ、右機關に加盟していない。なお、東歐諸國中からはチェコスロヴァキアおよびポーランドの二カ國が加盟している。

(5) 國際復興開發銀行 (IBRD)

戦後の貿易に一應關心を抱いたソ連はブレトン・ウッズ協定の作成に當つた一九四四年七月一日の聯合國通貨金融會議にエム・エス・ステパノフ(外國貿易人民委員代理)、エヌ・エフ・チェチウロ(國立銀行)、ベ・ア・マレーチン(財務人民委員部)を派遣したが、右銀行が資本主義的性格をもつていとなし、一九四六年三月九日の各國委員會議以來、單にオブザーヴァを派遣するに止まり、右協定の批准をまだ了つていない。

なお、東歐諸國中右銀行に加入しているのはチェコスロヴァキア、ポーランド、ユーゴスラヴィアの三國であるが、フィンランドは加入申請中である。

(6) 國際通貨基金 (IMF)

ソ連は前記ブレトン・ウッズ協定の原署名國であるが、まだ批准を行つていないで、別項國際復興開發銀行にたいすると同様の態度を採り、右基金に關する會議にはオブザーヴァを送つてゐるに過ぎない。

なお、東歐諸國中、右基金に加入しているのはチェコスロヴァキア、ポーランド、ユーゴスラヴィアの三國であり、フィンランドは加入申請中である。

(7) 世界保健機關 (WHO)

一九四六年二月國連總會において右機關の設定が決定されたが、ソ連はウクライナ、ユーゴスラヴィアとともに同年六月十九日よりニューヨークに開かれた創立會議に参加、同年七月二十三日憲章に署名した。

なお、國際公衆保健局恒久委員會會議(パリ、四六・一〇・二三—一〇・三一)には東歐諸國中よりポーランド、ブルガリア、ルーマニアが参加している。

(8) 國際難民救濟機關 (IRO)

本機關は一九四六年十二月十五日總會においてその設置が決定されたが、その際ソ連側諸國は難民の定義に關して米英その他の諸國と見解を異にして右決定に反對し、従つて本機關に加入していない。

(9) 國際貿易機關 (ITO)

右機關をもつて米英兩國が弱小諸國の犠牲において通商交渉により利益をえる手段に過ぎないとの見解を有するソ連は一九四四年十一月十日ニューヨークにおける聯合國通商會議に對してすでに参加を拒否し、オブザーヴァを送るに止めたが、その後世界貿易豫備會議(ロンドン四六・一〇・一五—一一・二六)、世界貿易雇用豫備會議(ジュネーヴ、四七・四・一〇—一一・三)ならびに世界貿易雇用會議(ハヴァナ、四七・一一・二二開會)にはなんら代表をも送つていない。

なお、東歐諸國中チェコスロヴァキアはロンドン、ジュネーヴ、ハヴァナにおける各會議に代表を送り、ポーランドはハヴァナ會議にだけ代表を送つてゐる。

(10) 萬國郵便連合および國際電氣通信連合

第四回國際電氣通信會議（アトランティック・シテイ、四七・五・一五——一〇・二）にはソ連、ウクライナ、白ロシアはそれぞれフォトウメンコ（通信大臣代理）、ゴロヴニン（キエフ中央無電局長）、コスチュシコ（ミンスク中央無電局長）を派遣しており、また、一九四七年七月五日のバリー萬國郵便條約にも東歐諸國とともに署名している。

第三節 非政府専門機關

非政府機關は經濟社會理事會がその権限内の事項に付諮問するため協定を締結した國際および國內團體である。従つて前述の専門機關に比し、さらに資料に乏しくソ連側諸國の参加状況も判明しないが、本節ではソ連が最も重要視して全面的支持を與えている世界労働組合連盟についてだけ述べる（第三節、第一章、第五節参照）。

ソ連は戦時中以來各國労働組合の世界的規模における新たな統合を希望していたが、一九四四年十月ロンドンに開かれた英ソ労働組合委員第四回會期における決定にもつき、一九四五年にロンドンに開かれた世界労働組合會議は世界労働組合連盟の結成を決議し、その創立大會は同年九月二十六日から十月五日までバリーに開かれた。

組合員二千八百萬を擁するソ連労働組合は一九四五年十月三日正式に成立した本連盟においては大會の票決権二〇八票を有し、執行委員全委員二十二名中三名を出し、副議長を占め、その發言權は他のいずれの加盟組合よりも大である。従つて、ソ連は本連盟の國連参加問題につき熱烈な支持を與え、その權威の強化を圖つた（第四章、第四節の第五章、第三節の参照）。

また本連盟は反ファシズム闘争を主要課題としており、これと関連ある國際問題に關してしばしば決議を行つてい

第四節 専門機關でない非政府機關

右機關は戦時中の緊急機關である性質を持ち、一九四七年度には解消しているが、ソ連側諸國の態度は左の通り。

(1) 連合國復興救済機關、UNRRA本機關はルーズヴェルト大統領の提唱により開かれた反樞軸救済復興會議（カシマス・シテイ、四三・一・九——一・三〇）により設立されたものであるが、その理事會は一九四六年末までに六回の會合を持つた（第六回理事會は一九四七年六月三十日まで最終理事會である第七回理事會の開催を決議したが、第七回理事會については開催の有無その他一切不明である）。

第一回第三回の兩理事會については資料なきため不明瞭であるが、第二回理事會（モンテリオール、四四・九・一七）ではソ連代表セルゲエフ（外國貿易人民委員代理）はバルカン、ポーランドを完全に自己の勢力範圍と看做すとの態度を始めて表明した、第四回理事會（アトランテック、シテイ、四六・三・一五）においてはソ連代表フェオノフは米英加三國よりなる合同食糧局がドイツ軍の犠牲となつた諸國の救済を差置き、中立國ないし舊樞軸國に有利な割當を行つてゐるとの非難を行つた後、ポーランドをアンラ政策委員會の成員とし、アルバニアをアンラ加盟國とするよう提案したが否決された。また、アメリカ代表が三月二十六日占領地域における食糧現地調達の制限方を提案するや、ソ連代表はポーランド、ユーゴスラヴィア兩國代表と共に投票を拒否した。第五回理事會（ジネネーヴ、四六・

八・五―八・一六)において、アメリカ側はアンラ被救済國がアメリカによる救済の役割を國民に秘匿していることを不満とし、かつ戦後の救済事業を國際復興開發銀行および國際通貨基金の活動に委ねることを希望したが、ソ連代表フェオノフはアンラ以外の國際機關はアンラの食糧救済その他の計畫を運営する經驗ある職員を缺いていることを理由にスロヴァキア、ポーランド、ユーゴスラヴィアその他の諸國と共に四七年度におけるアンラ活動の繼續を要請した。また第六回理事會(ワシントン、四六・一二・一〇―一二・一三)においては救済基金殘高の使途に關し、アメリカはオーストリア、ギリシャ等に、ソ連はユーゴスラヴィア、ポーランド、チェコスロヴァキア、白ロシア等に振向けるよう主張して對立したが、結局、狀況に應じて配分の變更を認めることに落着した。

なお、歐州におけるアンラの活動は一九四七年六月三十日をもつて打切りとなつた。

(4) 避難民連合國政府委員會。本委員會は戦時中以來連合國政府間に設置され、第六回總會(ロンドン、四六・一二・一六―一二・二〇)にはチェコスロヴァキア、ポーランドが参加したが、國際難民救済機關の設置と共に解消した。

付 録

- 一、一九四三年十月モスクワ三國外相會議におけるソ連代表顔ぶれ、
- ヴェ・エム・モロトフ 外務人民委員 首席代表
 カ・イェ・ヴォロシロフ 元帥

- ア・ヤ・ヴィシンスキー 外務人民委員代理
 エム・エム・リトヴィノフ 外務人民委員代理
 ヴェ・ア・セルゲエフ 外國貿易人民委員代理
 ア・ア・グリズロフ 陸軍少將 (赤軍參謀本部)
 ゲ・エフ・サクシン (外務人民委員部)
- 二、ダンバートン・オクス、ソ米英三國會談におけるソ連代表部顔ぶれ、
- ア・ア・グロムイコ 駐米大使 首席代表
 ア・ア・ソーボレフ 一級公使
 エス・カ・ツアラプキン アメリカ局長
 カ・カ・ロディオノフ 海軍少將
 エス・ヴェ・スラヴィン 陸軍少將
 エヌ・ア・ゴルンスキー 教 授
 エス・ベ・クリイロフ 教 授
 ゲ・ゲ・ドルビン 前駐日一等書記官
 エム・エム・ユニン 隨 員
 ベレヂコフ 隨 員

三、ヤルタ(クリミヤ)會談におけるソ連代表部顔ぶれ、

- イ・ヴェ・スターリン
- 外務人民委員
- ヴエ・エム・モロトフ
- 海軍人民委員
- エス・ゲ・クズネツォフ
- 赤軍參謀次長、上級大將
- ア・イ・アントーノフ
- 外務人民委員代理
- ア・ヤ・ヴィシンスキ
- 同 右
- イ・エム・マイスキ
- 航空元帥
- エス・ア・フデャコフ
- 駐英大使
- エフ・デ・グーセフ
- 駐米大使
- ア・ア・グロムイコ

四、サンフランシスコ會議におけるソ連側諸國代表部顔ぶれ、

ソ連代表部

- 外務人民委員 (四五・四・一五決定)
- 駐米大使 (四五・三・二九發表)
- 公 使 ()
- 公 使 ()
- 公 使 ()

- ア・ワシリエフ 陸軍中將 ()
- カ・カ・ロディオノフ 海軍少將 ()
- エス・ア・ゴルンスキ 教 授 ()
- エス・ベ・クルイロフ 教 授 ()
- ヴエ・ヴェ・クズネツォフ 全連邦職業組合中央評議會議長 (四五・四・一七發表)
- ア・イ・ラヴレンティエフ ロシア共和國外務人民委員 (四五・四・一七發表)
- ウクライナ共和國代表 共和國外務人民委員
- デ・ゼ・マヌイリスキ 共和國外務人民委員
- 白ロシア共和國代表 共和國外務人民委員
- クジマ・キセレフ 共和國外務人民委員
- チェコスロヴァキア代表 外務大臣
- ヤン・マサリック 外務大臣
- ユーゴスラヴィア代表 外務大臣
- イワン・シュバシチ 外務大臣

五、國連第一回前期總會におけるソ連側諸國代表部顔ぶれ

ソ連代表部

ア・ヤ・ヴィンスキ

外務人民委員代理、首席代表

ア・ア・グロムイコ

駐米大使

エフ・テ・グーセフ

駐英大使

ヴェ・ヴェ・クツネツォフ

全連邦職業組合中央評議會議長

④ ウクライナ代表

デ・ゼ・マヌイリスキー外相

⑤ 白ロシア代表

クジマ・キセレフ外相

⑥ ポーランド代表

コンデルスキー

⑦ チェコスロヴァキア代表

ヤン・マサリック外相

⑧ ユーゴスラヴィア代表

六、國連特別總會におけるソ連代表 グロムイコ

七、國連第一回後期總會におけるソ連側諸國代表部顔ぶれ

⑨ ソ連代表部

ヴェ・エム・モロトフ

外務大臣、首席代表

ア・ヤ・ヴィンスキ

外務次官

ア・ア・グロムイコ

安全保障理事會常任代表

エフ・テ・グーセフ

外務次官

エヌ・ノヴィコフ

駐米大使

⑩ ウクライナ代表

デ・ゼ・マヌイリスキー外相

⑪ 白ロシア代表

クジマ・キセレフ外相

⑫ ポーランド代表

ヴィンツェント・ルチモフスキー

⑬ チェコスロヴァキア代表

ヤン・マサリック外相

⑭ ユーゴスラヴィア代表

スタノエ・シミチ外相

八、國連第二回總會におけるソ連側諸國代表部顔ぶれ

⑯ ソ連代表部

ア・ヤ・ヴィンスキ

外相第一代理、首席代表

ア・ア・グロムイコ

安全保障理事會常任代表

ヴェ・ア・ゾーリン

チェコスロヴァキア駐さつ大使

カ・カ・ロディオノフ

前ギリシヤ駐さつ大使

エス・カ・ツアラプキン

公使、元極東部長

ヴェ・イェ・シュテイン

大使

ヴェ・エス・ドウルドネフスキー

授

ア・ア・アルチュニヤン

参事官

参事官

ア・ア・ローシチン

同共和国大臣會議々長代理兼外務大臣、首席代表

デ・ゼ・マヌイリスキー

ア・デ・ヴォイナ

エス・ベ・デムチエンコ

カ・ヴェ・キーセレフ

ヴエ・ヴェ・スコロボガートイ

ヴエ・ベ・スモリヤル

エリ・イ・カミンスキー

同共和国大臣會議々長代理兼外務大臣、首席代表

（ウ）ポーランド代表團

ゼ・モゼレフスキー

オ・ランゲ

（オ）ユーゴスラヴィア代表團

エス・シミチ

（ク）チェコスロヴァキア代表團

外務大臣、首席代表

安全保障理事會常任代表

外務大臣、首席代表

ヤン・マサリック

外務大臣、首席代表

九、國連第二回總會各委員會擔任ソ連側諸國代表者名

（ウ）ソ連

第一（政治・安全保障）委員會

グロムイコ

第二（經濟・財政）委員會

ヴァインスキー

第三（社會・人道・文化）委員會

アルチュニヤン

第四（信託統治）委員會

ゾーリン

第五（行政・豫算）委員會

シュティン

第六（法規）委員會

ツアラブキン

パレスチナ委員會

ローシチン

（ウ）白ロシア共和國

第一委員會

キーセレフ

第二委員會

シュムイゴフ

スモリヤル

- 第三" カミンスキー
 - 第四" シュムイゴフ
 - 第五" 不明
 - 第六" デチコ
- ウクライナ共和国
- 第一委員会 マヌイリスキー
 - ガラガン
 - 第二" 不明
 - 第三" デムチュンコ
 - 第四" ヴォイナ
 - 第五" 不明
 - 第六" コヴァレンコ

- ポーランド
- 第一委員会 ランゲ
 - 第二" ランゲ
 - 第三" ブルシンスキー

- 第四" 不明
- 第五" 不明
- 第六" 不明

なお、ランゲ代表は第三委員会委員長であつた。

- パレスチナ委員会
- ブルシンスキー

- チエコスロヴァキア
- 第一委員会 マサリック 第四"
 - 第二委員会 スラヴィク 第五"
 - 第三" ハナク 第六"
 - (副委員長) モカニノヴァ女史
 - 不明

- パレスチナ委員会
- 不明

- ユーゴスラヴィア
- 第一委員会 コサノヴィチ
 - ペブレル
 - ボボヴィチ
 - マティチ
 - 第二" 不明
 - 第四" 不明

第三"

マッテス

第五"

副委員長 ヴィリアン

リブニカル

第六"

シミチ

パレスチナ委員会

シミチ

ギリシヤ問題の討議に出席したブルガリア代表者名

メヴォラ

同アルバニア代表者名

ハバ

十、ソ連側諸國の國連憲章の批准および批准書寄託の年月日

國連憲章は一九四五年六月二十六日サンフランシスコ會議參加國四十九カ國の署名をへて、原締盟國五十一カ國中過半数の批准書寄託により十月二十四日發効した。ソ連ブロックの批准ならびに寄託の日はつぎの通りである。

國名	批准年月日	寄託年月日	寄託順位
ユーゴスラヴィア	四五・八・二四	四五・一〇・一九	二一
チェコスロヴァキア	四五・九・一九	四五・一〇・一九	二二
ポーランド	四五・一〇・一五	四五・一〇・二四	二六
ウクライナ	四五・八・二二	四五・一〇・二四	二七
白ロシア	四五・八・二〇	四五・一〇・二四	二八
ソ連	四五・八・二〇	四五・一〇・二四	二九

十一、國連および關係各機關におけるソ連側諸國の參加狀況表

國名	國連	安全理事會	經濟理事會	信託統治理事會	聯合國糧食及農業機關	國際勞工機關	聯合國科學文化機關	國際民間航空機關	國際復興開發銀行	國際貨金委員會	世界保健機關(中)委員會	國際貿易會議(世界)
ソ連	○	○	○	○					△	△	△	
白ロシア	○											
ウクライナ	○	○	○								△	
ポーランド	○	□	○									
チェコスロヴァキア	○		□		○	○						○
ユーゴスラヴィア	○		□		○	○					△	
アルバニア					○	○						
ブルガリア						○						
ルーマニア												
ハンガリ					○	○						
フィンランド					○	○						

○ 現加盟國または現理事國 □ 舊加盟國または舊理事國 △ 協定または憲章に調印したが、未だ批准していない國
國際難民救濟機關にはソ連側諸國はいずれも加入していない。

第一篇 一般外交

第一章 講和問題にたいするソ連の態度

(外相會議および歐州平和會議)

第一節 概説

戦後最初の講和問題として伊羅洪勃芬五カ國との講和條約がとり上げられた。本條約は三回にわたる外相會議によつて大體の成案をえ、ついで二十一カ國参加の下に開催された歐州平和會議において關係諸國の意見を徴した上、さらに第四回外相會議においてこれらの意見をしんしやくして検討を加え、最終的審議を了した。かくて、五カ國講和條約は歐州における戦争終了後一年九カ月をへた一九四七年二月十日調印を見、同年八月二十九日ソ連の批准を最後

として効力を發生するに至つた。しかして講和條約の調印を見るまでには、ロンドン外相會議開始以來十五カ月に及んだ。その間ソ連と米英との間には多くの問題をめぐつて利害が相對立して、幾多の波瀾を捲き起したが、迂余曲折の末辛うじて妥結を見た。

しかるに次に採り上げられた獨逸兩國との講和條約は一九四七年三月より二回にわたる外相會議において討議を重ねたが、この頃に至つては愈々激化した米ソの對立は歐州の東西兩ブロックへの分裂を誘致しようとするに至つた。このような國際情勢下にあつて、兩會議を通じ、重要問題に關してはなんら妥結を見るに至らず、一九四七年十二月次回會議の開催期日をさえ決定することなく閉會され、講和の前途に暗影を投げかけた。

以下これらの會議における講和條約ならびに戦後處理問題に對するソ連の態度を概観することとする。
ちなみに、これら諸會議の開催期日、開催地および参加國を列擧すれば左の通りである。

第一回外相會議 開催期間 一九四五年九月十一日—十月二日

開催地 ロンドン

参加者 米英ソ佛華五國外相

第二回外相會議 開催期間 一九四五年十二月十六日—十二月二十六日

開催地 モスクワ

参加者 米英ソ三國外相

第三回外相會議 開催期間 一九四六年四月二十五日—五月十六日
一九四六年六月十五日—七月二十一日

歐洲平和會議

開催地 パリ
 参加者 米英ソ佛四國外相
 開催期間 一九四六年七月二十九日—十月十五日
 開催地 パリ
 参加國 米、英、ソ連、佛、中國、濠洲、ベルギー、白ロシア、ブラジル、ギリシヤ、オランダ、印度、カナダ、ニュージーランド、ノールウェイ、ポーランド、ウクライナ、チェコスロヴァキア、エチオピア、ユーゴスラヴィア、南阿連邦の二十一カ國

第四回外相會議

開催期間 一九四六年十一月四日—十二月十二日
 開催地 ニューヨーク

第五回外相會議

参加者 米英ソ佛四國外相（フランスは外務次官が代理）
 開催期間 一九四七年三月十日—四月二十四日
 開催地 モスクワ

第六回外相會議

開催期間 一九四七年十一月二十五日—十二月十五日
 開催地 ロンドン
 参加者 米英ソ佛四國外相

第二節 第一回外相會議

伊洪羅勃芬の舊樞軸五カ國との平和條約を審議する第一回外相會議は、講和問題に關する戦後最初の會議として世界の視聽を集めたが、同會議において歐洲問題にたいするソ連の見解は英米のそれと根本的に對立していることが判明早くも世界平和の前途多難なことを思わせた。主要問題にたいするソ連の態度は左の通りであつた。

(一) 對イタリア講和問題

ソ連は、(a)ヴェネチア・ジュリア地方のユーゴスラヴィアへの歸屬、(b)トリポリおよびエリトリアにたいするソ連の信託統治、(c)ドデカネス諸島における基地を要求し、地中海方面への進出企圖を思わせた。イギリスはトリエストを自由港とし國際管理下におくことを條件として(1)に同意した以外、ソ連の要求を全面的に却け、アメリカはイタリアのアフリカ植民地にたいする聯合國共同信託統治を提案したが、ソ連は單獨統治を強硬に主張した。またソ連は對俄賠償六億ドルを要求したが、アメリカはそのような巨額の賠償は結局同國の對伊救済資金が賠償に當てられる結果となることを理由に反對した。

(二) 講和條約の手續問題

(1)ソ連は羅勃兩國との講和條約は現政府と締結方を主張したが、米英はこれら兩政府はヤルタ會談にもとづく民主的政府でないとして主張し反對し、(2)ソ連はポツダム協定の條項を楯に、平和條約の締結討議および表決には休戰條約調印國だけ参加するべきであると主張し、すなわち、バルカン諸國にたいしては佛華兩國を、またフィンランドにた

いしては米佛華三國を除去することを主張した。

(三) 歐洲水路問題

米英がドナウ、ライン、シエルドおよびキールの國際管理を主張したのたいたし、ソ連は占領軍による地方別管理を主張した。

(四) 對日問題

ソ連は米英ソ華四國よりなる日本管理委員會の設置方を提案したが、アメリカは本會議の議題外として審議することを拒否した。

第三節 第二回外相會議

第二回外相會議はヤルタ協定にもとづく三國外相會議の形式をとり佛華兩國を除外して開催された。本會議の開催中スターリンは米英外相との個別的會談により會議の進捗に努め、また米英も互譲の精神を發揮した結果、本會議においては幾多の問題につき意見の一致を見た。その主なるものは、講和條約締結の手續に關し、(1)休戰條約調印國だけが講和條約の起草に參割すること、すなわち、イタリアに關しては米英ソ佛四國外相が、ルーマニア、ブルガリア、ハンガリー三國に關しては米英ソ三國外相が、また、フィンランドに關しては英ソ兩國外相が講和條約を起草すること、(2)これら諸國との講和條約起草の準備完了後遅くも一九四六年五月一日までに歐洲平和會議を召集する。右會議には米英ソ佛華五カ國のほか相當の軍事力を使用してヨーロッパにおける諸敵國にたいし積極的に戰爭を行った連合國、すなわち、オーストラリア、ベルギー、白ロシア、ブラジル、カナダ、チェコスロヴァキア、エチオピア、ギリ

シャ、インド、ニュージーランド、ノールエイ、ポーランド、南阿連邦、ユーゴスラヴィア、オランダおよびウクライナの十六カ國を招請すること、(3)ルーマニアにたいしては米英ソ三國委員よりなる代表團を現地に派遣し、かつ農民、自由兩黨代表各一名を現政府に参加させるよう助言する、また、ブルガリアの祖國戰線政府にたいしてはソ連政府の責任において同戰線外の民主主義グループより代表者二名を入閣させるよう助言すること、等であつて、右のほか、(4)極東委員會および日本管理々事會の設置、(5)朝鮮問題に關する米ソ共同委員會の設置、(6)中國にたいする内政不干涉政策の再確認および華北より米軍の滿州よりソ軍の撤退、(7)原子力管理特別委員會の設置方國連總會に提案すること等についても意見の一致を見た。

第四節 第三回外相會議

モスクワ外相會議の決定にもとづき歐洲平和會議は一九四六年五月一日までに開催される豫定であつたが、外相代表會議において意見對立の結果準備が整わず、右期日に平和會議を開催することは不可能とみられるに至つたため、米國務長官バーンズの提案により舊樞軸五カ國との講和條約草案完成の目的をもつて第三回外相會議が四月二十五日開催された。同會議の前半におけるソ連の態度は大要左の通りであつた。

(一) 講和條約手續問題

ソ連はロンドン外相會議以來固執していた態度を改め、四カ國代表が伊羅勃洪芬五カ國との講和條約の討議に参加することに同意した。

(二) 對イタリア講和條約

(イ) ソ連はイタリアの對ソ賠償額を一億一億ドル(ユーゴスラヴィア、アルバニアおよびギリシャに對する賠償額は未決定)と定めることに同意したが、その際生産物を賠償の対象とすることを主張した。なお、アメリカが艦艇をもつて一部賠償の支拂に當てることを提案したが、ソ連は右は戦利品と見なすべきであると主張して反對した。(ロ) イタリア海軍の艦艇は同國に若干これを残し、ユーゴ、ギリシャ兩國の要求分を除いた残餘の艦艇を米英ソ佛四國に等分に分配することに意見の一致を見た。(ハ) 國境問題中(a)伊埃兩國の國境に關しては、南チロル地方をイタリアに與えること、(b)佛伊兩國の國境に關しては、アオスタ地方の一部をフランスに與えること、(c)イタリア、ユーゴ間の國境に關しては、ダルマチア諸島およびペラゴサ島をユーゴに與えること(非軍事化およびイタリアの漁業權保護を條件とする)に同意を見た。しかし、トリエスト問題はソ連の提案により、イ、ユ兩國代表を會議に招致し兩國の意見を聽取することとなつたが、ソ連はトリエストを含む全イタリア半島を要求するユーゴの立場を支持し、米英佛三國はトリエスト港およびその背後地域を保持しようとするイタリアの主張を、同港を國際化することを條件として支持し、意見が對立した。アメリカは妥協案として双方の主張する國境線の間にある地帯において人民投票を行い歸屬を決することを提案したが、ソ連は人民投票を行う場合にはヴェネチア・ジュリア地方全體の歸屬に關し行ふことを主張し、トリエスト問題は解決するに至らなかつた。(ニ) イタリア植民地處理問題に關し、ソ連はトリポリタニアの單獨信託統治を要求したが、その後讓歩しトリポリタニアを含むアフリカにおけるイタリア植民地全部を國際連合の信託統治に移すとともに、イタリア自身をしてその行政に當らせようとするフランス案を認めた。しかるに、イギリス

がトリポリタニアおよびキレナイカの獨立、エリトリアおよびイタリア領ソマリランドの英領ソマリランドへの併合を要求したため問題は紛糾し、本問題は解決を見るに至らなかつた。

(三) 對フィンランド講和條約

同國との休戰條約におけるソ連の主張を認めた外相代理會議の採擇した原案が承認された。

(四) 對ルーマニア講和條約

同國がベッサラビアを除き、一九三八年一月の國境を回復すること、すなわち、トランシルバニアのルーマニア歸屬に意見の一致を見た。

(五) 對ブルガリア講和條約

同國がギリシャおよびユーゴスラヴィアにたいし賠償(金額未決定)を支拂うこと、ならびに同國領土は暫定的に一九四一年一月の國境線を基準として決定する(従つて南ドブルジャ地方はブルガリア領となる)ことに諒解が成立した。當時ソ連軍隊のブルガリアよりの撤退が問題となつたが、ソ連は交換條件として米英軍のイタリアよりの撤退を要求し、結局そのままとなつた。

なお、バルカン諸國との講和條約討議の際、アメリカはドナウ河の國際管理を提議したが、ソ連は本問題は講和問題と切離し、ユーゴおよびチェコを含む沿岸諸國參加の別個の會議を開催し決すべきであると主張した。

(六) オーストリア問題

アメリカはオーストリア問題の審議を提案したが、ソ連は右は今次外相會議の豫定外の問題であると拒否した。

(七) ドイツ問題

(イ) フランスがルール、ラインランドの國際化およびザール地方のフランスによる軍事的政治的管理を要求したが、ソ連はザール地方のフランスによる管理に反対した。(ロ) ドイツの非武装化問題に關し、アメリカは米英ソ佛四カ國の期限二十五年の相互援助條約を提案したが、ソ連は右はあまりに將來のことに屬するとの理由で同意しないで、まず、ドイツ各占領地區における武装解除の進捗状況の調査方を提案した。右提案は採擇され、武装解除および非ナチ化の進捗状況調査のための四カ國委員會が設置された。(ハ) 平和會議の開催に關し、ソ連は同會議召集前に四大國間において講和條約草案を完成することが必要であると強調した。

しかして、パリ外相會議は平和會議開催の期日、トリエスト問題、イタリアの植民地問題等の重要問題につき意見の一致を見ることなく五月十六日一たん休會した。ソ連外相モロトフは前記パリ外相會議に關し、五月二十七日ソ連新聞に見解を發表し、『ソ連はヤルタ、ポツダム協定に示された民主主義諸國との友好的協力精神にもとづき妥協的態度に出たが、アメリカは米英ブロックを形成して一方の意見を他方に押し付けようとした』と述べた。

六月二十五日會議は再開されたが、再開後の會議におけるソ連の態度は次の通りであつた。

(一) イタリア問題

(イ) 賠償問題についてはソ連は三億ドル(ソ連一億ドル、ユーゴスラヴィア、ギリシヤ、アルバニア三國の分として二億ドル)を固執するとともに、工業生産品を對象とすることを要求したが、大體においてソ連の要求が認められた。(ロ) 植民地問題は四國外相代理會議に付託しその報告をまつて一年以内に決定することとし、右期間内に解決しない場合には國連の勸告に従うことに意見の一致を見た。

(二) トリエスト問題

ソ連はこれを自治區としてユーゴの主權下に置き、四大國が承認する條件下に行政を行うか、あるいはイタリアおよびユーゴの共同主權下に置き一般投票により選出される人々から構成される議會を設置し、イ、ユ兩國の任命する各一名の知事により行政を行うか、二者擇一を要求したが、米英はこれに反対した。かくて、本問題は行詰りとなつたが、その間現地においてはイ、ユ兩國人の衝突、連合軍およびユーゴ軍の増強、アメリカ巡洋艦の派遣等のあることあり、事態が悪化したのかんがみ、フランスが折衷的新提案を行い、大體これが認められた。すなわち、イ、ユ國境線は伊境國境地點であるヴィジオより南下ゴリツィアに至り、さらにトリエスト東方數キロの地點を經由して同市を迂回し、西南に向い、トリエストより約二十キロ離れた港灣の一地點カボデ・イストリアに達する線(ヴェネチア・ジュリアの五分の三はユーゴ領となる)を承認し、トリエストおよびその隣接地域に關してはこれを自治地域とし、自由選舉にもとづく議會を設置し、その行政にはイ、ユ兩國が共同任命する知事の司會の下に米、英、ソ、佛、イ、ユ六カ國政府代表により構成される行政委員會がこれに當ること、行政委員會は四大國および國連安全保障理事會代表によつて構成される監督機關にたいし責任を負うこと、自治地域の保全是國連安全保障理事會が保障すること、行政委員會による國際管理は恒久的とすること(フランス案は向後十年であつたが、ソ連が恒久的とすることを主張し、右が採擇された)に意見の一致を見、細目に關しては未解決の問題を残したが、大綱において妥協に到達した。

(三) ドナウ河航行權問題

ソ連はい然平和條約問題と切離し、別個の會議において決定するべきであると主張した。

(四) ドイツ處理問題

(1) 非武装化問題、アメリカが提案した期限二十五年ドイツ非武装化相互援助條約案にたいし、ソ連は右は軍備再建防止の保障としては不十分であるとして、期限は四十年とすることを主張し、經濟的非軍事化および軍事産業の抹殺方法がヤルタおよびポツダム協定に則していないこと、ナチズムの再興防止に必要な政治的基礎の規定がないこと、占領期限の短縮を企圖していること、ナチ分子追放繼續の規定がないこと等を擧げて反對し、西部ドイツにおける土地改革およびカルテルの解體が不十分であり、また政治的經濟的非軍事化が進捗していないことを非難した。(2) 經濟的統一問題、アメリカはドイツを一個の經濟單位とし各占領地區間の生産品の交流および輸出入の均衡を確保するため、ドイツ中央行政機關の設置を提案し、ソ連は同機關の設置には異議がなかつた模様であつたが、フランスの主張するザール地方の除外に反對した。(3) 賠償問題、ソ連は百億ドルの賠償を要求し右はヤルタ會談において承認済みであると主張した。これにたいし、アメリカはヤルタ會談で百億ドルの數字を取上げたのは討議の便宜上の問題にすぎないと反對した。

(五) オーストリア問題

ソ連は西部オーストリアにいる白系ロシア人その他の親ナチス系流民を追放しない限り討議に應ずることはできないとして本問題の審議を拒否した。

かくて、パリ外相會議においては伊羅勃洪芬五カ國にたいする講和條約草案中二十六項につき意見の一致を見るに至らなかつたが、ともかく主要問題については一應意見の一致を見、七月二十九日歐洲平和會議の開催の運びとなつた。

第五節 歐洲平和會議

歐洲平和會議は二十カ國参加のもとに一九四六年七月二十九日パリに開催された。同會議においては小國の大國にたいする不満が曝露されただけでなく、舊樞軸衛星五カ國およびその他招請國の主張をめぐり、ソ連對米英プロックの對立が著しく露呈した。その間、ユーゴスラヴィアの米軍輸送機擊墜事件、バーンス國務長官のシュトゥットガルトにおける演説等があり、會議は異常な緊張を示したが、一方平和會議と平行して外相會議を開催して議事の進行に努めたほか米ソ兩國が外相會議の原案を支持する態度に出た結果、幾多の難關を越え、辛うじて講和條約案にたいする勸告案が決定されるに至つた。

ソ連と米英間に争點となつた主要問題を擧げれば次の通りである。

(一) 議決方式問題

オーストリアを始め小國側は單純多數決を主張し、條約案にたいする修正が三分の二の表決を必要とすれば、實際問題として外相會議は平和會議によつてなんら勸告を受けぬこととなり、關係國に首判を強いる結果となると論じた。これにたいし、ソ連は、單純多數決が採用されるならば、米英プロックは常に過半数の十一ないし十二票を確保することとなるとして三分の二多數決を主張したが結局イギリスの妥協案により、勸告案は、三分の二多數決と二分の

一多數決の二本建とすることが可決された。

(二) ユーゴスラヴィア、イタリア國境問題

イタリアはヴェネチア・ジュリア地方を要求し、ユーゴは同地方ことにゴリチア市一帯の歸屬を頑強に主張したが、ソ連は『トリエストはユーゴに與えるべきであると思うが、外相會議の申合せによりソ連はトリエストを國際化し、ユ、イ國境をフランス案の線に従つて劃定する四大國協定を支持する』と述べ、フランス案の線がユーゴの執拗な反對にも拘らず可決された。

(三) トリエスト問題

統治方法についても激論が交わされ、ソ連は右方法につき十項目を提案したがその中、(1)講和條約發効後外國軍隊は三十日以内に撤退すること、(2)講和條約發効後三カ月以内に人民議會の選挙を行い、立法行政上の最高權限をこの人民議會に付與すること、(3)トリエスト、ユーゴ間に關稅同盟を設定すること、(4)イタリア人のため極端な制限を設け、そのため大多數のイタリア人が自動的に排除されることとなるトリエスト市民權資格條項は鋭い對立を呼んだが、結局表決の決果、大體米英の主張を容れたフランス案が可決された。

(四) ギリシヤ、ブルガリア國境問題

ブルガリアはエーゲ海への出口を求めてギリシヤ領西部トラキヤの割讓を要求、ギリシヤは反對に南部ブルガリアのギリシヤへの歸屬を主張、紛糾を重ねたが、ソ連が一九四一年一月現在の線に決定することを提案し、分科委員會においては一應解決を見た。しかし、最後に本會議において表決の結果、賛成が過半数を占めるに至らず、ソ連の提

案は不採決となつた。なお、ギリシヤはブルガリアの對希策動を理由にブルガリア側國境地帯における要塞の構築禁止を提案し、右提案はソ連の猛烈な反對にも拘らず可決された。

(五) イタリアの賠償問題

イギリスがソ連の要求を制するため突如二百億ドルの賠償要求を提案して波瀾を起したが、ソ連の要求は貫徹され一億ドル七カ年拂が可決された。

(六) ドナウ河航行問題

バルカン三國との平和條約にドナウ河航行の自由に關する規定を挿入することは、ソ連が右は機會均等の名の下にドルによる支配を樹立しようとするものであると強硬に反對したが、講和條約發効後六カ月以内に沿岸國および四大國よりなる會議を召集する條項が挿入されることとなつた。

上述の通り、パリ平和會議はソ連對米英ブロックの對立によつて難航を續けたが、ともかく舊樞軸五カ國との條約草案の最終審議を了し、平和會議で決定を見た事項は勸告案として第四回外相會議に回付されることとなつた。

なお、ソ連はドナウ河航行問題、イタリア、ユーゴ國境問題、トリエスト行政方式問題、ギリシヤ、ブルガリア國境問題に關し少なからず不満を懷いていた模様で、モロトフは十月十四日、フィンランド條約の審議に當り、歐州平和會議においては一部大國は小國群にその意思を強制し、もつて過半数の票數を確保しようとした。このためドナウ河問題については沿岸國の主張が通らず、ギリシヤ、ブルガリア國境は確定を見ずして禍根を残した。また、アメリカのフィンランドに對する友好態度は見せかけに過ぎず、フィンランドはソ連こそ眞の友好國であることを認識するべ

きである』と述べるところがあつた。

第六節 第四回外相會議

第四回外相會議は一九四六年十一月四日よりニューヨークで開催され、パリ平和會議の勸告をしんしゃくして對伊羅勃洪芬五カ國平和條約案を最終的に審議した。本會議においてはパリ平和會議の論争が再び繰り返されたが、結局互譲により條約案は決定を見るに至つた。しかして主要諸問題解決の経緯は次の通りである。

(一) トリエスト問題

ソ連はい然トリエストの人民議會に最高權を付與すること、トリエスト、ユーゴ關稅同盟の設定、知事の權限縮少および撤兵問題に關する従來の主張を固執したが、大體米英案を取り入れたフランスの妥協案に落着した。

(二) 賠償問題

パリ平和會議において決定を見た羅勃洪三國の賠償はそのままとなつたが、イタリアおよびブルガリアの賠償については再び論争を生じ、ソ連の主張により、イタリアの賠償額は三億六千萬ドルに増額され、ブルガリアのそれはパリ會議の決定通り一億二千五百萬ドルに減額された。

(三) 補償問題

戰時中敵國により破壊され、または損害を受けた財産の敵國による補償率に關しては、在外資産をもたないで、かえつてルーマニアのような多額の補償を支拂うべき國を勢力圏に持つソ連と、反對の立場にある英佛との間に大きな

開きがあり、ソ連は補償率二五%を、英佛は七五%を主張したが、アメリカの斡旋により六六%三分の二に決定した

(四) ドナウ河航行問題

従來の主張にもとづく論争が蒸し返されたが、ソ連の讓歩によりパリ會議の決定通りとなつた。

(五) アルバニア問題

ソ連の主張によりアルバニアは始めてイタリアより五百萬ドルの賠償を受けることを認められただけでなく、對伊講和條約の調印にも参加することとなつた。

(六) ブルガリア、ギリシヤ國境問題

ソ連はギリシヤ領トラキヤの歸屬を要求するブルガリアを支持したが、結局兩國々境線には變更を加えず従來の線維持することとなり、またブルガリア側の國境地帯の非武裝化が決定され、ギリシヤの主張が容れられた。

要するに、賠償問題では米英がソ連に、ドナウ河航行權問題、トリエスト問題、ブルガリア、ギリシヤ國境問題ではソ連が米英に讓歩したこととなる。

なお、ニューヨーク外相會議に關しモロトフは歸國の途次、今次會議の成果は満足すべきものであると述べ、また十二月二十二日のブラウダ紙は、個々の點においては満足の行かないところもあるが、短期間に纏めあげたものとしては成功といえ、大國が國際協力にたいする確信を増大したことを示すものであると論じた。

第七節 第五回外相會議

ドイツおよびオーストリアとの講和條約問題の審議を目的とする第五回外相會議は一九四七年三月十日モスクワにおいて開催されたが、會議開催直後の三月十二日トルーマン大統領のギリシャ、トルコ援助聲明があり會議の不成功を印象づけた。果して會議はドイツ問題についてはプロシヤの解體、統一的非ナチ化計畫等の比較的小問題に關し、またオーストリア問題については流民の送還時期の決定、連合國軍の撤退期日等の問題に關し意見の一致を見ただけで、從來調停役を演じていたフランスもことドイツに關しては獨自の利害をもち、各國それぞれ意見が對立したため重要問題に關してはなんら妥協に至らなかつた。モロトフは本會議の不成功はアメリカが自説を他國に押しつけることだけを知つて、少しも妥協の態度を示さなかつたためであると述べ、五月十六日の「新時代」誌は『モスクワ會議の意義は紛争問題に關する大國の立場が一段と明瞭になつたことにある。この結果道は開けて行くであろう』と論ずるところがあつたが、論争的となつた主要問題に對するソ連の主張は次の通りである。

第一款ドイツ問題

(一) 非武装化および非ナチ化問題

ソ連はドイツにおける非武装化、軍事潜在力の破壊の遅延を指摘し、米英占領地區においてはドイツ軍隊を今なお残存させているとて米英の態度を攻撃し、非武装化促進のため連合國ドイツ管理々事會にたいし、(1)戦争遂行能力破壊に關する具體的計畫の樹立ならびにその實施、(2)一切の残存軍需資材および軍需施設の破壊、(3)一切のドイツ軍隊およびその補助機關の解散に關する任務を提案した。ソ連はまた米英佛占領地區内ではナチ分子がい然有力な地位を占めて非難したが、アメリカは右にたいし、このような非難は各地區の非ナチ化方法が異なるためであると述べ、統一ある非ナチ化方法の作成を提案するとともに、民主主義の解釋に關する基本的人權を保障することのほか、四項目にわたる民主化に關する統一計畫を提案した。

なお四十年ドイツ非武装化四國條約に關するアメリカの提案にたいし、ソ連は、非ナチ化の明示、ルールの四國管理規定の追加、トラストおよびカルテルの解體と右財産のドイツ國移管規定の追加、民主主義組織確立規定の付加および土地改革規定の設置を提議し、アメリカ案にたいし根本的修正を加えようとした。

(二) 賠償問題

ソ連はドイツにたいし百億ドル期限二十年の支拂ならびに工場施設その他資本財の撤去およびドイツの在外資産の分配によるだけでなく、新規生産品による賠償を要求した。しかしてソ連は、右賠償はヤルタ協定においてすでに承認されたものであると主張し、ヤルタ秘密協定の全文を公表するところがあつた。

(三) 經濟の統合問題

ソ連は賠償問題の觀點から賠償の保障のない經濟的統合には反對の態度を採り、米英占領地區の經濟統合はドイツ全國の經濟統合を規定したポツダム協定の違反であるとし即時撤廢を要求した。しかしてドイツの經濟問題に關しては、イギリスが歐洲經濟復興の見地からドイツ産業水準の引上げを提案したのにたいし、ソ連は工業生産品による賠償支拂の建前からドイツ工業水準を鋼鐵年産一千二百萬トンに引上げ、ドイツの輸出能力を増進し、これによつて獲得した代金は賠償物生産用の原料輸入に使用することを提案し、またルール工業地帯の四國による共同管理、カルテルおよびトラストの解體、國家移管を主張した。